

関西外国語大学短期大学部

各種規程

2020年度

目 次

関西外国語大学短期大学部 学則	7
学位規程	23
短期大学部履修規程	27
第1章 総則	29
教育課程表	30
第2章 単位の修得	32
第1節 授業時間	32
第2節 単位制	32
第3節 履修登録	33
第4節 出欠席の取扱	35
第5節 成績評価	36
第6節 進級、留年、成績不良による退学、除籍処分	38
第7節 既修得単位認定の取扱	39
第3章 科目の履修	40
第1節 総則	40
第2節 専門必修科目	40
第3節 専門選択科目	40
第4節 共通教育科目	41
第4章 偶発的事故等が発生した場合の授業の取扱	43
第5章 各種プログラム	44
第1節 IES (Intensive English Studies) プログラム	44
第6章 大学学部開講科目特別履修制度	45
第1節 大学学部開講科目特別履修制度	45
第7章 他大学との単位互換制度	46
第1節 大阪経済大学単位互換制度	46

第8章 資格取得	47
第1節 教職課程	47
第2節 図書館司書の資格課程	50
第3節 秘書士の資格課程	51
第9章 雑則	53
第10章 改廃	53
試験規程	55
第1章 総則	57
第2章 学期末試験	57
第3章 授業時間内試験	59
第4章 追試験	59
第5章 卒業判定不合格者試験	60
第6章 偶発的事故等が発生した場合の学期末試験の取扱	60
第7章 改廃	61
科目等履修生規程	63
留学規程	67
第1章 総則	69
第1節 留学の目的と種類	69
第2節 留学資格審査、留学選考試験および諸手続	71
第3節 留学に関する履修科目および単位認定の取扱	73
第4節 留学にかかわる奨学金の取扱	74
第5節 雑則	74
第2章 英語キャリア学部	75
第1節 総則	75
第2節 専門留学	76

第3節	ダブル・ディグリー留学	76
第4節	大学・大学院学位留学	77
第5節	2カ国留学	77
第6節	語学留学	78
第1款	夏季英語留学、夏季中国語留学	78
第2款	春季英語留学、春季スペイン語留学、春季中国語留学	78
第7節	私費留学	79
第3章	外国語学部	80
第1節	総則	80
第2節	ダブル・ディグリー留学	81
第3節	大学・大学院学位留学	81
第4節	2カ国留学	82
第5節	リベラルアーツ留学	83
第1款	リベラルアーツ留学	83
第2款	イベロアメリカリベラルアーツ留学	83
第6節	英語&リベラルアーツ留学	84
第7節	語学&インターンシップ留学	85
第1款	カリフォルニア大学留学&インターンシッププログラム@ディズニーマールドリゾート	85
第8節	語学留学	85
第1款	英語留学	85
第2款	スペイン語留学	87
第3款	中国語留学、フランス語留学、ドイツ語留学、韓国語留学、イタリア語留学、ロシア語留学、ベトナム語留学	88
第4款	夏季英語留学、夏季中国語留学	89
第5款	春季英語留学、春季スペイン語留学、春季中国語留学	89
第8節	私費留学	90
第4章	英語国際学部	91
第1節	総則	91
第2節	教育課程上の語学留学	92
第3節	ダブル・ディグリー留学	93
第1款	中国ダブル・ディグリー留学	93
第2款	ダブル・ディグリー留学(アメリカ・オーストラリア・カナダ・スウェーデン)	93
第4節	2カ国留学	94
第5節	リベラルアーツ留学	95
第6節	英語&リベラルアーツ留学	95
第7節	語学&インターンシップ留学	96
第1款	カリフォルニア大学留学&インターンシッププログラム@ディズニーマールドリゾート	96

第8節	語学留学	97
第1款	英語留学	97
第2款	中国語留学、フランス語留学、ドイツ語留学	97
第3款	夏季英語留学、夏季中国語留学	98
第4款	春季英語留学、春季中国語留学	99
第9節	中国インターンシップ(日本語 TA)	99
第10節	私費留学	100
第5章	短期大学部	101
第1節	総則	101
第2節	短期大学部ダブル・ディグリー留学	102
第3節	リベラルアーツ留学	103
第4節	英語&リベラルアーツ留学	104
第5節	語学&インターンシップ留学	104
第1款	カリフォルニア大学留学&インターンシッププログラム@ディズニーマワールドリゾート	104
第6節	語学留学	105
第1款	英語留学、中国留学	105
第2款	夏季英語留学、夏季中国語留学	106
第3款	春季英語留学、春季スペイン語留学、春季中国語留学	107
第7節	私費留学	107
第8節	ダブル・ディグリー留学	108
第9節	大学・大学院学位留学	109
第10節	2カ国留学	109
第11節	イベロアメリカリベラルアーツ留学	110
第6章	改廃	111
学生細則		113
第1章	総則	115
第2章	学習環境および秩序の維持等	115
第3章	証明書	116
第4章	入学誓約書、保証書、同意書の提出および学籍情報の登録、変更	117
第5章	学籍異動の手続	117

第6章 授業料その他納付金	119
第7章 公示および諸伝達	119
第8章 集会・行事および団体の設立等	119
第9章 学習・生活支援	120
第10章 保健衛生	120
第11章 通学時の遵守事項、通学方法と通学車両の登録	120
第12章 公欠および気象警報発表時等の授業の取扱	121
第13章 進路・就職指導および職業紹介等	123
第14章 表彰	124
第15章 その他	124
学生懲戒規程	125
授業料その他納付金規程	129

関西外国語大学短期大学部学則

関西外国語大学短期大学部学則

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 本学は、建学の理念に則り、公正な世界観にもとづき時代と社会の要請に応えていく実学の教授研究を通して、国際社会に貢献できる豊かな教養を備えた人材を育成することを目的とする。

(自己点検・評価等)

第 2 条 本学は、教育研究水準の向上を図り、その目的および社会的使命を達成するため、学校教育法第 109 条第 1 項に規定する教育研究等の状況について自ら点検および評価を行い、その結果を公表する。

2 前項の点検および評価を行うにあたっての項目の設定、実施体制等に関し必要な事項は自己点検・自己評価実施要項に定める。

(認証評価機関による評価)

第 3 条 本学は、前条の措置に加え、学校教育法第 109 条第 2 項に規定する認証評価機関による認証評価を受ける。

2 認証評価は、7 年以内の期間ごとに、適切な時期を設定して受ける。

(情報の公表)

第 4 条 本学は、教育研究活動等の状況について、広く周知を図ることができる方法によって公表する。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第 5 条 本学は、授業の内容および方法の改善を図るための組織的な研修および研究を実施する。

2 教育内容等の改善のための組織的な研修に関し必要な事項は関西外国語大学短期大学部ファカルティ・ディベロップメント委員会規程に定める。

(職員)

第 6 条 本学に学長を置く。

2 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

3 本学に副学長を置くことができる。

第 7 条 本学に教育職員、事務職員およびその他の職員を置く。

第 8 条 教育職員を分けて、教授、准教授、助教、講師および助手とする。

(教授会)

第 9 条 本学に教授会を置く。教授会は、学長、副学長および教授をもって組織する。ただし、必要に応じて、准教授、助教、講師および助手その他職員を加えることがある。

第 10 条 教授会は、教育研究に関する重要な事項について審議する機関であり、決定権者である学長に対して、教育研究に関する専門的な観点から意見を述べる。

2 教授会は、学生の入学、卒業、学位の授与その他教育研究に関する重要な事項で教授会の意見を聴くことが必要であると学長が定めるものについて、学長が決定するにあたり意見を述べる。

3 教授会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、および学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

4 教授会に関し必要な事項は教授会規程に定める。ただし、第 2 項に規定する学長が定めるものについては学長裁定で定める。

(教員連絡会議)

第 11 条 本学に教育研究、大学運営等に関する事項について報告および連絡する機関として、教員連絡会議を置く。

2 教員連絡会議に関し必要な事項は教員連絡会議規程に定める。

(各種委員会)

第 12 条 本学に教務委員会、その他委員会を置く。

2 委員会に関し必要な事項は別に定める。

第 2 章 学 科

(学 科)

第 13 条 本学に英米語学科を置く。

(教育上の目的等)

第 14 条 英米語学科の人材養成目的等については次のとおり定める。

本学科は、英語を中心とした言語運用能力の向上を図るとともに、日本と世界のなかで交流するときに求められる人間力と教養を高め、実践的な職業人または国内外の学士課程教育でより高度な専門性や教養を考究できる人材の育成を目的とする。

2 前項の教育上の目的にかかる達成目標等を学生の態様に応じて定め、学生に明示する。

(入学定員および収容定員)

第 15 条 本学の入学定員および収容定員は、次のとおりとする。

学科等	入学定員	収容定員
英米語学科	800	1,600
合 計	800	1,600

第 3 章 修業年限、在学年限、学年、学期および休業日

(修業年限)

第 16 条 修業年限は 2 年とする。

(在学年限)

第 17 条 在学年限は 4 年を超えることはできない。

(学 年)

第 18 条 学年は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。ただし、第 21 条の規定により 9 月に入学した者の学年は、9 月 1 日に始まり、翌年 8 月 31 日に終わる。

(学 期)

第 19 条 学年を次の 2 学期に分ける。

春学期 4 月 1 日から 8 月 31 日まで

秋学期 9 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで

(学生の休業日)

第 20 条 授業を行わない日(以下「休業日」という)は日曜日とする。

2 前項以外の休業日は、学長が第 18 条に規定する学年の初めに学年暦において定める。

3 必要があるときは、学長は前 2 項の休業日を臨時に変更し、または臨時に定めることができる。

第 4 章 入 学

(入学の時期)

第 21 条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、あらかじめ志願する者については、9月とすることができる。

(入学資格)

第 22 条 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 高等学校または中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む)
- (3) 外国において学校教育における 12 年の課程を修了した者またはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限り)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成 17 年文部科学省令第 1 号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(廃止前の大学入学資格検定規程(昭和 26 年文部省令第 13 号)による大学入学資格検定に合格した者を含む)
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18 歳に達したもの

(入学の出願)

第 23 条 本学への入学を志願する者は、所定の期日までに、入学願書に別表第 5 に定める入学検定料および別に定める書類を添えて願い出なければならない。

(入学志願者の選抜)

第 24 条 前条の入学志願者については、入学者選抜規程により選抜を行う。

(入学手続および入学許可)

第 25 条 前条の選抜による合格者は、教授会の議を経て、学長が決定する。

- 2 合格の通知を受けた者は、別に定めるところにより、所定の期日までに入学手続書類を提出するとともに別表第 6 に定める入学金その他納付金を納めなければならない。
- 3 前項の入学手続を完了した者に、学長が入学を許可する。

(再入学)

第 26 条 本学への再入学を志願する者があるときは、選考のうえ、学長が学年の始めにおいて相当年次に入学を許可することがある。

- 2 前項により再入学することのできる者は、第 44 条により本学を退学し 2 年以内の者とする。

(再入学の出願、入学者選抜、入学手続および入学許可)

第 27 条 再入学の出願、入学者選抜、入学手続および入学許可は、第 21 条および第 23 条から第 25 条までの規定を準用する。

第 5 章 教育課程および履修方法等

(教育課程の編成方針)

第 28 条 本学は、学科の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成する。

(成績評価基準等の明示等)

第 29 条 授業の方法および内容ならびに1年間の授業の計画は、学生に対してあらかじめ明示する。

- 2 学修成果にかかる評価および卒業の認定にあたっては、客観性および厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行う。

(教育課程の編成方法)

第 30 条 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目および自由科目に分け、これを各年次に配当して編成する。

- 2 各授業科目を専門教育科目および共通教育科目に区分する。
- 3 授業科目および単位数は、別表第1から別表第4のとおり定める。

(単位計算方法)

第 31 条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算する。

- (1) 講義については15時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については30時間の授業をもって1単位とする。
 - (2) 演習については30時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については15時間の授業をもって1単位とする。
 - (3) 実験、実習および実技については45時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については30時間の授業をもって1単位とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(単位の授与)

第 32 条 授業科目を履修し授業ごとに実施する試験に合格した者には、所定の単位を与える。成績評価は第40条にもとづき行う。

- 2 試験に関し必要な事項は試験規程に定める。

(履修方法)

第 33 条 授業科目の履修方法に関し必要な事項は履修規程に定める。

(履修科目の登録の上限)

第 34 条 学生が1学期間に履修科目として登録できる単位数の上限は、履修規程に定める。

(教職課程)

第 35 条 教員免許状を得ようとする者は、第46条に規定する卒業に必要な単位を修得するとともに、教育職員免許法および同施行規則により定める別表第3の単位をあわせて修得しなければならない。履修方法に関し必要な事項は履修規程に定める。

- 2 前項の免許状の種類は、中学校教諭二種免許状(英語)とする。

(図書館司書の資格課程)

第 36 条 図書館司書の資格を得ようとする者は、別表第 4 に定める単位を修得しなければならない。履修方法に関し必要な事項は履修規程に定める。

(他の短期大学または大学における授業科目の履修等)

第 37 条 本学が教育上有益と認めるときは、他の短期大学または大学との協議にもとづき、学生に当該他大学等の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、30 単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

3 前 2 項の規定は、学生が、外国の短期大学または大学に留学する場合について準用する。

4 前 3 項に定める他の短期大学等の履修等に関し必要な事項は履修規程および留学規程に定める。

(短期大学または大学以外の教育施設等における学修)

第 38 条 本学が教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学または高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項の規定により与えることができる単位数は、前条第 1 項および第 2 項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて 30 単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第 39 条 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に短期大学または大学において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生制度により履修した単位を含む)を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第 1 項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前 2 項により修得したものとみなし、または与えることのできる単位数は、再入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第 37 条第 1 項および第 2 項ならびに前条第 1 項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて 30 単位を超えないものとする。この場合において、第 37 条第 3 項において準用する同条第 2 項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせるときは、45 単位を超えないものとする。

4 本学に入学を許可された者の既修得単位に関し必要な事項は履修規程に定める。

(成績)

第 40 条 履修成績の基準は次のとおりとする。

優	100 点 ~ 80 点	}	合格
良	79 点 ~ 70 点		
可	69 点 ~ 60 点		
不可	59 点 ~ 0 点		不合格

第 6 章 留学、休学および退学等

(留学)

第 41 条 留学とは、外国の短期大学、大学およびそれらに相当する高等教育機関との協定または合意にもとづき、当該大学等の授業科目を履修することをいう。

- 2 本学が教育上有益と認めるときは、留学を希望する者に対して、学長が留学を許可する。
- 3 留学期間は、1年を限度として本学の在学期間に算入する。
- 4 留学期間中は、学生は授業料その他学生納付金を全額納入しなければならない。
- 5 留学に関し必要な事項は留学規程に定める。

(休学)

第 42 条 病気その他のやむを得ない理由により長期にわたって学修することができない者は、学長の許可を得て、休学することができる。

- 2 休学期間は1年以内とする。
- 3 休学期間は、通算して2年を超えることができない。
- 4 休学期間は在学期間に算入しない。
- 5 休学の手続に関し必要な事項は学生細則に定める。

(復学)

第 43 条 休学している者が復学を願い出たときは、学長が復学を許可することができる。

- 2 復学の手続に関し必要な事項は学生細則に定める。

(退学)

第 44 条 病気その他のやむを得ない理由等自己都合により退学しようとする者は、学長の許可を得なければならない。ただし、死亡の場合は、保証人の届出により退学とする。

- 2 退学の手続に関し必要な事項は学生細則に定める。

(除籍)

第 45 条 次の各号のいずれかに該当する者は、学長が除籍する。

- (1) 授業料その他納付金納付の義務を怠り届け出なくして滞納 30 日に及ぶ者
- (2) 第 17 条に規定する在学年限を超えた者
- (3) 第 42 条第 3 項に規定する休学期間を超えた者
- (4) 履修規程に定める留年期間を超えた者
- (5) 行方不明者

第 7 章 卒業および学位の授与

(卒業の認定)

第 46 条 本学に第 16 条に規定する修業年限 2 年以上在学し、次に定める卒業に必要な単位を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

専門教育科目は必修科目 25 単位、選択科目から 28 単位以上、計 53 単位以上
共通教育科目は 12 単位以上

(学位の授与)

第 47 条 卒業した者に対し、短期大学士の学位を授与する。

- 2 学位の授与に関し必要な事項は学位規程に定める。

第 8 章 賞 罰

(表彰)

第 48 条 学生でよくその本分を尽くし、学力優秀、品行方正で他の学生の模範となる者は表彰する。

- 2 表彰に関し必要な事項は学生細則に定める。

(懲戒)

第 49 条 本学の規則に違反し、または学生としての本分に反する行為をした者には、行為の軽重と教育上の必要を考慮して、学長が懲戒する。

- 2 前項の懲戒の種類は、退学、停学および譴責とする。
- 3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学業成績不良で成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当な理由がなく出席常でない者
 - (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者
- 4 懲戒に関し必要な事項は学生懲戒規程に定める。

第 9 章 長期履修制度

(長期履修)

第 50 条 学長は、学生が職業を有している等の事情により第 16 条に規定する修業年限を超えて 3 年または 4 年の期間にわたり計画的に履修し卒業を希望する旨を、あらかじめ入学前に申し出たときは、選考のうえ、長期履修を認めることができる。

- 2 長期履修を認められた者は、第 17 条の規定にかかわらず、あらかじめ申し出て認められた 3 年または 4 年の在学期間を超えて、休学期間を含め、2 年以内の在学期間の延長をすることができる。ただし、在学がその期間を超えるときは、学長が除籍する。
- 3 本章に定めるもののほか、長期履修に関し必要な事項は別に定める。

第 10 章 科目等履修生および外国人留学生

(科目等履修生)

第 51 条 本学の学生以外の者で、本学における授業科目を履修することを志願する者があるときは、本学の教育に支障のない限り、選考のうえ、学長が科目等履修生として許可する。

- 2 科目等履修生に関し必要な事項は科目等履修生規程に定める。

(外国人留学生)

第 52 条 大学教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学した外国人で正規課程に在籍するものを外国人留学生とする。

第 11 章 学生納付金

(授業料その他納付金の納付)

第 53 条 学生は、別表第 6 に定める授業料その他納付金を所定の期日までに納めなければならない。

- 2 授業料その他納付金の分納、延納または減免については、願い出により、これを許可することがある。
- 3 授業料は、欠席中または停学中であってもこれを減免しない。
- 4 第 42 条によって休学する者の授業料その他納付金については、授業料の半額を徴収する。
- 5 その他納付に関し必要な事項は授業料その他納付金規程に定める。

(授業料その他納付金の返還)

第 54 条 既納の授業料その他納付金は、原則として返還しない。ただし、在籍する学期前にその期分の授業料その他納付金を前納していた場合で、その期が至る前に入学を辞退し、または退学もしくは休学を願い出たときについては、授業料その他納付金規程に定めるところによる。

- 2 退学、除籍の者であっても既納の授業料その他納付金は返還しない。
- 3 その他返還に関し必要な事項は授業料その他納付金規程に定める。

第 12 章 付属施設

(付属施設)

第 55 条 本学に図書館学術情報センター、国際文化研究所、人権教育思想研究所、教職教育センターおよびイベロアメリカ研究センターを付設する。

- 2 付属施設に関し必要な事項は別に定める。

第 13 章 奨学制度

(奨学制度)

第 56 条 本学に奨学制度を設ける。

- 2 奨学制度に関し必要な事項は別に定める。

第 14 章 公開講座

(公開講座)

第 57 条 社会人の教養を高めることにより、文化の向上に資するためおよび職業または実社会に必要な能力を育成するため、本学に公開講座を開設することができる。

- 2 公開講座に関し必要な事項は別に定める。

第 15 章 雑 則

(改 廃)

第 58 条 この学則の改廃は理事会が行う。

(細 則)

第 59 条 この学則の施行に関する細則その他必要な事項は別に定める。

附 則

この学則は、昭和 28 年 4 月 1 日から施行する。

改 正	昭和 35 年 4 月 1 日	昭和 61 年 4 月 1 日	平成 16 年 4 月 1 日
	昭和 40 年 4 月 1 日	昭和 62 年 4 月 1 日	平成 17 年 4 月 1 日
	昭和 43 年 4 月 1 日	平成 3 年 4 月 1 日	平成 17 年 12 月 1 日
	昭和 49 年 4 月 1 日	平成 4 年 4 月 1 日	平成 19 年 4 月 1 日
	昭和 50 年 4 月 1 日	平成 5 年 4 月 1 日	平成 20 年 4 月 1 日
	昭和 51 年 4 月 1 日	平成 6 年 4 月 1 日	平成 21 年 4 月 1 日
	昭和 52 年 4 月 1 日	平成 7 年 4 月 1 日	平成 22 年 4 月 1 日
	昭和 53 年 4 月 1 日	平成 8 年 4 月 1 日	平成 23 年 4 月 1 日
	昭和 54 年 4 月 1 日	平成 9 年 4 月 1 日	平成 24 年 4 月 1 日
	昭和 56 年 4 月 1 日	平成 10 年 4 月 1 日	平成 25 年 4 月 1 日
	昭和 57 年 4 月 1 日	平成 11 年 4 月 1 日	平成 26 年 4 月 1 日
	昭和 58 年 4 月 1 日	平成 12 年 4 月 1 日	平成 27 年 4 月 1 日
	昭和 59 年 4 月 1 日	平成 14 年 4 月 1 日	平成 29 年 4 月 1 日
	昭和 60 年 4 月 1 日	平成 15 年 4 月 1 日	平成 30 年 4 月 1 日

附 則

1. この学則の改正は、2019 年 4 月 1 日から施行する。(2019 年 2 月 27 日改定)
2. 別表第 2、別表第 3 の規定は、2019 年 4 月入学生から適用し、それ以前の入学者については、従前どおりとする。

授 業 科 目 （第 30 条、第 35 条、第 36 条関係）

別表第 1 専門教育科目

区分	授 業 科 目	単位数	
専 門 教 育 科 目	必 修 科 目	College English Grammar	2
		Integrated English A: Reading & Understanding of Social Issues	2
		Integrated English B: Writing & Discussion of Social Issues	2
		Integrated English C: Reading & Discussion of Social Issues	2
		Integrated English D: Writing & Presentations about Social Issues	2
		Academic English A: Reading & Critical Approach	1
		Academic English B: Writing & Critical Approach	1
		Academic English for Global Issues	1
		TOEFL 演習 A	1
		TOEFL 演習 B	1
	TOEIC 演習	2	
	K.G.C. ベーシックス A	2	
	K.G.C. ベーシックス B	2	
	K.G.C. ベーシックス C	2	
	K.G.C. ベーシックス D	2	
	選 択 科 目	日本語文章表現法	4
		英検演習	2
		経済学	4
		経営学	4
		法学(日本国憲法 2 単位を含む)	4
政治学		4	
英語学概論		4	
倫理学		4	

区分	授 業 科 目	単位数	
専 門 教 育 科 目	選 択 科 目	社会科学特別演習 A	2
		社会科学特別演習 B	2
		社会科学特別演習 C	2
		社会科学特別演習 D	2
		人文学特別演習 A	2
		人文学特別演習 B	2
		人文学特別演習 C	2
		人文学特別演習 D	2
		言語特別講義 A	4
		言語特別講義 B	4
		言語特別講義 C	4
		言語特別講義 D	4
		人間科学特別研究 A	4
		人間科学特別研究 B	4
	人間科学特別研究 C	4	
	人間科学特別研究 D	4	
	人間科学特別研究 E	4	
	人間科学特別研究 F	4	
	人間科学特別研究 G	2	
	人間科学特別研究 H	2	
	人間科学特別研究 I	2	
	人間科学特別研究 J	2	
	必 修 科 目	Intensive English Studies A	2
		Intensive English Studies B	2
		Intensive English Studies C	1
		試験英語 A	2
試験英語 B		2	
試験英語 C		2	
国際関係論		4	
地域研究		4	

区分	授 業 科 目	単位数
専 門 教 育 科 目	比較文化研究	4
	社会学	4
	会计学	4
	グローバル・アース	4
	文化とくらし	4
	通訳基礎論	4
	国際コミュニケーション特別研究 A	4
	国際コミュニケーション特別研究 B	4
	国際コミュニケーション特別研究 C	4
	国際コミュニケーション特別研究 D	4
	国際コミュニケーション特別研究 E	4
	国際コミュニケーション特別研究 F	4
	国際コミュニケーション特別研究 G	2
	国際コミュニケーション特別研究 H	2
	国際コミュニケーション特別研究 I	2
	国際コミュニケーション特別研究 J	2
	エアライン・ビジネス	4
	ホスピタリティ	4
	ホテル・ビジネス	4
	英語ビジネスコミュニケーション	4
	秘書学概論	2
	秘書実務	2
	実務英語研究 A (航空)	2
	実務英語研究 B (旅行)	2
	実務英語研究 C (ホテル)	2
	サービス・ホスピタリティ特別研究 A	4
	サービス・ホスピタリティ特別研究 B	4
	サービス・ホスピタリティ特別研究 C	4
	サービス・ホスピタリティ特別研究 D	4
	サービス・ホスピタリティ特別研究 E	4

区分	授 業 科 目	単位数
専 門 教 育 科 目	サービス・ホスピタリティ特別研究 F	4
	サービス・ホスピタリティ特別研究 G	2
	サービス・ホスピタリティ特別研究 H	2
	サービス・ホスピタリティ特別研究 I	2
	サービス・ホスピタリティ特別研究 J	2
	海外事情研究 A	4
	海外事情研究 B	4
	海外事情研究 C	4
	海外事情研究 D	4
	海外事情研究 E	4
	海外事情研究 F	4
	海外事情研究 G	2
	海外事情研究 H	2
	海外事情研究 I	2
	海外事情研究 J	2

別表第2 共通教育科目

区分	授 業 科 目	単位数
共 通 教 育 科 目	クリティカル・シンキング	4
	人権問題論	4
	科学とくらし	4
	数学	4
	総合科目 A	4
	総合科目 B	4
	総合科目 C	4
	総合科目 D	2
	総合科目 E	2
	スポーツ健康科学	2
	キャリア形成	2
	情報処理概論	4
	企業倫理	4
	情報リテラシー A	1
	情報リテラシー B	1
	留学概論	2
	海外留学特別実践 A	2
	海外留学特別実践 B	2
	海外留学特別実践 C	2
	海外留学特別実践 D	2
	海外留学特別実践 E	2
	海外留学特別実践 F	2
	ボランティア実習 A	2
	ボランティア実習 B	2
	ボランティア実習 C	2
	ボランティア実習 D	2
ボランティア実習 E	1	

区分	授 業 科 目	単位数
共 通 教 育 科 目	インターンシップ A	2
	インターンシップ B	2
	インターンシップ C	2
	インターンシップ D	2
	インターンシップ E	1
	中国語 I	2
	中国語 II	2
	中国語 III	2
	中国語 IV	2
	スペイン語 I	2
	スペイン語 II	2
	スペイン語 III	2
	スペイン語 IV	2
	フランス語 I	2
	フランス語 II	2
	ドイツ語 I	2
	ドイツ語 II	2
	ハンブルク I	2
	ハンブルク II	2
	イタリア語 I	2
	イタリア語 II	2
	英米文学概論	4
	英米文学史	4
	英語科教育法	4

別表第3 教育の基礎的理解に関する科目等

免許法施行規則に定める科目	授業科目	単位数
教育の基礎的理解に関する科目	教育基礎論	2
	教職概論	2
	教育制度概論	2
	教育心理学	2
	特別支援教育概論	2
	教育課程の意義と編成	1
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳教育の理論と実践	2
	総合的な学習の時間の理論と実践	1
	特別活動の理論と実践	2
	教育方法の理論と実践	2
	生徒・進路指導論	2
	教育相談	2
教育実践に関する科目	教育実習	5
	教職実践演習(中学校)	2

別表第4 図書館司書に関する科目

区分		授業科目	単位数
図書館司書に関する科目	基礎科目	生涯学習概論	2
		図書館概論	2
		図書館制度・経営論	2
		図書館情報技術論	2
	図書館サービスに関する科目	図書館サービス概論	2
		情報サービス論	2
		児童サービス論	2
		情報サービス演習A	1
		情報サービス演習B	1
	図書館情報資源に関する科目	図書館情報資源概論	2
		情報資源組織論	2
		情報資源組織演習A	1
		情報資源組織演習B	1
	選択科目(乙群)	図書館基礎特論	1
		図書館情報資源特論	1
図書・図書館史		1	

別表第5 入学検定料(第23条、第51条関係)

対象年度入学者	区 分	納付金種別	金 額
全学生対象	短期大学部学生	入学検定料	30,000円
		入学検定料(センター試験利用入試) 3学科・コース出願まで	15,000円
		入学検定料(センター試験利用入試) 4学科・コース出願以上	20,000円
	科目等履修生	受入検定料	10,000円 *1

1. 本学卒業生、卒業見込者は半額とする。ただし、本学学生で授業担当教員等の指導にもとづき本学の特定の授業科目を履修する者は免除とする。

別表第6 入学金、授業料その他納付金(第25条、第27条、第51条、第53条関係)

対象年度入学者	区 分	納付金種別	金 額(年額)
全学生対象	短期大学部学生	入 学 金	250,000円 *1
		授 業 料	770,000円
		教育充実費	300,000円
	科目等履修生	登 録 料	10,000円 *2
		履 修 料	10,000円 *3

1. 再入学学生の入学金は150,000円とする。
2. 登録料は当該年度1回のみ徴収する。ただし、本学学生で授業担当教員等の指導にもとづき本学の特定の授業科目を履修する者は免除とする。
3. 履修料は1単位あたりの金額とする。ただし、本学学生で授業担当教員等の指導にもとづき本学の特定の授業科目を履修する者は免除とする。
4. 別表第6に規定するもののほか、教育に必要な費用を徴収することがある。

学 位 規 程

関西外国語大学短期大学部学位規程

(趣旨)

第 1 条 関西外国語大学短期大学部(以下「本学」という)学則第 47 条第 2 項の規定に基づき、本学において授与する学位に関し必要な事項は、本規程に定める。

(学位)

第 2 条 本学において授与する学位は、短期大学士とする。学位を授与するにあたっては、専攻分野を付記するものとする。

学科名	学位(専攻分野)
英米語学科	短期大学士(英語学)

第 3 条 学位の授与を受けた者は、学位の名称を用いるときは、本学の名称を付記するものとする。

(学位授与の要件)

第 4 条 短期大学士の学位は、本学学則第 16 条に規定する期間在学し、同学則第 46 条に規定する卒業要件を修得して卒業した者に授与する。

(学位記の様式)

第 5 条 学位記の様式は、別表のとおりとする。

(雑則)

第 6 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は学長が別に指示する。

(改廃)

第 7 条 この規程の改廃は理事会が行う。

附 則

1. この学位規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
2. この学位規程は、平成 27 年 4 月入学者から適用し、それ以前の入学者については、従前どおりとする。

別表1 短期大学部を卒業した場合

第○○○○○○号	学位記
関西外国語 大学短期大 学部印	氏名
	年 月 日生
右は本学英米語学科において 所定の課程を修め卒業したの で短期大学士(英語学)の学位 を授与する	
(和暦)○○○年○○月○○日	
関西外国語大学短期大学部 学長 ○○○○	学長印

履 修 規 程

関西外国語大学短期大学部履修規程

第 1 章 総 則

(趣旨)

第 1 条 この規程(以下「本規程」という)は、関西外国語大学短期大学部学則(以下「学則」という)にもとづき、入学から卒業までの授業科目(以下「科目」という)の履修登録、受講、単位修得方法等に関し必要な事項を定める。

別表6 教育課程表

専門必修科目 English Humanities and College Skills	配当年次・単位数		科目番号
	1	2	
College English Grammar	2		HCMS1021
Integrated English A: Reading & Understanding of Social Issues	2		HCMS1031
Integrated English B: Writing & Discussion of Social Issues	2		HCMS1032
Integrated English C: Reading & Discussion of Social Issues	2		HCMS1033
Integrated English D: Writing & Presentations about Social Issues	2		HCMS1034
Academic English A: Reading & Critical Approach		1	HCMS2041
Academic English B: Writing & Critical Approach		1	HCMS2042
Academic English for Global Issues		1	HCMS2043
TOEFL 演習 A	1		HCMS1051
TOEFL 演習 B	1		HCMS1052
TOEIC 演習	2		HCMS1053
K. G. C. ベーシックス A	2		HCSC1011
K. G. C. ベーシックス B	2		HCSC1012
K. G. C. ベーシックス C		2	HCSC2011
K. G. C. ベーシックス D		2	HCSC2012

専門選択科目	配当年次・単位数		科目番号
	1	2	
編入学準備科目群 Academic Preparation			
日本語文章表現法	4		APLG1011
英検演習	2		APMS1021
経済学	4		APEC1031
経営学	4		APBA1041
法学(日本国憲法2単位を含む)	4		APLA1051
政治学	4		APPS1061
英語学概論		4	APLG2071
倫理学	4		APLA1081
社会科学特別演習 A	2		APSC1101
社会科学特別演習 B	2		APSC1102
社会科学特別演習 C		2	APSC2101
社会科学特別演習 D		2	APSC2102
人文学特別演習 A	2		APSC1111
人文学特別演習 B	2		APSC1112
人文学特別演習 C		2	APSC2111
人文学特別演習 D		2	APSC2112
言語特別講義 A		4	APSC2121
言語特別講義 B		4	APSC2122
言語特別講義 C		4	APSC2123
言語特別講義 D		4	APSC2124
人間科学特別研究 A～F	4		APSC113A～F
人間科学特別研究 G～J	2		APSC113G～J
Intensive English Studies A	2		APMS1091
Intensive English Studies B	2		APMS1092
Intensive English Studies C	1		APMS1093
試験英語 A	2		APMS1022
試験英語 B	2		APMS1023
試験英語 C	2		APMS1024

専門選択科目	配当年次・単位数		科目番号
	1	2	
国際コミュニケーション科目群 Global Communication			
国際関係論	4		GCIR1011
地域研究	4		GCAS1021
比較文化研究	4		GCAS1031
社会学	4		GCSO1041
会計学	4		GCBA1051
グローバル・アース	4		GCSC1061
文化とくらし	4		GCSC1071
通訳基礎論		4	GCMS2081
国際コミュニケーション特別研究 A～F	4		GCSC109A～F
国際コミュニケーション特別研究 G～J	2		GCSC109G～J

専門選択科目	配当年次・単位数		科目番号
	1	2	
サービス・ホスピタリティ科目群 Service and Hospitality			
エアライン・ビジネス	4		SHTO1011
ホスピタリティ	4		SHTO1021
ホテル・ビジネス	4		SHTO1031
英語ビジネスコミュニケーション	4		SHBA1041
秘書学概論	2		SHSC1051
秘書実務	2		SHSC1052
実務英語研究 A(航空)	2		SHMS1061
実務英語研究 B(旅行)	2		SHMS1062
実務英語研究 C(ホテル)	2		SHMS1063
サービス・ホスピタリティ特別研究 A～F	4		SHSC107A～F
サービス・ホスピタリティ特別研究 G～J	2		SHSC107G～J
海外事情研究 A～F	4		SHSC108A～F
海外事情研究 G～J	2		SHSC108G～J

共通教育科目	配当年次・単位数		科目番号
	1	2	
教養教育科目群 General Education			
クリティカル・シンキング	4		GELA1011
人権問題論	4		GELA1021
科学とくらし	4		GELA1031
数学	4		GELA1041
総合科目 A	4		GELA1051
総合科目 B	4		GELA1052
総合科目 C	4		GELA1053
総合科目 D	2		GELA1054
総合科目 E	2		GELA1055
スポーツ健康科学	2		GESC1061
キャリア形成	2		GESC1071
情報処理概論	4		GESC1081
企業倫理	4		GELA1091
情報リテラシー A	1		GESC1082
情報リテラシー B	1		GESC1083
留学概論	2		GESC1101
海外留学特別実践 A～F	2		GESC111A～F
ボランティア実習 A～D	2		GESC112A～D
ボランティア実習 E	1		GESC112E
インターンシップ A～D	2		GESC113A～D
インターンシップ E	1		GESC113E

共通教育科目	配当年次・単位数		科目番号
	1	2	
言語教育科目群 Language Education			
中国語 I	2		LEFL1011
中国語 II	2		LEFL1012
中国語 III		2	LEFL2011
中国語 IV		2	LEFL2012
スペイン語 I	2		LEFL1021
スペイン語 II	2		LEFL1022
スペイン語 III		2	LEFL2021
スペイン語 IV		2	LEFL2022
フランス語 I	2		LEFL1031
フランス語 II	2		LEFL1032
ドイツ語 I	2		LEFL1041
ドイツ語 II	2		LEFL1042
ハンブル I	2		LEFL1051
ハンブル II	2		LEFL1052
イタリア語 I	2		LEFL1061
イタリア語 II	2		LEFL1062

共通教育科目	配当年次・単位数		科目番号
	1	2	
教職英語教育科目群 English and American Literature			
英米文学概論		4	LTLT2011
英米文学史		4	LTLT2012
英語科教育法	4		LTLT1011

第 2 章 単位の修得

第 1 節 授業時間

(Semester制)

第 2 条 科目の開講方法は、Semester制とする。

- 2 本規程におけるSemester制とは、春学期または秋学期の各学期をもって各科目を完結させる制度のことをいう。

(授業時間)

第 3 条 授業時間は、表 1 に定める。

表 1 授業時間

第 1 限	第 2 限	第 3 限	第 4 限	第 5 限	第 6 限
9 : 00 ~ 10 : 30	10 : 45 ~ 12 : 15	13 : 15 ~ 14 : 45	15 : 00 ~ 16 : 30	16 : 40 ~ 18 : 10	18 : 20 ~ 19 : 50
休憩	15 分	60 分	15 分	10 分	10 分

第 2 節 単位制

(単位の修得)

第 4 条 当該学期に履修登録を行った科目 (以下「履修科目」という) について単位を修得することができる。

- 2 履修科目の単位を修得するためには、授業の受講および授業外学修を行い、学則第 40 条の規定にしたがって 60 点以上の成績評価を取得しなければならない。
- 3 原則として、履修科目の授業にはすべて出席しなければならない。
- 4 履修科目の単位の認定は、各学期の基準日に在学している場合に行う。各学期の基準日は次の各号に定める。
 - (1) 春学期は 8 月 31 日。
 - (2) 秋学期は 2 月末日。
- 5 授業出席に関して不正行為と判断された場合は、当該科目の成績評価は 0 点となり、単位を修得できない。
- 6 学期末試験および授業時間内に実施される中間テストないし小テスト等各種の試験において、不正行為と判断された場合は、当該科目のみならず、当該学期の全履修科目の成績評価は 0 点となり、単位を修得できない。
- 7 課題レポートや論文等の作成において、剽窃またはインターネットからのコピー・アンド・ペースト等の不正行為と判断された場合は、当該科目の成績評価は 0 点となり、単位を修得できない。

(卒業所要単位)

第 5 条 卒業所要単位は表 2 に定める。表 2 に定められた所要単位をすべて充足しなければならない。

表2 卒業所要単位

区分	各学年単位数		合計
	1年次	2年次	
専門必修科目	18	7	25
専門選択科目	28		28
共通教育科目	12		12
卒業所要単位数			65

- 2 学則第30条第2項に定める科目は、本規程上、次の各号のとおり区分する。
 - (1) 専門教育科目は、専門必修科目と専門選択科目に区分する。専門選択科目は、「編入学準備科目群」、「国際コミュニケーション科目群」、「サービス・ホスピタリティ科目群」の3つの科目群に区分する。
 - (2) 共通教育科目は、「教養教育科目群」、「言語教育科目群」、「教職英語教育科目群」の3つの科目群に区分する。
- 3 専門選択科目の卒業所要単位を超えて修得した単位は、共通教育科目の修得単位として含めることができる。
- 4 卒業要件65単位以外に、入学から卒業までの間に、英検2級以上の取得、またはTOEFL100点以上、もしくはTOEIC200点以上の得点アップを図るよう努めなければならない。

第3節 履修登録

(履修登録の定義)

第6条 履修登録とは、履修する科目を、自らの責任において、WEB学修支援システムを通じて登録することをいう。

(履修登録の方法)

- 第7条 履修登録は学期ごとに行い、所定の期間内に完了しなければならない。
 - 2 所定の期間内に履修登録を行わなかった場合は、当該学期における登録はなかったものとし、授業への出席や各種試験受験等の事実にかかわらず、単位を修得できない。
 - 3 所定の期間内に履修登録を完了できない場合は、あらかじめ教務委員会に申し出て許可を得なければならない。
 - 4 履修登録は、授業外学修に要する学修時間を考慮するとともに、2年間の学修計画を立て、進級、卒業要件等を自ら確認したうえで慎重に行わなければならない。
 - 5 本規程に定めるもののほか、履修に関し必要な事項は、履修登録ガイダンス時に配付する「履修マニュアル」によって公示する。

(履修確認)

- 第8条 履修確認とは、WEB学修支援システムにおける履修登録の最終手続として、申請登録ボタンを押すことをいう。
 - 2 履修確認は、自らが責任をもって所定の期間内に必ず行わなければならない。
 - 3 履修確認後は、登録した科目の変更や追加等は一切認められない。

(履修登録単位数の上限)

第 9 条 各学期に履修できる単位数は、24 単位を限度とする。ただし、次の各号に定める科目等の単位数は、各学期の履修登録単位数に算入しない。

- (1) 専門必修科目のうち、「K.G.C. ベーシックス A から D」。
 - (2) 専門選択科目のうち、「試験英語 A から C」、「情報リテラシー A および B」、「ボランティア実習 A から E」、「インターンシップ A から E」。
 - (3) 教育の基礎的理解に関する科目等に定める科目。
 - (4) 図書館司書に関する科目。
 - (5) 集中講義科目。
 - (6) その他教務委員会が指定した科目。
- 2 前項の規定にかかわらず、教務委員会が必要と判断した場合は、各学期に 24 単位を超えて履修を認めることがある。
- 3 他大学等との単位互換制度にもとづく履修科目、その他別に定める諸制度にもとづく履修科目の単位は、当該学期の履修登録単位数に算入する。

(最低履修科目数)

第 10 条 各学期において、卒業要件科目を 1 科目以上履修しなければならない。

(クラス指定科目)

第 11 条 クラス指定科目とは、あらかじめ履修の学期、曜日、時限等が指定されている科目のことであり、原則として指定の変更はできない。

(配当年次)

第 12 条 配当年次とは、当該科目が履修可能となる学年をいう。上位配当年次の科目は履修できないが、下位配当年次の科目は履修できる。

- 2 前項にかかわらず、教務委員会が特に教育上有益であると判断した場合は、上位配当年次の科目の履修を認めることがある。

(不開講科目等)

第 13 条 年度や学期によって開講されない科目や集中講義となる科目がある。

- 2 原則として、履修者が 10 名未満の科目は不開講となる。この場合、新たな科目の追加履修はできない。

(履修者数の制限)

第 14 条 科目によって、クラスサイズを調整するため履修者数を制限することがある。

- 2 前項にもとづき、履修登録を行う前に抽選または選考を行うことがある。
- 3 抽選または選考が必要な科目について、これを経ないで履修登録を行った場合は、当該科目の登録は無効となる。

(単位既修得科目)

第 15 条 単位を修得した科目は、原則として再度履修することはできない。ただし、教務委員会が指示した科目は、この限りではない。

(同一時限重複履修)

第 16 条 当該学期の同一時限に重複して科目を履修することはできない。

(再履修)

第 17 条 再履修とは、不合格になった科目を再度履修登録することをいう。再履修科目の履修方法は、教務委員会が別途指示する。

(履修取消)

第 18 条 履修科目の取消は、原則として認めない。ただし、専門選択科目、共通教育科目について、やむを得ず取り消す必要がある場合は、指定された期間内に、指示された方法で、自らの責任において履修取消の手続を行わなければならない。

2 手続を行わずに放棄した科目の成績評価についても、3年次編入学や留学等学内の諸制度の選考基準となる学内成績の平均点算出時に算入する。

(授業料その他納付金未納者の履修登録の取扱)

第 19 条 授業料その他納付金の未納者は、当該学期の履修登録は無効となり、授業への出席や各種試験受験等の事実にかかわらず、単位を修得することができない。

第 4 節 出欠席の取扱

(学生証の携帯)

第 20 条 授業への出席に際しては、常時、学生証を携帯しなければならない。

2 学生証不携帯は、担当教員の判断により欠席として扱われることがある。

(遅刻および早退の取扱)

第 21 条 遅刻の取扱は、授業開始後 10 分までとする。10 分を超える遅刻および早退は、担当教員の判断により欠席として扱われることがある。

(授業中の途中退出)

第 22 条 授業運営の妨げになるため、原則として授業中に教室から退出してはならない。やむを得ない事情により退出する場合は、担当教員に許可を得なければならない。

2 無断で退出した場合は、担当教員の判断により欠席として扱われることがある。

(出欠席調査)

第 23 条 出欠席調査は、所定の期間内に行う。

(調査結果の取扱)

第 24 条 出欠席調査の結果は、履修可否や留学等学内の諸制度の選考における判定基準として利用される。

(専門必修科目出席不良者に対する面談指導)

第 25 条 専門必修科目において、各学期の所定の期間内における授業回数の 2 分の 1 以上を欠席した科目が 2 科目以上の者を専門必修科目出席不良者という。

2 専門必修科目出席不良者に対して、クラス担任が面談指導を行う。当該面談指導は、就学状況を改善し、2 年間で卒業できるよう促すことを目的とする。

3 専門必修科目出席不良者への通知は、本人および保護者連名のうえ、保護者宛に郵送する。

(公欠)

第 26 条 公欠は、学生細則第 36 条の規定にしたがう。公欠とは、当該授業への不参加を欠席として扱わないことをいい、当該授業における教授内容(中間テストないし小テスト等各種の試験やレポートの提出を含む)を免除するものではない。

(傷病等欠席)

第 27 条 傷病等欠席とは、感染症(学校保健安全法施行規則第 18 条に定めるものに限る)を除く傷病等で 1 か月未満欠席することをいい、診断書または病状証明書(所定様式)等を担当教員に提出しなければならない。ただし、学生細則第 36 条に定める公欠には該当しない。

(長期欠席)

第 28 条 長期欠席とは、1 か月を超えて欠席することをいい、診断書または病状証明書(所定様式)等を添えて教務部に長期欠席届を提出しなければならない。ただし、学生細則第 36 条に定める公欠には該当しない。

第 5 節 成績評価

(成績評価)

第 29 条 履修科目の成績は、学期末試験、中間テスト等の試験、レポート、授業への参加度等を総合して評価する。具体的な評価基準は、履修する科目の担当教員より授業計画書(コース・シラバス)にて公示する。

- 2 学期末試験、授業時間内試験、追試験、卒業判定不合格者試験等の取扱は、「短期大学部試験規程」に定める。

(成績発表)

第 30 条 成績は学期ごとに通知する。成績の発表は点数表記とし、60 点以上を合格、60 点未満を不合格とする。

- 2 通知方法は、本人および保護者連名のうえ、保護者宛に郵送する。
- 3 当該年度履修科目および過年度単位修得科目を、成績通知表に表記する。

(Grade Point)

第 31 条 履修科目の成績点数に応じて、相応する Grade Point を付与する。Grade Point の付与基準は表 3 に定める。

表 3 Grade Point の付与基準

成績点数	Grade Point
100 ~ 97	4.0
96 ~ 93	
92 ~ 90	3.7
89 ~ 87	3.3
86 ~ 83	3.0
82 ~ 80	2.7
79 ~ 77	2.3
76 ~ 73	2.0
72 ~ 70	1.7
69 ~ 67	1.3
66 ~ 63	1.0
62 ~ 60	0.7
59 ~ 0	0.0

(Grade Point Average)

第 32 条 学生が学修の成果を自ら検証するための指標として、Grade Point Average (以下「GPA」という)を算出する。

2 GPA を算出するための対象科目(以下「GPA 対象科目」という)は、原則として卒業要件単位に算入する全科目とする。ただし、単位認定科目等、成績点数の表記がない科目は除外する。

3 GPA の算出方法は、表 4 のとおり定める。

表 4 GPA の算出方法

$$\text{GPA} = \frac{\text{(GPA 対象科目の Grade Point} \times \text{単位数)の総和}}{\text{GPA 対象科目の単位数の総和}}$$

4 GPA は、当該学期に履修した科目のみを算入する「学期 GPA」と、入学後に履修したすべての科目を算入する「累積 GPA」に分ける。

(Letter Grade)

第 33 条 履修成績を英文成績証明書に表記する場合は、履修科目の成績点数に応じて、相応する Letter Grade を用いる。Letter Grade の基準は表 5 に定める。

表 5 Letter Grade の基準

成績点数	Letter Grade
100 ~ 97	A+
96 ~ 93	A
92 ~ 90	A-
89 ~ 87	B+
86 ~ 83	B
82 ~ 80	B-
79 ~ 77	C+
76 ~ 73	C
72 ~ 70	C-
69 ~ 67	D+
66 ~ 63	D
62 ~ 60	D-
59 ~ 0	F
単位認定科目	T

(成績評価の取扱)

第 34 条 成績評価は、履修可否や留学等学内の諸制度の選考における判定基準として利用される。

- 2 学内成績の平均点算出対象科目は、過年度の不合格科目を含めた卒業要件の対象となる全履修科目とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、次の各号に定める科目の成績については、学内成績平均点算出時に算入しない。
 - (1) 「試験英語 A から C」
 - (2) 「人間科学特別研究 A から J」「国際コミュニケーション特別研究 A から J」「サービス・ホスピタリティ特別研究 A から J」「海外事情研究 A から J」「海外留学特別実践 A から F」(海外留学等による単位認定の場合のみ)
 - (3) 「ボランティア実習 A から E」「インターンシップ A から E」
 - (4) 教育の基礎的理解に関する科目等に定める科目
 - (5) 図書館司書に関する科目
 - (6) その他資格取得に必要な専門科目
- 4 一旦不合格になった科目を次学期以降に再履修した場合は、当該科目の成績および前項の平均点は上書きされる。

(専門必修科目成績不良者に対する面談指導)

第 35 条 各学期の専門必修科目において、2 科目以上単位を修得できなかった者を専門必修科目成績不良者という。

- 2 春学期の履修科目における専門必修科目成績不良者に対して、クラス担任が面談指導を行う。当該面談指導は、就学状況を改善し、2 年間で卒業できるよう促すことを目的とする。
- 3 専門必修科目成績不良者への通知は、本人および保護者連名のうえ、春学期成績発表時に保護者宛てに郵送する。

第 6 節 進級、留年、成績不良による退学、除籍処分

(進級)

第 36 条 進級とは、当該学年での学修を修了し、上位学年での学修を開始することをいう。

- 2 1 年次生が 2 年次へ進級するためには、1 年次終了までに卒業要件科目 24 単位以上を修得しなければならない。

(留年)

第 37 条 前条に定める進級要件を充足できない者は、当該年次に留年となる。

- 2 留年者に対して、クラス担任が面談指導を行う。クラス担任は GPA 等を勘案し成業の見込がないと判断した場合は、面談時に退学勧奨を行うことができる。
- 3 面談指導には、保護者を同伴させることがある。
- 4 年次にかかわらず 2 回目の留年のおそれがあると判断された者は、成業の見込がないとみなされ、学則第 49 条第 3 項第 2 号の規定にもとづき退学処分されることがある。
- 5 同一学年次に留年が 2 回にわたる場合は、学則第 45 条第 4 号の規定にもとづき除籍する。

第 7 節 既修得単位認定の取扱

(単位認定の申請手続)

第 38 条 単位認定の手続は、入学時の教務オリエンテーション後、指定した期日までに教務部に申請しなければならない。

2 申請時に必要な書類は次の各号に定める。

- (1) 出身大学または短期大学の既修得単位を証明する成績証明書または単位修得証明書
- (2) 既修得科目の講義概要
- (3) 本学所定の既修得単位認定申請書(教務部に置く)

(認定対象科目)

第 39 条 認定対象科目とは、学則第 39 条の規定にもとづき、他の大学または短期大学における既修得単位の認定にあたって、本学科目中、専門選択科目、または共通教育科目の中から本学が指定する科目とする。

(認定単位数)

第 40 条 既修得単位の認定は、15 単位を超えない範囲で行う。

(認定基準)

第 41 条 単位の認定は、申請手続時に提出された成績証明書、講義概要等により判断する。

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、単位を認定しないことがある。

- (1) 既修得科目の授業時間数および単位計算方法が本学の基準に準じたものでない場合。
- (2) 成績評価が低い場合。

3 教務委員会が必要と判断した科目は、試験等を課すことがある。

第 3 章 科目の履修

第 1 節 総則

(教育課程表)

第 42 条 教育課程表は、別表 6 に定める。

- 2 教育課程表に表記する科目番号は、科目履修の順序や学問分野の分類等を表す。学生は、学修したい分野に関して、科目番号を勘案し、主体的かつ体系的に学修計画を立てなければならない。

(科目名称)

第 43 条 科目の末尾に表示されているローマ数字 I から IV は、科目のレベルを表す。原則として、小さい数字の科目の単位を修得しておかなければ、続く大きい数字の科目を履修できない。ただし、教務委員会が指定する特定科目および個別の許可申請により教務委員会が履修を認めた科目は、この限りではない。

- 2 科目の末尾に表示されているアルファベット A から Z は、科目の種類を表す。アルファベットの順序にかかわらず、履修希望科目を任意に選択することができる。

(先修条件)

第 44 条 特定の科目の履修にあたっては、教務委員会が指定する科目をあらかじめ修得しておかなければならない。これを先修条件という。

(開講学期)

第 45 条 科目の開講学期は、開講年度の時間割に定める。

- 2 一部の科目は、通年開講や集中講義とする場合がある。

第 2 節 専門必修科目

(専門必修科目のクラス編成)

第 46 条 英語運用能力を養成する科目の受講クラスは、教務委員会がクラス編成テストの成績にもとづき習熟度別にクラス編成を行い、時間割を指定する。

第 3 節 専門選択科目

(「言語特別講義」)

第 47 条 「言語特別講義 A および B」は、本学外国語学部スペイン語学科または英語国際学部英語国際学科への 3 年次編入学準備のための科目であり、一定の成績を修めることで、所定学部・学科への編入学出願資格が与えられる。詳細は「3 年次編入学募集要項」に定める。

- 2 「言語特別講義 C および D」は、本学外国語学部スペイン語学科または英語国際学部英語国際学科への 3 年次編入学を支援するための科目である。ただし、当該科目は、編入学出願資格の条件とはならない。

(先修条件)

第 48 条 「言語特別講義 A から D」は、1 年次において「中国語 I および II」または「スペイン語 I および II」を修得しなければ履修できない。

(「人間科学特別研究」「国際コミュニケーション特別研究」「サービス・ホスピタリティ特別研究」)

第 49 条 「人間科学特別研究 A から J」「国際コミュニケーション特別研究 A から J」「サービス・ホスピタリティ特別研究 A から J」は、原則として本学が派遣する留学生の単位認定対象科目とする。

(「Intensive English Studies」)

第 50 条 「Intensive English Studies A から C」は、IES プログラム履修者を対象とする。履修方法等は、別途定める。

(「試験英語」)

第 51 条 「試験英語 A から C」は授業外での自学自習の成果に対して単位を認定する科目である。

2 「試験英語 A」は実用英語検定試験で 2 級以上、TOEIC で 530 点以上、TOEFL で 480 点 (iBT54) 以上、の 3 条件のうち、2 つ以上取得した場合に単位を認定する。

3 「試験英語 B」は TOEIC で 600 点以上かつ TOEFL で 500 点 (iBT61) 以上取得した場合に単位を認定する。

4 「試験英語 C」は実用英語検定試験で準 1 級以上または TOEIC で 730 点以上もしくは TOEFL で 550 点 (iBT79) 以上取得した場合に単位を認定する。

5 単位認定の対象となるものは、入学後の受験のものとする。申請書類とともに、得点通知票の原本または合格通知表の原本を提出しなければならない。単位認定申請時に提出する TOEIC および TOEFL の得点通知票は、過去に単位認定申請に使用したものは受け付けられない。

6 申請の締切は各学期の授業終了日とする。単位認定の取扱は、本規程第 4 条第 4 項第 1 号および第 2 号の規定を適用する。

7 1 回の申請で認定されるのは「試験英語 A から C」のうち 1 科目 2 単位を上限とする。

8 「試験英語 C」の認定後に「試験英語 A および B」の単位認定の申請はできない。また、「試験英語 B」の認定後に「試験英語 A」の単位認定申請はできない。

(「海外事情研究」)

第 52 条 「海外事情研究 A から J」は原則として本学が派遣する留学生の単位認定対象科目とする。

第 4 節 共通教育科目

(「総合科目」)

第 53 条 「総合科目 A から E」は、人文・社会・自然科学の分野を特定せず、担当教員が授業計画書によって講義概要を決定する。

(「海外留学特別実践」)

第 54 条 「海外留学特別実践 A から F」は原則として本学が派遣する留学生の単位認定対象科目とする。

(「ボランティア実習」「インターンシップ」)

第 55 条 「インターンシップ A から E」は企業や教育現場等でのインターンシップ(就業体験)に対して単位の認定を行う。

2 「インターンシップ A から E」の履修方法は、本学キャリアセンター、教職教育センター、国際交流部におけるインターンシップ登録者に対して教務委員会が別途指示する。

3 「ボランティア実習 A から E」は、国内外でのボランティア活動に対して単位の認定を行う。

4 「ボランティア実習 A から E」を履修するためには、実習開始の 1 か月前までに実習計画書(所定様式)を教務部に提出し、事前に教務委員会の許可を得なければならない。

- 5 実習時間数、実習報告書、実習先からの報告書等にもとづき、単位の認定を行う。単位認定の基準は次の各号に定める。
 - (1) 30 時間以上 60 時間未満の実習に対して 1 単位を認定する。
 - (2) 60 時間以上 120 時間未満の実習に対して 2 単位を認定する。
 - (3) 120 時間以上 180 時間未満の実習に対して 4 単位を認定する。
 - (4) 180 時間以上 240 時間未満の実習に対して 6 単位を認定する。
 - (5) 240 時間以上の実習に対して 8 単位を認定する。
- 6 春期休暇中に行った実習は、次年度春学期の履修科目として単位の認定を行う。2 年次学年末の春期休暇に行った実習の単位の認定は行わない。単位認定の取扱は、本規程第 4 条第 4 項第 1 号の規定を適用する。
- 7 夏期休暇中に行った実習は、当該年度秋学期の履修科目として単位の認定を行う。8 月卒業予定者の単位の認定は行わない。単位認定の取扱は、第 4 条第 4 項第 2 号の規定を適用する。
- 8 当該学期の履修科目として取り扱うためには、当該学期の授業終了日までに単位認定に必要な報告書等の書類を教務部まで提出しなければならない。
- 9 各学期間で所定の実習時間数を充足できない場合は、次学期以降に行う実習時間を加算することができる。希望者は、各学期終了までに実習継続願（所定様式）を教務部に提出し、教務委員会の許可を得なければならない。この場合、実習内容を変更しても構わない。
- 10 そのほか、必要な事項は、「実習ハンドブック」に定める。

第 4 章 偶発的事故等が発生した場合の授業の取扱

(偶発的事故等が発生した場合の授業の取扱)

第 56 条 次の各号のいずれかに該当する場合は、学生細則第 37 条、第 38 条、第 39 条および第 40 条の規定にもとづき、表 7 の措置を講ずる。

- (1) 大阪府下に特別警報(大雨特別警報、大雪特別警報、暴風特別警報、暴風雪特別警報、波浪特別警報、高潮特別警報をいう)または暴風警報が発表された場合。
- (2) 台風の接近等により学生細則に定める公共交通機関が運休した場合。
- (3) ストライキにより京阪電鉄が運休した場合。

2 第 1 項の規定にかかわらず、災害その他特別の事由がある場合は、教務委員会の判断により臨時に休講の措置を講ずることがある。

表 7 偶発的事故等が発生した場合の授業の取扱

警報およびストライキ等の解除時刻	授業の取扱
午前 7 時までに解除された場合	第 1 限目から授業を行う
午前 11 時までに解除された場合	第 1・2 限目は休講とし、第 3 限目から授業を行う
午前 11 時を過ぎて解除された場合	終日休講とする

第 5 章 各種プログラム

第 1 節 IES (Intensive English Studies) プログラム

(目的)

第 57 条 本プログラムは、「英語を母語としない外国人等に対する英語教育 (TEFL/TESL/TESOL)」の資格を持つ外国人教員を海外から直接本学に招聘し、すべて英語による授業を行うことにより、英語の運用能力を高めることを目的とする。

(申込資格)

第 58 条 次の各号の条件をすべて充足する者に申込資格を与える。

- (1) 1年間受講する意志のある者。
- (2) クラス編成テストを受験した者。

(募集時期)

第 59 条 募集時期は、次の各号に定める。

- (1) 1年次履修者は入学前に募集する。概要、選抜方法、日程等は、入学前に通知する。
- (2) 2年次履修者は1年次秋学期に募集する。概要、選抜方法、日程等は、学内掲示板で通知する。

(履修者の選考)

第 60 条 履修者の選考は1年ごとに行い、本学が実施するクラス編成テスト等により選抜する。

(対象科目および授業時間数等)

第 61 条 対象科目および授業時間数等は、表8に定める。

表8 IES 対象科目および授業時間数等

学年	学期	時間数 / 週	対象科目	科目区分および単位数	
				専門必修	専門選択
1	春	90分×2	Integrated English A: Reading & Understanding of Social Issues	2	
		90分×2	Integrated English B: Writing & Discussion of Social Issues	2	
	秋	90分×2	Integrated English C: Reading & Discussion of Social Issues	2	
		90分×2	Integrated English D: Writing & Presentations about Social Issues	2	
2	春	90分×1	Academic English A: Reading & Critical Approach	1	
		90分×1	Academic English B: Writing & Critical Approach	1	
		90分×2	Intensive English Studies A		2
	秋	90分×1	Academic English for Global Issues	1	
		90分×2	Intensive English Studies B		2
		90分×1	Intensive English Studies C		2

(履修継続要件)

第 62 条 春学期終了時に、成績不良、出席不良等により履修を継続させることが不適格と教務委員会が判断した者は、秋学期から本プログラムを履修できない。この場合は、秋学期より一般授業を履修する。

- 2 1年次で IES 対象科目の成績、出席状況、受講態度などが不良の者は、2年次での履修は認めない。

第 6 章 大学学部開講科目特別履修制度

第 1 節 大学学部開講科目特別履修制度

(対象科目)

第 63 条 履修対象科目は、開講学部が指定する科目とする。

(申込資格)

第 64 条 学内成績が優秀で、出席状況が良好である者。

(履修単位数)

第 65 条 在学中に修得できる単位数は、原則として 8 単位を限度とする。

2 本学が特に教育上有益であると判断した場合は、8 単位を超えて履修を許可することがある。

(履修許可)

第 66 条 履修を希望する者は、別に定める「大学学部開講科目特別履修生募集要項」にしたがい申込手続を行い、許可を得なければならない。履修可否は教務委員会が判定する。

2 前項による履修可否は、科目を開講する当該学部等の学生の受講人数を勘案のうえ、判定を行う。

3 履修を許可された場合は、途中放棄や履修取消は、原則として認められない。

(履修期間)

第 67 条 大学学部開講科目特別履修生として受講できる履修期間は、履修を認められた科目の開講期間とする。

(科目の読み替え)

第 68 条 学部で履修した科目の成績は、短期大学部の科目の成績を修めたものとして 1 科目の読み替えを行う。

2 読み替え対象科目は表 9 に定める。

表 9 学部開講科目の読み替え対象科目

読み替え対象科目
言語特別講義 C・D、人間科学特別研究 A～J、 国際コミュニケーション特別研究 A～J、 サービス・ホスピタリティ特別研究 A～J

(受講料)

第 69 条 大学学部開講科目特別履修にともなう登録料や授業料等は徴収しない。ただし、演習や実習に必要な実費(教材費等)は、履修生本人が負担しなければならない。

第 7 章 他大学との単位互換制度

第 1 節 大阪経済大学単位互換制度

(対象科目)

第 70 条 履修対象科目は、原則として、大阪経済大学で開講される全科目とする。ただし、大阪経済大学の都合により提供されない科目がある。

(申込資格)

第 71 条 次の各号の条件をすべて充足する者に申込資格を与える。

- (1) 2 年次生の者。
- (2) 学内成績が優秀で、出席状況が良好である者。

(履修単位数)

第 72 条 1 年間に履修できる単位数は、4 単位を上限とし、在学中に修得できる単位数は、原則として 8 単位を限度とする。

- 2 教務委員会が特に教育上有益であると判断した場合は、1 年間に 4 単位を超える履修を許可することがある。

(履修許可)

第 73 条 履修を希望する者は、別に定める「大阪経済大学単位互換履修生出願要項」にしたがい申込手続を行い、許可を得なければならない。履修可否は教務委員会が判定する。

- 2 履修を許可された場合は、途中放棄や履修取消は一切認められない。

(履修期間)

第 74 条 単位互換履修生として受講できる履修期間は、履修を認められた科目の開講期間とする。

(単位の認定)

第 75 条 単位の認定は、大阪経済大学からの成績評価、取得単位数の通知にもとづき、短期大学部学則第 37 条第 2 項の規定により本学の科目を修得したものとして行う。

- 2 原則として、共通教育科目として単位の認定を行う。当該科目の成績表記は「認」とし、点数表記はしない。

(受講料)

第 76 条 単位互換履修にともなう登録料や授業料等は、徴収しない。ただし、演習や実習に必要な実費(教材費等)は履修生本人が負担しなければならない。

第 8 章 資格取得

第 1 節 教職課程

(免許状の種類)

第 77 条 取得できる免許状の種類および教科は、表 10 に定める。

表 10 取得できる免許状の種類および教科

学科	免許状の種類	免許教科
英米語学科	中学校教諭二種免許状	英語

(基礎資格および最低修得単位数)

第 78 条 免許を取得するための基礎資格および最低修得単位数は、表 11 に定める。

表 11 免許を取得するための基礎資格および最低修得単位数

基礎資格	短期大学士の学位を有すること	
教科及び教職に関する科目の最低修得単位数		
単位数	免許法施行規則に定める単位数	本学科で定める単位数
免許法施行規則に定める科目区分		
教科及び教科の指導法に関する科目	12	28
教育の基礎的理解に関する科目	6	11
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	6	11
教育実践に関する科目	7	7
大学が独自に設定する科目	4	
免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目	日本国憲法 体育 外国語コミュニケーション 情報機器の操作	

- 2 「大学が独自に設定する科目」の区分については授業科目を開設しない。ただし、「教科及び教科の指導法に関する科目」「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」の区分において、免許法施行規則で定める単位数を超えて修得した単位数について当該区分の単位として充当する。

(履修方法)

第 79 条 「教科及び教科の指導法に関する科目」の履修方法は、次の各表および各号に定める。

表 12 教科及び教科の指導法に関する科目

免許法施行規則に定める科目区分等		本学科で定める最低修得単位数	本学科開講科目	単位数	必修	選択	配当年次	備考
教科及び教科の指導法に関する科目	英語学	28	英語学概論	4		◎	2	
			College English Grammar	2	○		1	
	英語文学		英米文学概論	4		◎	2	
			英米文学史	4		◎	2	
	英語コミュニケーション		Integrated English B: Writing & Discussion of Social Issues	2	○		1	
			Integrated English C: Reading & Discussion of Social Issues	2	○		1	
			Integrated English D: Writing & Presentations about Social Issues	2	○		1	
	異文化理解		比較文化研究	4		◎	1	
	各教科の指導法		英語科教育法	4		◎	1	

- (1) 必修、選択の別は卒業要件による。
- (2) 選択科目中、◎印の「英語学概論」「英米文学概論」「英米文学史」「比較文化研究」「英語科教育法」は必ず修得しなければならない。
- (3) 「英語学概論」「英米文学概論」「Integrated English B: Writing & Discussion of Social Issues」「Integrated English C: Reading & Discussion of Social Issues」「Integrated English D: Writing & Presentations about Social Issues」「比較文化研究」は、一般的包括的な内容を含む。

表 13 教育の基礎的理解に関する科目等

免許法施行規則に定める科目区分等		本学科開講科目	単位数		配当年次
			必修	選択	
第3欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育基礎論	2		1
		教職概論	2		1
		教育制度概論	2		1
		教育心理学	2		1
		特別支援教育概論	2		2
		教育課程の意義と編成	1		1
第4欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳教育の理論と実践	2		1
		総合的な学習の時間の理論と実践	1		2
		特別活動の理論と実践	2		2
		教育方法の理論と実践	2		1
		生徒・進路指導論	2		1
		教育相談	2		2
第5欄	教育実践に関する科目	教育実習	5		2
		教職実践演習(中学校)	2		2
第6欄	大学が独自に設定する科目				
合 計			29		

- (1) 本表に定める科目は、配当年次にしたがって必修科目をすべて修得しなければならない。
- (2) 本表に定める科目は、卒業の要件とする単位に算入しない。
- (3) 「教育実習」には、本学が実施するガイダンス等の事前事後指導1単位を含む。
- (4) 「教職実践演習(中学校)」は、教育実習履修者を対象として、原則として2年次秋学期に開講する。

2 免許法施行規則第66条の6に定める科目の履修方法は、表14および次の各号に定める。

表 14 免許法施行規則第66条の6に定める科目

免許法施行規則に定める科目区分等		本学科開講科目	単位数	必修	選択	配当年次	備考
科目 免許法施行規則第66条の6に定める	日本国憲法	法学(日本国憲法2単位を含む)	4		◎	1	
	体育	スポーツ健康科学	2		◎	1	
	外国語コミュニケーション	Integrated English A: Reading & Understanding of Social Issues	2	○		1	
	情報機器の操作	情報リテラシーA	1		◎	1	
情報リテラシーB		1		◎	1		

- (1) 必修、選択の別は卒業要件による。
- (2) 選択科目中、◎印の「法学(日本国憲法2単位を含む)」「スポーツ健康科学」「情報リテラシーA」「情報リテラシーB」は、必ず修得しなければならない。

(「教育実習」履修要件)

第 80 条 「教育実習」は、1 年次終了時に次の各号の要件をすべて充足し、教職に就く意志が強固である者に履修を認める。

- (1) 1 年次配当の専門必修科目をすべて修得していること。
- (2) 「教育の基礎的理解に関する科目等」に定める科目のうち、1 年次配当の必修科目をすべて修得していること。
- (3) 専門必修科目および専門選択科目の総平均点が 70 点以上であること。
- (4) 「教育の基礎的理解に関する科目等」に定める科目の平均点が 70 点以上であること。
- (5) 1 年次終了時において、以下のいずれかの条件を満たしていること。
 - ① 当該年度受験の TOEFL ITP が 450 点以上であること。
 - ② 当該年度受験の TOEFL iBT が 45 点以上であること。
 - ③ 当該年度受験の TOEIC 公開テストまたは TOEIC IP テストが 475 点以上であること。
 - ④ 当該年度受験の IELTS が 4.5 以上であること。
 - ⑤ 実用英語技能検定 2 級以上を取得していること。
 - ⑥ 国際連合公用語英語検定試験 B 級以上を取得していること。
- (6) 教職ガイダンスにすべて出席していること。

2 前項の要件を充足した者であっても、教務委員会が不適格と判断した者は、「教育実習」の履修を認めない。

(介護等体験)

第 81 条 免許状を取得するためには、法令により義務付けられている介護等体験を修了しなければならない。

第 2 節 図書館司書の資格課程

(資格取得要件)

第 82 条 司書の資格を取得するためには、次の各号の要件をすべて充足しなければならない。

- (1) 本学に 2 年以上在学し、学則第 46 条に定める 65 単位を修得し、短期大学士の学位を有すること。
- (2) 「図書館司書に関する科目」のうち、必修科目 22 単位をすべて修得すること。
- (3) 「図書館司書に関する科目」のうち、選択科目 2 単位以上を修得すること。

(履修方法)

第 83 条 履修方法は、表 15 により、図書館法施行規則第 5 条の規定にもとづき、24 単位以上を修得しなければならない。

表 15 図書館司書に関する科目

区分		科目	単位数	履修年限	
図書館司書に関する科目	必修科目 (甲群)	基礎科目	生涯学習概論	2	1
		図書館概論	2	1	
		図書館制度・経営論	2	1	
		図書館情報技術論	2	1	
	図書館サービスに関する科目	図書館サービス概論	2	1	
		情報サービス論	2	1	
		児童サービス論	2	2	
		情報サービス演習 A	1	2	
	図書館情報資源に関する科目	情報サービス演習 B	1	2	
		図書館情報資源概論	2	1	
		情報資源組織論	2	1	
		情報資源組織演習 A	1	2	
	選択科目 (乙群)	情報資源組織演習 B	1	2	
		図書館基礎特論	1	2	
		図書館情報資源特論	1	2	
		図書・図書館史	1	2	

2 前項の修得単位は、卒業の要件とする単位に算入しない。

(修了証明書)

第 84 条 学長は、本規程第 82 条の資格取得要件を充足した者に対して、司書の資格課程修了にかかる証明書を交付する。

第 3 節 秘書士の資格課程

(秘書士資格申請)

第 85 条 全国大学実務教育協会(以下「協会」という)所定の秘書士専門科目(以下「専門科目」という)の単位修得者に対し、学長の申請にもとづいて協会から「秘書士」の資格が与えられ、認定証が交付される。

2 「秘書士」の認定手続は、2 年次生の 10 月に申請費を添えて申請しなければならない。指定された期間中に申請手続を完了しなければ、資格取得要件を充足しても「秘書士」の資格は与えられず、認定証は交付されない。詳細は教務委員会から別途指示する。

(資格取得要件)

第 86 条 所定の専門科目の単位を修得し、かつ本学の卒業要件を充足したうえで、正規課程の学業成績のうち、専門教育科目の平均点が 75 点以上であること。なお、資格取得は秘書士課程を履修登録した者に限る。

2 前項の要件を充足した者であっても、教務委員会が不適格と判断した者は申請を認めない。

(履修方法)

第 87 条 前条に定める専門科目の単位の履修方法は、表 16 に定める。

表 16 秘書士専門科目

		科目	必修	選択	配当年次		履修方法	
					1年	2年		
秘書士専門科目	必修科目	秘書学概論		2	○		4単位を修得すること	
		秘書実務		2	○			
	選択科目	I群	Integrated English A: Reading & Understanding of Social Issues	2		○		8単位以上修得すること
			Integrated English B: Writing & Discussion of Social Issues	2		○		
			日本語文章表現法		4	○		
			通訳基礎論		4		○	
			情報リテラシーA		1	○		
			情報リテラシーB		1	○		
		II群	企業倫理		4	○		4単位以上修得すること
			情報処理概論		4	○		
		III群	経営学		4	○		4単位以上修得すること
			会計学		4	○		
	IV群	経済学		4	○		4単位以上修得すること	
		比較文化研究		4	○			
		ホスピタリティ		4	○			

第 9 章 雑 則

(雑 則)

第 88 条 留学に関する単位の取扱は、「関西外国語大学・関西外国語大学短期大学部留学規程」に定める。

第 89 条 本規程に定めるもののほか、必要事項は教務委員会がその都度指示する。

第 10 章 改 廃

(改 廃)

第 90 条 本規程の改廃は理事会が行う。

附 則

本規程は、昭和 41 年 4 月 1 日から施行する。

改 正	昭和 52 年 4 月 1 日	改 正	平成 11 年 4 月 1 日
改 正	昭和 53 年 4 月 1 日	改 正	平成 12 年 4 月 1 日
改 正	昭和 54 年 4 月 1 日	改 正	平成 13 年 4 月 1 日
改 正	昭和 55 年 4 月 1 日	改 正	平成 14 年 4 月 1 日
改 正	昭和 56 年 4 月 1 日	改 正	平成 15 年 4 月 1 日
改 正	昭和 57 年 4 月 1 日	改 正	平成 16 年 4 月 1 日
改 正	昭和 58 年 4 月 1 日	改 正	平成 17 年 4 月 1 日
改 正	昭和 59 年 4 月 1 日	改 正	平成 18 年 4 月 1 日
改 正	昭和 60 年 4 月 1 日	改 正	平成 19 年 4 月 1 日
改 正	昭和 61 年 4 月 1 日	改 正	平成 20 年 4 月 1 日
改 正	昭和 62 年 4 月 1 日	改 正	平成 21 年 4 月 1 日
改 正	昭和 63 年 4 月 1 日	改 正	平成 22 年 4 月 1 日
改 正	平成 元年 4 月 1 日	改 正	平成 23 年 4 月 1 日
改 正	平成 2 年 4 月 1 日	改 正	平成 24 年 4 月 1 日
改 正	平成 3 年 4 月 1 日	改 正	平成 25 年 4 月 1 日
改 正	平成 4 年 4 月 1 日	改 正	平成 26 年 4 月 1 日
改 正	平成 5 年 4 月 1 日	改 正	平成 27 年 4 月 1 日
改 正	平成 6 年 4 月 1 日	改 正	平成 28 年 4 月 1 日
改 正	平成 7 年 4 月 1 日	改 正	平成 29 年 4 月 1 日
改 正	平成 8 年 4 月 1 日	改 正	平成 30 年 4 月 1 日
改 正	平成 9 年 4 月 1 日	改 正	2019 年 4 月 1 日
改 正	平成 10 年 4 月 1 日		

附 則

1. 本規程は、2020 年 4 月 1 日から施行する。

試 驗 規 程

関西外国語大学短期大学部試験規程

第 1 章 総 則

(趣旨)

- 第 1 条 この規程(以下「本規程」という)は、関西外国語大学短期大学部学則第 32 条第 2 項にもとづき、学期末試験、授業時間内試験、追試験、卒業判定不合格者試験、および偶発的事故等が発生した場合の学期末試験の取扱等に関し必要な事項を定める。
- 2 本規程に定めるもの以外の必要事項は、教務委員会がその都度指示する。

第 2 章 学期末試験

(学期末試験の取扱)

- 第 2 条 学期末試験とは、各学期の授業終了後に実施する試験をいう。
- 2 学期末試験は、試験期間を A 日程と B 日程の 2 期に分けて実施する。
- 3 試験日程の設定および時間割等は、教務委員会がその都度指示する。

(受験資格)

- 第 3 条 学期末試験は、履修登録している科目についてのみ受験資格が与えられる。
- 2 前項の規定にかかわらず、試験時に休学または停学中の者、および当該学期の授業料その他納付金を納めていない者は、受験資格を有しない。
- 3 次の各号のいずれかに該当する者は、当該科目の受験資格を失う。
- (1) 学生証または受験許可証を携帯していない者。
 - (2) 試験開始後 20 分を超えて遅刻した者。
 - (3) 試験監督者の指示に従わない者。
 - (4) 当該科目の試験において、不正行為を行った者。
- 4 前項第 1 号に関し学生証を所持しない者は、試験開始前までに教務部にて受験許可証の交付を受けることができる。受験途中で学生証の不携帯が発覚した場合は、当該試験の受験許可証は発行しない。受験許可証は、同一試験期間内に 3 回を限度として交付される。

(受験者の義務)

- 第 4 条 受験者は、次の各号に定める事項を厳守しなければならない。
- (1) 試験監督者の指示に従わなければならない。
 - (2) 試験開始 10 分前までに試験室に入室し、速やかに着席しなければならない。
 - (3) 机には、学生証または受験許可証、筆記用具、時計(計時機能のみ)以外のものは置いてはならない。筆箱は机上または机の中に置いてはならない。
 - (4) 学生証は、ケースから出し、机の右上(長机の場合は通路側)に写真が見えるよう置かなければならない。
 - (5) 試験開始 5 分前までには、机上は許可されたものだけの状態にしなければならない。
 - (6) 許可されたもの以外は、すべてカバン等に入れ、座席の足下に置かなければならない。

- (7) 携帯情報端末機は、電源を切っておかなければならない。
- (8) 答案用紙の所属学部学科、学年、クラス、学籍番号、氏名等は、試験開始直後に記入しなければならない。問題用紙と答案用紙が分かれている場合、問題用紙にも同様に記入しなければならない。
- (9) 試験出席票には、所定の事項のみを速やかに記入しなければならない。
- (10) 試験開始後 30 分を経過するまで退室してはならない。
- (11) 退室する場合は、本人が、指定された場所に答案を提出しなければならない。問題用紙と答案用紙が分かれている場合、問題用紙も同様に提出しなければならない。

(答案の無効)

第 5 条 次の各号のいずれかに該当する答案は、無効とする。

- (1) 本規程第 3 条に定める受験資格を有していない場合。
- (2) 受験開始後に、学生証または受験許可証の不携帯が発覚した場合。
- (3) 学籍番号と氏名が記入されていない場合。
- (4) そのほか、前各号に準ずる場合。

(試験時間)

第 6 条 1 科目の試験時間は、原則として 70 分間とする。ただし、語学系科目は 50 分間で試験を行う場合がある。試験時間割は表 1 に定める。

表 1 学期末試験時間割表

【A 日程】		【B 日程】	
第 1 限	9 : 10 ~ 10 : 20	第 1 限	9 : 20 ~ 10 : 30
第 2 限	10 : 55 ~ 12 : 05	第 2 限	10 : 50 ~ 12 : 00
第 3 限	13 : 25 ~ 14 : 35	第 3 限	12 : 50 ~ 14 : 00
第 4 限	15 : 10 ~ 16 : 20	第 4 限	14 : 20 ~ 15 : 30
第 5 限	16 : 50 ~ 18 : 00	第 5 限	15 : 50 ~ 17 : 00
第 6 限	18 : 30 ~ 19 : 40	第 6 限	17 : 20 ~ 18 : 30

(不正行為)

第 7 条 学期末試験における不正行為とは、原則として、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。ただし、物的証拠は必ずしも必要としない。

- (1) 本人以外が受験した場合。
- (2) カンニングペーパーを使用または貸借した場合。
- (3) 答案を交換または見せた場合。
- (4) 他者の答案を覗き見または写した場合。
- (5) 机上や所持品等に事前に受験科目の内容に関する書き込み(電子媒体含む)を行い、それを使用した場合。
- (6) 口頭または筆談あるいは動作等により受験者同士の話し合いを行った場合。
- (7) 携帯情報端末機等を使用した場合。
- (8) 持込みが許可されていないものを、カバン等以外の場所(机上、机の中、衣服の中等)に所持または使用した場合。
- (9) 持込みが許可されたものを貸借した場合。
- (10) 答案用紙、試験出席票に必要事項以外を記入した場合。

- (11) 答案用紙の学籍番号、氏名を偽った場合。
 - (12) 故意に答案を無記名で提出した場合。
 - (13) 持ち帰りや破棄など答案を提出しなかった場合。
 - (14) 答案の提出を本人以外の者が行った場合。
 - (15) 試験時間中および試験時間の前後にわたり監督者の指示、勧告、警告等に従わない場合。
 - (16) そのほか、前各号に準ずる場合。
- 2 試験監督者は、不正行為(疑いを含む)を発見した場合、当該受験者の受験を直ちに中止させ、本人を同行して所轄委員会に報告する。
 - 3 所轄委員会は、不正行為の事実認定を行う。事実認定にあたっては、当該受験者のみならず、関与するすべての者を対象とする。
 - 4 不正行為と判断された場合は、当該学期の全履修科目の成績評価はすべて0点となり、追試験の受験資格を失う。

第 3 章 授業時間内試験

(授業時間内試験の取扱)

- 第 8 条 担当教員が授業時間内に任意に行う中間テストないし小テスト等各種の試験の取扱は、本規程第 2 章「学期末試験」の必要条項を準用する。
- 2 授業時間内に行われる試験において、不正行為と判断された場合は、当該科目のみならず、当該学期の全履修科目の成績評価はすべて0点となる。

第 4 章 追試験

(追試験の取扱)

- 第 9 条 追試験とは、学期末試験を受験しなかった者のうち、次の各号のいずれかの事由に該当し、教務委員会が承認した者が受験できる試験をいう。
- (1) 傷病等の場合(診断書または病状証明書(所定様式)の提出を要する)。
- (2) 学生細則第 36 条に定める公欠の場合。
- (3) 通学にかかわる交通機関が運休または延着した場合(交通機関の証明書の提出を要する)。
- (4) 災害その他避けることのできない事由等で教務委員会がやむを得ない事情と判断した場合。
- 2 前項の各号のいずれかの事由に該当し、追試験の受験を希望する者は、所定期間内に当該事由に該当する証明書等および追試験受験許可願を教務部に提出しなければならない。
- 3 当該試験の申請手続、受験可否、試験日、時間割等は、教務委員会がその都度指示する。
- 4 当該試験の成績評価は、学期末試験に準じる。
- 5 当該試験を欠席した者に対して、再度追試験は行わない。
- 6 追試験料は 1 科目 1,500 円とする。指定期日までに納付しない場合は、受験資格を失う。ただし、教務委員会が認めた場合に限り、追試験料を免除することがある。
- 7 当該試験の取扱は、本規程第 2 章「学期末試験」の必要条項を準用する。

第 5 章 卒業判定不合格者試験

(卒業判定不合格者試験の取扱)

第 10 条 卒業判定不合格者試験とは、単位不足のために卒業できないと判定された卒業年次生のうち、教務委員会が承認した者が受験できる試験をいう。

- 2 受験を許可されるのは、卒業要件に不足する単位が 8 単位以内の者に限られる。
- 3 試験対象科目は、当該年度の履修登録済みの科目の中から教務委員会が指定する。ただし、次の各号のいずれかに該当する科目は、当該試験の対象とはならない。
 - (1) 成績評価が 0 点の科目。
 - (2) 専門必修科目のうち「K.G.C. ベーシックス A から D」。
 - (3) 専門選択科目のうち「社会科学特別演習 A から D」「人文学特別演習 A から D」。
 - (4) 共通教育科目のうち「スポーツ健康科学」「キャリア形成」。
 - (5) 大学学部開講科目を含む、単位互換制度にもとづく履修科目。
 - (6) そのほか、教務委員会が指定した科目。
- 4 当該試験の実施時期は、当該年度の年度末のみとする。
- 5 当該試験の手続、時間割等は、教務委員会がその都度指示する。
- 6 指定期日までに受験手続を完了しない者、または試験当日に欠席した者は、その時点で留年が確定する。
- 7 当該試験による合格科目の成績評価は 60 点とする。不合格の場合は、受験前の成績評価が最終成績となる。
- 8 受験料は 1 科目 3,000 円とする。
- 9 当該試験の取扱は、本規程第 2 章「学期末試験」の必要条項を準用する。

第 6 章 偶発的事故が発生した場合の学期末試験の取扱

(偶発的事故が発生した場合の学期末試験の取扱)

第 11 条 次の各号のいずれかに該当する場合は、短期大学部履修規程第 56 条の規定を準用し、表 2 の措置を講ずる。

- (1) 大阪府下に特別警報(本条において、大雨特別警報、大雪特別警報、暴風特別警報、暴風雪特別警報、波浪特別警報、高潮特別警報をいう)または暴風警報が発表された場合。
 - (2) 台風の接近等により学生細則に定める公共交通機関が運休した場合。
 - (3) ストライキにより京阪電鉄が運休した場合。
- 2 特別警報または暴風警報が大阪府下以外で発表された場合、当該警報が発表された市町村に学生が居住するときの取扱は、教務委員会がその都度指示する。
 - 3 第 1 項の規定にかかわらず、災害その他特別の事由がある場合は、教務委員会の判断により試験日程の延期または中止の措置を講じることがある。延期の場合、変更後の試験日程で受験できない者には、本規程第 9 条(追試験の取扱)の規定を準用する。

表 2 偶発的事故等が発生した場合の学期末試験の取扱

警報およびストライキ等の解除時刻	学期末試験の取扱
午前 7 時まで解除された場合	第 1 限目から試験を行う
午前 11 時まで解除された場合	第 1・2 限目は延期または中止とし、第 3 限目から試験を行う
午前 11 時を過ぎて解除された場合	すべて延期または中止する

第 7 章 改 廃

(改 廃)

第 12 条 本規程の改廃は理事会が行う。

附 則

本規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

改 正 平成 30 年 4 月 1 日

改 正 2019 年 4 月 1 日

附 則

1. 本規程は、2020 年 4 月 1 日から施行する。

科目等履修生規程

関西外国語大学短期大学部科目等履修生規程

(趣旨)

第 1 条 この規程(以下「本規程」という)は、関西外国語大学短期大学部学則(以下「学則」という)第 51 条第 2 項の規定にもとづき、科目等履修生に関し必要な事項を定める。

(受入時期)

第 2 条 科目等履修生の受入時期は学期始めとする。

(申請資格)

第 3 条 次の各号のいずれかに該当する者に申請資格を与える。

- (1) 学則第 22 条の規定に該当する者。
 - (2) 本学学生と同等以上の学力があると認められる者。
 - (3) 希望する授業科目を履修するに十分な学力があると認められる者。
 - (4) 関西外国語大学大学院生で研究指導教員の指導にもとづき短期大学部の特定の授業の履修を希望する者。
 - (5) 他大学の学生等で大学間の協議にもとづき科目等履修生としての受入を希望する者。
- 2 教員免許状を取得しようとする者は、免許法に規定された要件のうち必要単位数の 3 分の 2 程度を修得していなければならない。
- 3 教育実習を履修しようとする者は、前 2 項の要件に加え、教務委員会が別途指示する要件を充足していなければならない。

(申請手続)

第 4 条 前条の申請資格を有する者で科目等履修生を志願する者は、別途公示する科目等履修生募集要項にもとづき、所定の申請期間に次の各号の書類および学則別表第 5 に定める受入検定料を添えて学長に願出しなければならない。

- (1) 科目等履修生受入申請書(所定様式)
- (2) 最終学校の卒業証明書および学業成績証明書(本学既卒者、本学卒業見込者、本学大学院生は不要)
- (3) 写真

(選考)

第 5 条 前条の申請手続を行った者について、科目等履修生募集要項にもとづき選考を行う。

(登録手続および受入許可)

第 6 条 前条の選考による受入可否は、学長が決定する。

- 2 受入決定の通知を受けた者は、所定の期日までに登録手続書類を提出するとともに学則別表第 6 に定める登録料および履修料を納入し、登録手続を完了しなければならない。
- 3 前項の登録手続を完了した者に学長が受入を許可する。
- 4 受入を許可された者には科目等履修生証を発行する。

(履修登録上限単位数)

第 7 条 1 年間に履修できる総単位数は原則として 20 単位を限度とする。

- 2 履修の可否は教務委員会が個別に判定する。

(受入期間)

第 8 条 受入期間は原則として1年間を限度とする。ただし、学長が認めた場合に限り、所定の手続を経て、さらに1年間を限度として延長することができる。

(単位の付与)

第 9 条 履修科目において所定の成績を修めた場合に単位を付与する。

(証明書の発行)

第 10 条 科目等履修生には、請求にもとづき各種証明書を発行する。

(履修の辞退)

第 11 条 受入期間中に履修を辞退しようとする者は、事由を明記して学長に届け出なければならない。

(受入許可の取消)

第 12 条 次の各号のいずれかに該当する者は、学長が受入許可を取り消す。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者。
- (2) 成績不良で成業の見込みがないと認められる者。
- (3) 正当の事由なく出席が常でない者。
- (4) 本学の秩序を乱し他科目等履修生としての本分に反した者。
- (5) 必要な費用の納入義務を怠った者。

(適用除外)

第 13 条 第3条第1項第5号に定める大学間の協議にもとづく受入の場合は、第4条から第6条の規定は適用除外とし、学長が別途指示する。

(雑則)

第 14 条 本規程に定めるもののほか、必要な事項は学則、履修規程および試験規程等を準用する。

- 2 学内諸施設は許可を得て利用することができる。

(改廃)

第 15 条 本規程の改廃は理事会が行う。

附 則

本規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

留 学 規 程

関西外国語大学・関西外国語大学短期大学部 留学規程

第 1 章 総 則

(趣旨)

第 1 条 この規程(以下「本規程」という)は、関西外国語大学学則(以下「大学学則」という)第 45 条第 5 項および関西外国語大学短期大学部学則(以下「短大学則」という)第 41 条第 5 項の規定にもとづき、留学の種類、目的、手続等に関し必要な事項を定める。

第 1 節 留学の目的と種類

(留学の目的)

第 2 条 本学での学修を基盤として、海外の大学における学びの経験を付加した発展的な学修を行うことにより、高度な言語運用能力とともに、多様な学問分野の知識を修得させる。加えて、多文化環境下における学修と体験を通じ、国際理解力を高め、幅広い視野を養い、豊かな人格を形成する。これにより多文化共生社会において共有価値が創造できる能力を身につけ、知識基盤社会の発展に貢献する人材を育成することを目的とする。

(留学の定義)

第 3 条 本規程における、「留学」とは、本学の許可の下、海外の協定締結大学または教育機関(以下「留学先大学」という)にて学修することをいう。留学先大学における学修成果については、本学で修得した科目として単位を認定することができる。

2 前項に定める留学には、次の各号に該当する留学も含める。

- (1) 本学が教育課程上有益であると認める協定未締結大学への留学。
- (2) 外国政府、外国の公共機関等の選抜等による留学。
- (3) 日本政府、日本の公共機関等の選抜等による留学。
- (4) そのほか上記に準ずる留学。

3 本条第 1 項に規定する「留学」は、留学への申込・留学資格審査の開始より始まり、留学先大学での学修、帰国後の本学が定める諸手続、留学の学修成果の出身高校等での報告、ならびに TOEFL、TOEIC 等の英語外部試験の受験を以て完了する。

(留学の種類)

第 4 条 本学の留学の種類(以下「留学プログラム」と称する場合がある)は、次の各号のとおりとする。

- (1) 専門留学
- (2) ダブル・ディグリー留学
- (3) 大学・大学院学位留学
- (4) 2 カ国留学
- (5) リベラルアーツ留学
- (6) 英語&リベラルアーツ留学
- (7) 語学&インターンシップ留学
- (8) 語学留学
- (9) 中国インターンシップ(日本語 TA)
- (10) 私費留学

(専門留学)

第 5 条 専門留学は、高度な英語運用能力の向上を目指し、英語、社会科学、および教育分野における専門知識を身につけることを目的とする留学で、3年次の1カ年留学を原則とし、学則上の科目と類似・近接する科目または発展・応用科目等を学修する制度である。

(ダブル・ディグリー留学)

第 6 条 ダブル・ディグリー留学は、留学先大学へ留学し、本学の学位に加え、留学先大学の学位を取得する制度である。

2 ダブル・ディグリー留学の種類は次の各号のとおりとする。

- (1) ダブル・ディグリー留学(アメリカ・オーストラリア・カナダ・スウェーデン)
- (2) 中国ダブル・ディグリー留学
- (3) 短期大学部ダブル・ディグリー留学

(大学・大学院学位留学)

第 7 条 大学・大学院学位留学は、留学先大学へ留学し、本学の学位に加え、留学先大学の学士および修士の学位を取得する制度である。

(2カ国留学)

第 8 条 2カ国留学は、言語、文化、社会背景の異なる2つの国において、本学の教育内容を基盤とする学問分野について、発展的な学修を通じ、知識のさらなる深化をめざす制度である。

(リベラルアーツ留学)

第 9 条 リベラルアーツ留学は、原則として1カ年留学先大学の学士課程(留学先大学のカリキュラム上のインターンシップを含む)において学際的に学修し、幅広い教養と豊かな専門知識を身につける制度である。なお、1学期間の留学を本学が特別に認める場合がある。

2 リベラルアーツ留学の種類は次の各号のとおりとする。

- (1) リベラルアーツ留学
- (2) イベロアメリカリベラルアーツ留学
- (3) カリフォルニア大学留学&インターンシッププログラム@グラントティトン国立公園

(英語&リベラルアーツ留学)

第 10 条 英語&リベラルアーツ留学は、原則として1カ年留学し、1学期目は英語における読む・書く・聞く・話すの四技能を集中的に向上させ、2学期目は学士課程において学修する制度である。

(語学&インターンシップ留学)

第 11 条 語学&インターンシップ留学は、原則として1カ年留学し、1学期目は留学先国の言語における読む・書く・聞く・話すの四技能を集中的に向上させ、2学期目はインターンシップに参加する制度である。

2 語学&インターンシップ留学の種類は次のとおりとする。

- (1) カリフォルニア大学留学&インターンシッププログラム@ディズニーワールドリゾート

(語学留学)

第 12 条 語学留学は、留学先国の言語における読む・書く・聞く・話すの四技能を習熟度別に集中的に学修することにより、言語運用能力の向上を図る制度である。

2 留学期間は原則として1カ月から1学期間とする。ただし、所轄委員会が有益であると判断した場合は、留学期間を延長することがある。

3 留学期間が1学期の語学留学の種類は次の各号のとおりとする。

- (1) 英語留学
- (2) スペイン語留学
- (3) 中国語留学 / 中国留学
- (4) フランス語留学
- (5) ドイツ語留学
- (6) 韓国語留学
- (7) イタリア語留学
- (8) ロシア語留学
- (9) ベトナム語留学

4 留学期間が1カ月程度の語学留学の種類は次の各号のとおりとする。

- (1) 夏季英語留学
- (2) 夏季中国語留学
- (3) 春季英語留学
- (4) 春季スペイン語留学
- (5) 春季中国語留学

(中国インターンシップ(日本語 TA))

第 13 条 中国インターンシップ(日本語 TA)は、原則として1学期中国の留学先大学においてインターンシップに参加し、日本語の授業を通して日本語教授力の向上、日中両国間の文化交流と国際理解の促進に貢献する制度である。

(私費留学)

第 14 条 私費留学は、本学の許可の下、学位授与権を有する海外の大学またはこれに相当する教育機関において原則1カ年学修する制度である。学修内容は原則として本規程第12条第1項に定める語学留学に準ずる。

(規程の適用範囲)

第 15 条 本規程の各章の適用範囲は次の各号のとおりとする。

- (1) 英語キャリア学部においては、第1章および第2章を適用する。
- (2) 外国語学部においては、第1章および第3章を適用する。
- (3) 英語国際学部においては、第1章および第4章を適用する。
- (4) 短期大学部においては、第1章および第5章を適用する。

第 2 節 留学資格審査、留学選考試験および諸手続

(留学資格審査および留学選考試験)

第 16 条 留学に際しては学部等別に定める留学資格審査または留学選考試験等を行う。

- 2 留学資格審査または留学選考試験等の内容および方法などについては、別に定める。
- 3 留学資格審査または留学選考試験等においては、原則として次の各号を審査する。
 - (1) 留学の目的および計画が明確であること。
 - (2) 学内成績、出席状況、人物すべてにおいて良好であること。
 - (3) 十分な外国語能力を有していること。

- (4) 留学に耐えうる健康状態であること。
- (5) そのほか本学が必要と判断する項目を充足していること。

4 留学資格審査または留学選考試験等の実施にあたっては、当該学部等の「試験規程」を準用する。

(留学選考の申込資格)

第 17 条 留学選考試験の申込資格は、前条第 3 項に定めるもののほか、留学の種類および学部等別に定める。

(留学許可の取消)

第 18 条 次の各号のいずれかに該当する場合は留学許可を取り消すことがある。

- (1) 進級要件・卒業要件が充足できない場合、または充足できないことが予見される場合。
- (2) 学業成績および出席状況が良好でない場合。
- (3) 留学決定後に退学または休学した場合。
- (4) 大学学則第 53 条第 2 項または短大学則第 49 条第 2 項に定める懲戒処分を受けた場合。
- (5) 前号の懲戒処分を受けることが予見され学生部長の指導下におかれた場合。
- (6) そのほか本学が留学許可を取り消すことが適切と判断した場合。

(留学辞退)

第 19 条 留学の選考過程または留学決定後において留学を辞退する場合は、所定の辞退届を提出しなければならない。

(留学先大学決定)

第 20 条 留学先大学については留学資格審査または留学選考試験の結果、学修計画等を総合的に勘案し本学が決定する。

(帰国命令)

第 21 条 次の各号のいずれかに該当する場合は留学を中止し、帰国しなければならない。

- (1) 留学中に本学を退学または休学した場合。
- (2) 留学先における学業成績が所定の基準に達しなかった場合。
- (3) 留学先において違法行為を行った場合。
- (4) 留学中に留学先大学または本学において懲戒処分を受けた場合。
- (5) 留学中に留学先大学または本学の学生としての本分に反した場合。
- (6) そのほか本学が留学継続を不適切と判断した場合。

(留学終了手続)

第 22 条 留学先における学修が終了した場合、ただちに帰国しなければならない。ただし、留学終了後引き続き行方就職・進学などの活動が教育上およびキャリア形成上有益と判断される場合は、この限りではない。また、例外的措置に関しては、別途定める。

2 留学を終え帰国した学生は、帰国後速やかに次の各号の書類を提出しなければならない。

- (1) 履修報告書
- (2) 成績証明書
- (3) 留学報告書
- (4) そのほか本学が指定する書類

(留学事務の所管)

第 23 条 留学に関する事務は国際交流部で取り扱う。

第 3 節 留学に関する履修科目および単位認定の取扱

(留学中の履修科目)

第 24 条 留学中は本学の指導に従った履修をしなければならない。

2 留学中の履修科目については、原則として本学の教育内容を深化・発展させる科目、そのほか本学が特に有益であると判断した科目等とする。

3 留学先大学において履修登録後速やかに本学に報告するものとする。

(留学先大学における履修科目の単位認定)

第 25 条 留学先大学において修得した単位については、原則として履修報告書、留学先大学における成績評価等をもとに、大学学則第 40 条または短大学則第 37 条にもとづき、本学の授業科目に対して単位の認定を行う。

2 留学中に修得した単位の認定基準は次の各号のとおりとする。

(1) 留学先大学で履修した科目は、原則として本学開講科目の授業内容と一致または類似・近接するものについて単位の認定を行う。

(2) 前号に該当しないもので、当該学部等の所轄委員会が教育課程上有益であると認めた場合は単位の認定を行う。

(3) 留学先大学で履修した科目の授業時間数は大学学則第 33 条または短大学則第 31 条に準じたものでなければならない。

(4) 認定する 1 科目の単位数は大学学則別表第 1、第 2、第 3 または短大学則別表第 1、第 2 による。

(5) 留学先大学で履修した科目の成績が著しく低い場合、単位を認定しないことがある。

(6) 当該学部等の所轄委員会が必要と判断した科目については試験またはレポート等を課すことがある。

(7) 認定する科目は原則として本学で専攻する学科の学則上の卒業要件科目とする。

3 大学学則第 40 条または短大学則第 37 条の適用により卒業所要単位を充足した場合の卒業時期は、当該年度の 8 月期または 3 月期とする。

4 単位認定に関する諸手続は教務部で取り扱う。

(認定上限単位数)

第 26 条 英語キャリア学部、外国語学部、英語国際学部において留学中に修得した単位の認定上限は、原則として次の各号のとおりとする。

(1) 留学期間が 1 学期の場合、認定上限単位数は 20 単位とする。

(2) 留学期間が 1 カ年の場合、認定上限単位数は 30 単位とする。

(3) 留学期間が 2 カ年の場合、認定上限単位数は 60 単位とする。

(4) 留学期間が 1 カ月程度の場合の認定上限単位数は別に定める。

2 短期大学部において留学中に修得した単位の認定上限は、原則として次の各号のとおりとする。

(1) 留学期間が 1 学期の場合、認定上限単位数は 20 単位とする。

(2) 留学期間が 1 カ年の場合、認定上限単位数は 30 単位とする。

(3) 留学期間が 1 カ月程度の場合の認定上限単位数は別に定める。

(編入学生にかかわる単位認定の取扱)

第 27 条 編入学生にかかわる単位認定については、次の各号のとおりとする。

(1) 外国語学部 3 年次編入学生の単位認定については、本規程第 3 章に従う。

(2) 英語国際学部 3 年次編入学生の単位認定については、本規程第 4 章に従う。

第 4 節 留学にかかわる奨学金の取扱

(奨学金の種類)

第 28 条 留学許可を受けた学生に対して次の各号の奨学金を支給することがある。

- (1) フルスカラシップとして留学先大学の授業料、住居費、食費を支給する。
- (2) スカラシップとして留学先大学の授業料を支給する。

(奨学金の返還)

第 29 条 次の各号のいずれかに該当する場合は、原則として奨学金の返還をしなければならない。

- (1) 留学中に本学を退学または休学した場合。
- (2) 所定の留学期間を全うしなかった場合。
- (3) 留学先大学における学業成績が所定の基準に達しなかった場合。
- (4) 留学先において違法行為を行った場合。
- (5) 留学中に留学先大学または本学において懲戒処分を受けた場合。
- (6) 留学中に留学先大学または本学の学生としての本分に反した場合。
- (7) そのほか本学が奨学金を返還すべきと判断した場合。

第 5 節 雑 則

(留学派遣時期)

第 30 条 学生の留学派遣時期は、原則として7月から8月上旬に派遣する場合を「夏派遣」、8月から10月に派遣する場合を「秋派遣」、12月下旬から5月に派遣する場合を「春派遣」と称する。

(学期末試験の取扱)

第 31 条 留学先大学の学年暦と本学の授業期間や学期末試験等が重なる場合の取扱については、所轄委員会がその都度指示する。

(留学中の遵守事項)

第 32 条 留学先の法令を遵守し、社会秩序に反しないよう行動しなければならない。

- 2 留学先大学および本学における諸規則を遵守しなければならない。
- 3 留学制度の目的や意義を十分に理解し、その趣旨に沿った学修および学生生活を行わなければならない。
- 4 本学学生としての品位を保つ行動をし、本学の名誉を傷つける行為をしてはならない。
- 5 そのほか本学が指導する事項を遵守しなければならない。

(留学中の免責事由)

第 33 条 本規程および本学の指導から逸脱する行為や事故等ならびに次の各号のいずれかに該当する事由については、本人の責任において処理するものとし、本学は一切の責任を負わない。

- (1) 天災地変、不慮の事故、交通事故、政府・公共団体の命令、交通機関の事情による遅延や欠航、ストライキ、テロ、戦争、暴動、海賊、盗難、詐欺、流行病、税関規制。
- (2) 食中毒。
- (3) その他管理し得ない事由による損害。

(留学ガイダンス)

第 34 条 留学に関する必要事項は事務局の当該担当部署より留学ガイダンス時に指示する。

- 2 留学ガイダンスの出席状況は留学資格審査または留学選考試験等における判断基準として利用される。

第 2 章 英語キャリア学部

第 1 節 総 則

(目的)

第 35 条 海外の大学における学びの経験を付加した発展的な学修を通じ、英語、社会科学および教育分野の複合学修をさらに深化させることにより、本格的英語力、社会科学分野における高度な専門知識を修得させる。加えて、英語キャリア基礎力を構成する、日本語と英語の両言語による論理的思考力、公正な視点、国際理解・多文化共生力を飛躍させ、国際的な場で生じる様々な課題に対し、日英両言語を用いてリーダーシップが発揮できる能力を強化することをめざす。

(留学の種類)

第 36 条 英語キャリア学部英語キャリア学科(小学校教員コースを除く)の教育課程上の留学の種類は専門留学とする。

2 前項のほか、英語キャリア学部英語キャリア学科の学生に申込資格のある留学の種類は、次の各号のとおりとする。

- (1) ダブル・ディグリー留学
- (2) 大学・大学院学位留学
- (3) 2カ国留学
- (4) 語学留学
- (5) 私費留学

3 前項第1号に定めるダブル・ディグリー留学の種類については、次のとおりとする。

- (1) ダブル・ディグリー留学(アメリカ・オーストラリア・カナダ・スウェーデン)

4 本条第2項第4号に定める語学留学の種類については、次の各号のとおりとする。

- (1) 夏季英語留学
- (2) 夏季中国語留学
- (3) 春季英語留学
- (4) 春季スペイン語留学
- (5) 春季中国語留学

5 英語キャリア学部英語キャリア学科小学校教員コースの学生に申込資格のある留学の種類については、原則として語学留学とする。ただし、本学が特に有益であると認めた場合には本条第1項および第2項に定める留学の種類を準用する。

6 前項に定める語学留学の種類は、次の各号のとおりとする。

- (1) 夏季英語留学
- (2) 夏季中国語留学
- (3) 春季英語留学
- (4) 春季スペイン語留学
- (5) 春季中国語留学

第 2 節 専門留学

(留学派遣時期)

第 37 条 派遣時期は次の各号のとおりとする。

- (1) 秋派遣については2年次または3年次を原則とする。
- (2) 春派遣については3年次を原則とする。

(留学資格審査の意義)

第 38 条 留学資格審査は派遣の可否、留学の種類、留学先、派遣時期、派遣期間等を決定するために行う。

- 2 留学資格審査において、専門留学の基準を満たしていない学生の留学については本学が別途指示する。
- 3 留学資格審査は年2回実施され、留学の種類等が決定するまで毎回受験しなければならない。

(留学資格審査の内容等)

第 39 条 留学の判定は留学資格審査にもとづき総合的に行い、審査基準を満たした者に対して留学を許可する。

- 2 審査基準を満たした者のうち、留学先大学の入学基準を満たす者を留学内定者と、留学先大学の入学基準を満たす見込みのある者を留学候補生と称する。
- 3 留学資格審査の内容については別に定める。

(単位の認定科目)

第 40 条 本規程第25条にもとづき単位を認定する科目は、原則として専門複合科目、専門研究科目、および全学共通教育科目とする。

(認定単位の上限)

第 41 条 本学の卒業単位として留学先大学において修得した単位を認定する上限数は30単位とする。

第 3 節 ダブル・ディグリー留学

(留学派遣時期)

第 42 条 派遣時期は3年次の秋派遣を原則とする。

(申込資格)

第 43 条 次の各号の条件をすべて充足している者に申込資格を与える。

- (1) 原則として英語キャリア学部英語キャリア学科の2年次生である者。
- (2) 所定の TOEFL において高位得点が550点以上の者。
- (3) 所定の TOEIC 平均点において640点以上かつリーディング平均点270点以上を取得している者。

(留学資格審査の内容等)

第 44 条 留学の判定は留学資格審査にもとづき総合的に行い、審査基準を満たした者に対して留学を許可する。

- 2 審査基準を満たした者のうち、留学先大学の入学基準を満たす者を留学内定者と、留学先大学の入学基準を満たす見込みのある者を留学候補生と称する。
- 3 留学資格審査の内容については別に定める。

(単位の認定科目)

第 45 条 本規程第25条にもとづき単位を認定する科目は、原則として専門複合科目、専門研究科目、および全学共通教育科目とする。

(認定単位の上限)

第 46 条 本学の卒業単位として留学先大学において修得した単位を認定する上限数は 60 単位とする。

第 4 節 大学・大学院学位留学

(留学派遣時期)

第 47 条 派遣時期は 3 年次の秋派遣を原則とする。

(申込資格)

第 48 条 次の各号の条件をすべて充足している者に申込資格を与える。

- (1) 原則として英語キャリア学部英語キャリア学科の 2 年次生である者。
- (2) 所定の TOEFL において高位得点が 550 点以上の者。
- (3) 所定の TOEIC 平均点において 640 点以上かつリーディング平均点 270 点以上を取得している者。

(留学資格審査の内容等)

第 49 条 留学の判定は留学資格審査にもとづき総合的に行い、審査基準を満たした者に対して留学を許可する。

- 2 審査基準を満たした者のうち、留学先大学の入学基準を満たす者を留学内定者、留学先大学の入学基準を満たす見込みのある者を留学候補生と称する。
- 3 留学資格審査の内容については別に定める。

(単位の認定科目)

第 50 条 本規程第 25 条にもとづき単位を認定する科目は、原則として専門複合科目、専門研究科目、および全学共通教育科目とする。

(認定単位の上限)

第 51 条 本学の卒業単位として留学先大学において修得した単位を認定する上限数は 60 単位とする。

第 5 節 2 力国留学

(留学派遣時期)

第 52 条 派遣時期は 2 年次または 3 年次の秋派遣を原則とする。

(申込資格)

第 53 条 次の各号の条件をすべて充足している者に申込資格を与える。

- (1) 原則として英語キャリア学部英語キャリア学科の 1 年次生または 2 年次生である者。
- (2) 所定の TOEFL において高位得点が 550 点以上の者。
- (3) 所定の TOEIC 平均点において 640 点以上かつリーディング平均点 270 点以上を取得している者。

(留学資格審査の内容等)

第 54 条 留学の判定は留学資格審査にもとづき総合的に行い、審査基準を満たした者に対して留学を許可する。

- 2 審査基準を満たした者のうち、留学先大学の入学基準を満たす者を留学内定者と、留学先大学の入学基準を満たす見込みのある者を留学候補生と称する。
- 3 留学資格審査の内容については別に定める。

(単位の認定科目)

第 55 条 本規程第 25 条にもとづき単位を認定する科目は、原則として専門複合科目、専門研究科目、および全学共通教育科目とする。

(認定単位の上限)

第 56 条 本学の卒業単位として留学先大学において修得した単位を認定する上限数は 60 単位とする。

第 6 節 語学留学

第 1 款 夏季英語留学、夏季中国語留学

(留学派遣時期)

第 57 条 派遣時期は 7 月から 8 月の夏派遣を原則とする。

(申込資格)

第 58 条 次の各号の条件をすべて充足している者に申込資格を与える。

- (1) 学内成績および出席状況が良好である者。
- (2) 所定の TOEFL を 1 回以上受験している者。

(単位認定)

第 59 条 本規程第 25 条にもとづき単位を認定する科目は、原則として表 1 に定める。表以外の科目における単位認定については別途所轄委員会が定める。

- 2 前項の単位認定対象科目は当該年度秋学期の履修科目として認定する。単位認定の取扱は履修規程第 4 条第 4 項第 2 号の規定を適用する。

表 1 夏季語学留学参加者単位認定対象科目

学年	単位認定対象科目
全学年	海外事情研究 A ～ E 異文化マネジメント A ～ E

(認定単位の上限)

第 60 条 本学の卒業単位として留学先大学において修得した単位を認定する上限数は 8 単位とする。

第 2 款 春季英語留学、春季スペイン語留学、春季中国語留学

(留学派遣時期)

第 61 条 派遣時期は 2 月から 3 月の春派遣を原則とする。

(申込資格)

第 62 条 次の各号の条件をすべて充足している者に申込資格を与える。

- (1) 1 年次生から 3 年次生である者。
- (2) 学内成績および出席状況が良好である者。
- (3) 所定の TOEFL を 1 回以上受験している者。

(単位認定)

第 63 条 本規程第 25 条にもとづき単位を認定する科目は、原則として表 2 に定める。表以外の科目における単位認定については別途所轄委員会が定める。

2 前項の単位認定対象科目は次年度春学期の履修科目として認定する。単位認定の取扱は履修規程第 4 条第 4 項第 1 号の規定を適用する。

表 2 春季語学留学参加者単位認定対象科目

学年	単位認定対象科目
1～3 年次	海外事情研究 A～E 異文化マネジメント A～E

(認定単位の上限)

第 64 条 本学の卒業単位として留学先大学において修得した単位を認定する上限数は 8 単位とする。

第 7 節 私費留学

(留学派遣時期)

第 65 条 派遣時期は 3 年次の春派遣または秋派遣を原則とする。

(申込資格)

第 66 条 次の各号の条件をすべて充足している者に申込資格を与える。

- (1) 秋派遣に申込み場合、3 年次生である者。春派遣に申込み場合、2 年次生である者。
- (2) 学内成績が一定の基準に達している者。

(申込期限・申込書類)

第 67 条 申込期限は秋派遣の場合は 4 月末業務日とする。春派遣の場合は 11 月末業務日とする。

2 申込書類は次の各号のとおりとする。

- (1) 私費留学申込書
- (2) 留学先大学の入学許可証
- (3) そのほか本学が指定した書類

(留学の選考内容)

第 68 条 申込者に対しては留学の選考を行い、合格者に対して留学を許可する。

2 申込時までの学内成績の審査等にもとづく判定を行う。

(単位の認定科目)

第 69 条 本規程第 25 条にもとづき単位を認定する科目は、原則として専門複合科目、専門研究科目、および全学共通教育科目とする。

(認定単位の上限)

第 70 条 本学の卒業単位として留学先大学において修得した単位を認定する上限数は 30 単位とする。

第 3 章 外国語学部

第 1 節 総 則

(目的)

第 71 条 海外の大学における学びの経験を付加することにより、言語・文学はもとより、文化・歴史・社会等の分野における学際的かつ発展的な学修を通して、英語またはスペイン語の運用能力をより一層向上させるとともに、学修分野の専門知識を豊かにし、幅広い教養と異文化に対する理解力を身につけることを目的とする。

(留学の種類)

第 72 条 外国語部部の学生に申込資格のある留学の種類は、次の各号のとおりとする。

- (1) ダブル・ディグリー留学
 - (2) 大学・大学院学位留学
 - (3) 2カ国留学
 - (4) リベラルアーツ留学
 - (5) 英語&リベラルアーツ留学
 - (6) 語学&インターンシップ留学
 - (7) 語学留学
 - (8) 私費留学
- 2 前項第1号に定めるダブル・ディグリー留学の種類は、次のとおりとする。
- (1) ダブル・ディグリー留学(アメリカ・オーストラリア・カナダ・スウェーデン)
- 3 本条第1項第4号に定めるリベラルアーツ留学の種類については、次の各号のとおりとする。
- (1) リベラルアーツ留学
 - (2) イベロアメリカリベラルアーツ留学
 - (3) カリフォルニア大学留学&インターンシッププログラム@グランドティトン国立公園
- 4 本条第1項第6号に定める語学&インターンシップ留学の種類は、次のとおりとする。
- (1) カリフォルニア大学留学&インターンシッププログラム@ディズニーマウンテンリゾート
- 5 本条第1項第7号に定める語学留学の種類は、次の各号のとおりとする。
- (1) 英語留学
 - (2) スペイン語留学
 - (3) 中国語留学
 - (4) フランス語留学
 - (5) ドイツ語留学
 - (6) 韓国語留学
 - (7) イタリア語留学
 - (8) ロシア語留学
 - (9) ベトナム語留学
 - (10) 夏季英語留学
 - (11) 夏季中国語留学
 - (12) 春季英語留学

(13) 春季スペイン語留学

(14) 春季中国語留学

(留学選考試験)

第 73 条 前条に定める留学については選考試験を行う。選考内容については別に定める。

2 申込時期および選考期間については掲示にて公示する。

(留学資格審査)

第 74 条 外国語学部履修規程第 5 章第 1 節第 1 款から第 6 款に定める Super IES プログラム受講者の留学については、前条の規定にかかわらず留学資格審査を行う。

2 留学資格審査の時期および審査期間については掲示にて公示する。

(3 年次編入学生の取扱)

第 75 条 本学短期大学部 2 年次生で本学部 3 年次編入学内定者および編入学生の留学に関する申込資格、申込時期、派遣時期等については別途掲示にて公示する。

第 2 節 ダブル・ディグリー留学

(留学派遣時期)

第 76 条 派遣時期は 3 年次または 4 年次の秋派遣を原則とする。

(申込資格)

第 77 条 次の各号の条件をすべて充足している者に申込資格を与える。

- (1) 2 年次生または 3 年次生である者。
- (2) 学内成績および出席状況が良好である者。
- (3) 所定の TOEFL において高位得点が 550 点以上の者。
- (4) 所定の TOEIC 平均点において 640 点以上かつリーディング平均点 270 点以上を取得している者。
- (5) 原則として「留学概論」を修得済または修得見込みの者。

(留学選考試験の内容等)

第 78 条 留学の判定は留学選考試験にもとづき総合的に行い、選考基準を満たした者に対して留学を許可する。

2 選考基準を満たした者のうち、留学先大学の入学基準を満たす者を留学内定者と、留学先大学の入学基準を満たす見込みのある者を留学候補生と称する。

3 留学選考試験の内容については別に定める。

(単位の認定科目)

第 79 条 本規程第 25 条にもとづき単位を認定する科目は、原則として本学で専攻する学科のコア必修科目、コース科目 (他コース科目含む)、関西外大流グローバル人材育成プログラムおよび全学共通教育科目とする。

(認定単位の上限)

第 80 条 本学の卒業単位として留学先大学において修得した単位を認定する上限数は 60 単位とする。

第 3 節 大学・大学院学位留学

(留学派遣時期)

第 81 条 派遣時期は 3 年次または 4 年次の秋派遣を原則とする。

(申込資格)

第 82 条 次の各号の条件をすべて充足している者に申込資格を与える。

- (1) 2 年次生または 3 年次生である者。
- (2) 学内成績および出席状況が良好である者。
- (3) 所定の TOEFL において高位得点が 550 点以上の者。
- (4) 所定の TOEIC 平均点において 640 点以上かつリーディング平均点 270 点以上を取得している者。
- (5) 原則として「留学概論」を修得済または修得見込みの者。

(留学選考試験の内容等)

第 83 条 留学の判定は留学選考試験にもとづき総合的に行い、選考基準を満たした者に対して留学を許可する。

- 2 選考基準を満たした者のうち、留学先大学の入学基準を満たす者を留学内定者、留学先大学の入学基準を満たす見込みのある者を留学候補生と称する。
- 3 留学選考試験の内容については別に定める。

(単位の認定科目)

第 84 条 本規程第 25 条にもとづき単位を認定する科目は、原則として本学で専攻する学科のコア必修科目、コース科目(他コース科目含む)、関西外大流グローバル人材育成プログラムおよび全学共通教育科目とする。

(認定単位の上限)

第 85 条 本学の卒業単位として留学先大学において修得した単位を認定する上限数は 60 単位とする。

第 4 節 2 力国留学

(留学派遣時期)

第 86 条 派遣時期は 2 年次から 4 年次の秋派遣を原則とする。

(申込資格)

第 87 条 次の各号の条件をすべて充足している者に申込資格を与える。

- (1) 1 年次生から 3 年次生である者。
- (2) 学内成績および出席状況が良好である者。
- (3) 所定の TOEFL において高位得点が 550 点以上の者。
- (4) 所定の TOEIC 平均点において 640 点以上かつリーディング平均点 270 点以上を取得している者。
- (5) 原則として「留学概論」を修得済または修得見込みの者。

(留学選考試験の内容等)

第 88 条 留学の判定は留学選考試験にもとづき総合的に行い、選考基準を満たした者に対して留学を許可する。

- 2 選考基準を満たした者のうち、留学先大学の入学基準を満たす者を留学内定者と、留学先大学の入学基準を満たす見込みのある者を留学候補生と称する。
- 3 留学選考試験の内容については別に定める。

(単位の認定科目)

第 89 条 本規程第 25 条にもとづき単位を認定する科目は、原則として本学で専攻する学科のコア必修科目、コース科目(他コース科目含む)、関西外大流グローバル人材育成プログラムおよび全学共通教育科目とする。

(認定単位の上限)

第 90 条 本学の卒業単位として留学先大学において修得した単位を認定する上限数は 60 単位とする。

第 5 節 リベラルアーツ留学

第 1 款 リベラルアーツ留学

(留学派遣時期)

第 91 条 派遣時期は次の各号のとおりとする。

- (1) 秋派遣については 2 年次から 4 年次を原則とする。
- (2) 春派遣については 3 年次または 4 年次を原則とする。

(申込資格)

第 92 条 次の各号の条件をすべて充足している者に申込資格を与える。

- (1) 秋派遣に申込み場合、1 年次生から 3 年次生である者。春派遣に申込み場合、2 年次生または 3 年次生である者。
- (2) 学内成績および出席状況が良好である者。
- (3) 所定の TOEFL 平均点において 480 点以上を取得し、かつ候補生最終判定までに所定の TOEFL 平均点において 500 点以上取得見込みの者。
- (4) 所定の TOEIC 平均点において 640 点以上かつリーディング平均点 270 点以上を取得している者。
- (5) 原則として「留学概論」を修得済または修得見込みの者。
- (6) 留学先大学より定めのある場合は、これを満たす者。

(留学選考試験の内容等)

第 93 条 留学の判定は留学選考試験にもとづき総合的に行い、選考基準を満たした者に対して留学を許可する。

- 2 選考基準を満たした者のうち、留学先大学の入学基準を満たす者を留学内定者と、留学先大学の入学基準を満たす見込みのある者を留学候補生と称する。
- 3 留学選考試験の内容については別に定める。

(単位の認定科目)

第 94 条 本規程第 25 条にもとづき単位を認定する科目は、原則として本学で専攻する学科のコア必修科目、コース科目(他コース科目含む)、関西外大流グローバル人材育成プログラムおよび全学共通教育科目とする。

(認定単位の上限)

第 95 条 本学の卒業単位として留学先大学において修得した単位を認定する上限数は 30 単位とする。

第 2 款 イベロアメリカリベラルアーツ留学

(留学派遣時期)

第 96 条 派遣時期は次の各号のとおりとする。

- (1) 秋派遣については 2 年次から 4 年次を原則とする。
- (2) 春派遣については 3 年次または 4 年次を原則とする。

(申込資格)

第 97 条 次の各号の条件をすべて充足している者に申込資格を与える。

- (1) スペイン語学科生である者。

(2) 秋派遣に申込み場合、1年次生から3年次生である者。春派遣に申込み場合、2年次生または3年次生である者。

(3) 学内成績および出席状況が良好である者。

(留学選考試験の内容等)

第 98 条 留学の判定は留学選考試験にもとづき総合的に行い、選考基準を満たした者に対して留学を許可する。

2 選考基準を満たした者のうち、留学先大学の入学基準を満たす者を留学内定者と、留学先大学の入学基準を満たす見込みのある者を留学候補生と称する。

3 留学選考試験の内容については別に定める。

(単位の認定科目)

第 99 条 本規程第 25 条にもとづき単位を認定する科目は、原則として本学で専攻する学科のコア必修科目、コース科目(他コース科目含む)、関西外大流グローバル人材育成プログラムおよび全学共通教育科目とする。

(認定単位の上限)

第 100 条 本学の卒業単位として留学先大学において修得した単位を認定する上限数は 30 単位とする。

第 6 節 英語&リベラルアーツ留学

(留学派遣時期)

第 101 条 派遣時期は次の各号のとおりとする。

(1) 秋派遣については2年次から4年次を原則とする。

(2) 春派遣については3年次または4年次を原則とする。

(申込資格)

第 102 条 次の各号の条件をすべて充足している者に申込資格を与える。

(1) 秋派遣に申込み場合、1年次生から3年次生である者。春派遣に申込み場合、2年次生または3年次生である者。

(2) 学内成績および出席状況が良好である者。

(3) 所定の TOEFL 平均点において 480 点以上を取得し、かつ候補生最終判定までに所定の TOEFL 平均点において 490 点以上取得見込みの者。

(4) 所定の TOEIC 平均点において 600 点以上かつリーディング平均点 250 点以上を取得している者。

(5) 原則として「留学概論」を修得済または修得見込みの者。

(留学選考試験の内容等)

第 103 条 留学の判定は留学選考試験にもとづき総合的に行い、選考基準を満たした者に対して留学を許可する。

2 選考基準を満たした者のうち、留学先大学の入学基準を満たす者を留学内定者と、留学先大学の入学基準を満たす見込みのある者を留学候補生と称する。

3 留学選考試験の内容については別に定める。

(単位の認定科目)

第 104 条 本規程第 25 条にもとづき単位を認定する科目は、原則として本学で専攻する学科のコア必修科目、コース科目(他コース科目含む)、関西外大流グローバル人材育成プログラムおよび全学共通教育科目とする。

(認定単位の上限)

第 105 条 本学の卒業単位として留学先大学において修得した単位を認定する上限数は 30 単位とする。

第 7 節 語学&インターンシップ留学

第 1 款 カリフォルニア大学留学&インターンシッププログラム@ディズニーワールドリゾート

(留学派遣時期)

第 106 条 派遣時期については秋派遣を原則とする。

(申込資格)

第 107 条 次の各号の条件をすべて充足している者に申込資格を与える。

- (1) 1 年次から 3 年次生である者。
- (2) 学内成績および出席状況が良好である者。
- (3) 所定の TOEFL を 1 回以上受験し、高位得点が 500 点以上の者。
- (4) 原則として「留学概論」を修得済または修得見込みの者。

(留学選考試験の内容等)

第 108 条 留学の判定は留学選考試験にもとづき総合的に行い、選考基準を満たした者に対して留学を許可する。

- 2 選考基準を満たした者のうち、留学先大学の入学基準を満たす者を留学内定者と、留学先大学の入学基準を満たす見込みのある者を留学候補生と称する。
- 3 留学選考試験の内容については別に定める。

(単位の認定科目)

第 109 条 本規程第 25 条にもとづき単位を認定する科目は、原則として本学で専攻する学科のコア必修科目、コース科目(他コース科目含む)、関西外大流グローバル人材育成プログラムおよび全学共通教育科目とする。

(認定単位の上限)

第 110 条 本学の卒業単位として留学先大学において修得した単位を認定する上限数は 30 単位とする。

第 8 節 語学留学

第 1 款 英語留学

(留学派遣時期・期間)

第 111 条 派遣時期は 8 月から 10 月の秋派遣、または 3 月から 5 月の春派遣を原則とする。

- 2 留学期間は 1 学期を原則とする。ただし、所轄委員会が教育課程上有益と認めた場合は 1 カ年の留学を許可することがある。

(申込資格)

第 112 条 次の各号の条件をすべて充足している者に申込資格を与える。

- (1) 秋派遣に申込み場合、英米語学科生については 1 年次生から 4 年次生である者、またはスペイン語学科生については 3 年次生または 4 年次生である者。
- (2) 春派遣に申込み場合、英米語学科生については 1 年次生から 3 年次生である者、またはスペイン語学科生については 2 年次生または 3 年次生である者。
- (3) 単位認定科目の単位修得のみで進級・卒業要件を充足見込みの者。

- (4) 学内成績および出席状況が良好である者。
- (5) 所定の TOEFL を 1 回以上受験している者。

(単位認定)

- 第 113 条 本規程第 25 条にもとづき単位を認定する科目は、原則として英米語学科は表 3 および 4 に、スペイン語学科は表 5 および 6 に定める。表以外の科目における単位認定については別途所轄委員会が定める。
- 2 前項の単位認定対象科目は、春派遣(1 学期)の場合は当該年度春学期、秋派遣(1 学期)の場合は当該年度秋学期の履修科目として、秋派遣(1 カ年)の場合は次年度春学期履修科目として認定する。単位認定の取扱は、春派遣(1 学期)の場合は履修規程第 4 条第 4 項第 1 号の規定を、秋学期(1 学期)の場合は履修規程第 4 条第 4 項第 2 号の規定を、秋派遣(1 カ年)の場合は履修規程第 4 条第 4 項第 1 号の規定を適用する。
- 3 専門必修科目については先修条件を充足していない場合は、単位認定の対象にはならない。

表 3 英米語学科英語留学参加者単位認定対象科目(1 学期)

学年	単位認定対象科目
1 年次	Effective Essay Writing I Effective Oral Presentation Introduction to Social Sciences II Introduction to Humanities II 言語研究 A ~ Z
2 年次	Effective Research Paper Writing Strategic Debate Topics in Social Sciences II Topics in Humanities II 1 年次単位認定対象科目
3・4 年次	1・2 年次単位認定対象科目

表 4 英米語学科英語留学参加者単位認定対象科目(1 カ年)

学年	単位認定対象科目
1 年次秋学期～ 2 年次春学期	Effective Essay Writing I Effective Essay Writing II Effective Oral Presentation Effective Discussion Introduction to Social Sciences II Topics in Social Sciences I Introduction to Humanities II Topics in Humanities I 言語研究 A ~ Z
2 年次秋学期～ 3 年次春学期	Effective Research Paper Writing Strategic Debate Topics in Social Sciences II Topics in Humanities II 1 年次単位認定対象科目
3 年次秋学期～ 4 年次春学期	1・2 年次単位認定対象科目

表5 スペイン語学科英語留学参加者単位認定対象科目(1学期)

学年	単位認定対象科目
1年次	英語Ⅱ 言語研究 A～Z
2年次	英語Ⅳ 1年次単位認定対象科目
3・4年次	1・2年次単位認定対象科目

表6 スペイン語学科英語留学参加者単位認定対象科目(1カ年)

学年	単位認定対象科目
1年次秋学期～ 2年次春学期	英語Ⅱ・Ⅲ 言語研究 A～Z
2年次秋学期～ 3年次春学期	英語Ⅳ 1年次単位認定対象科目
3年次秋学期～ 4年次春学期	1・2年次単位認定対象科目

(認定単位の上限)

- 第 114 条 留学期間が1学期の場合、本学の卒業単位として留学先大学において修得した単位を認定する上限数は20単位とする。
- 2 留学期間が1カ年の場合、本学の卒業単位として留学先大学において修得した単位を認定する上限数は30単位とする。

第 2 款 スペイン語留学

(留学派遣時期・期間)

- 第 115 条 派遣時期は9月から10月の秋派遣を原則とする。
- 2 留学期間は1学期を原則とする。ただし、所轄委員会が教育課程上有益と認めた場合は1カ年の留学を許可することがある。

(申込資格)

- 第 116 条 次の各号の条件をすべて充足している者に申込資格を与える。
- (1) スペイン語学科生で2年次生から4年次生である者。
 - (2) 単位認定科目の単位修得のみで進級・卒業要件を充足見込みの者。
 - (3) 学内成績および出席状況が良好である者。
 - (4) 所定の TOEFL を1回以上受験している者。

(単位認定)

- 第 117 条 本規程第25条にもとづき単位を認定する科目は、原則として表7および8に定める。表以外の科目における単位認定については別途所轄委員会が定める。
- 2 前項の単位認定対象科目は、派遣期間が1学期の場合は当該年度秋学期の履修科目として、1カ年の場合は次年度春学期の履修科目として認定する。単位認定の取扱は、派遣期間が1学期の場合は履修規程第4条第4項第2号の規定を、1カ年の場合は履修規程第4条第4項第1号の規定を適用する。

- 3 専門必修科目については先修条件を充足していない場合は、単位認定の対象にはならない。

表7 スペイン語留学参加者単位認定対象科目(1学期)

学年	単位認定対象科目
2年次	Español Comunicativo IV スペイン語リーディングⅡ スペイン語応用文法Ⅱ 言語研究 A～Z
3・4年次	2年次単位認定対象科目

表8 スペイン語留学参加者単位認定対象科目(1カ年)

学年	単位認定対象科目
2年次秋学期～ 3年次春学期	Español Comunicativo IV スペイン語リーディングⅡ スペイン語応用文法Ⅱ 言語研究 A～Z
3年次秋学期～ 4年次春学期	2年次単位認定対象科目

(認定単位の上限)

第 118 条 留学期間が1学期の場合、本学の卒業単位として留学先大学において修得した単位を認定する上限数は20単位とする。

- 2 留学期間が1カ年の場合、本学の卒業単位として留学先大学において修得した単位を認定する上限数は30単位とする。

第 3 款 中国語留学、フランス語留学、ドイツ語留学、韓国語留学、イタリア語留学、ロシア語留学、ベトナム語留学

(留学派遣時期)

第 119 条 派遣時期は8月から10月の秋派遣を原則とする。

(申込資格)

第 120 条 次の各号の条件をすべて充足している者に申込資格を与える。

- (1) 3年次生または4年次生である者。
- (2) 単位認定科目の単位修得のみで進級・卒業要件を充足見込みの者。
- (3) 学内成績および出席状況が良好である者。
- (4) 所定の TOEFL を1回以上受験している者。

(単位認定)

第 121 条 本規程第25条にもとづき単位を認定する科目は、原則として表9に定める。表以外の科目における単位認定については別途所轄委員会が定める。

- 2 前項の単位認定対象科目は当該年度秋学期の履修科目として認定する。単位認定の取扱は履修規程第4条第4項第2号の規定を適用する。
- 3 専門必修科目については先修条件を充足していない場合は、単位認定の対象にはならない。

表9 中国語留学、フランス語留学、ドイツ語留学、韓国語留学、イタリア語留学、ロシア語留学、ベトナム語留学参加者単位認定対象科目

学年	単位認定対象科目
3・4年次	言語研究 A～Z

(認定単位の上限)

第 122 条 本学の卒業単位として留学先大学において修得した単位を認定する上限数は 20 単位とする。

第 4 款 夏季英語留学、夏季中国語留学

(留学派遣時期)

第 123 条 派遣時期は 7 月から 8 月の夏派遣を原則とする。

(申込資格)

第 124 条 次の各号の条件をすべて充足している者に申込資格を与える。

- (1) 学内成績および出席状況が良好である者。
- (2) 所定の TOEFL を 1 回以上受験している者。

(単位認定)

第 125 条 本規程第 25 条にもとづき単位を認定する科目は、原則として表 10 に定める。表以外の科目における単位認定については別途所轄委員会が定める。

- 2 前項の単位認定対象科目は当該年度秋学期の履修科目として認定する。単位認定の取扱は履修規程第 4 条第 4 項第 2 号の規定を適用する。

表 10 夏季語学留学参加者単位認定対象科目

学年	単位認定対象科目
英米語学科	言語研究 A～Z
スペイン語学科	

(認定単位の上限)

第 126 条 本学の卒業単位として留学先大学において修得した単位を認定する上限数は 8 単位とする。

第 5 款 春季英語留学、春季スペイン語留学、春季中国語留学

(留学派遣時期)

第 127 条 派遣時期は 2 月から 3 月の春派遣を原則とする。

(申込資格)

第 128 条 次の各号の条件をすべて充足している者に申込資格を与える。

- (1) 1 年次生から 3 年次生である者。
- (2) 学内成績および出席状況が良好である者。
- (3) 所定の TOEFL を 1 回以上受験している者。

(単位認定)

第 129 条 本規程第 25 条にもとづき単位を認定する科目は、原則として表 11 に定める。表以外の科目における単位認定については別途所轄委員会が定める。

- 2 前項の単位認定対象科目は次年度春学期の履修科目として認定する。単位認定の取扱は履修規程第 4 条第 4 項第 1 号の規定を適用する。

表 11 春季語学留学参加者単位認定対象科目

学年	単位認定対象科目
英米語学科	言語研究 A ～ Z
スペイン語学科	

(認定単位の上限)

第 130 条 本学の卒業単位として留学先大学において修得した単位を認定する上限数は 8 単位とする。

第 9 節 私費留学

(留学派遣時期)

第 131 条 派遣時期は 3 年次の春派遣または秋派遣、4 年次の春派遣または秋派遣を原則とする。

(申込資格)

第 132 条 次の各号の条件をすべて充足している者に申込資格を与える。

- (1) 秋派遣に申込み場合、3 年次生または 4 年次生である者。春派遣に申込み場合、2 年次生または 3 年次生である者。
- (2) 学内成績が一定の基準に達している者。

(申込手続)

第 133 条 申込期限は秋派遣の場合は 4 月末業務日、春派遣の場合は 11 月末業務日とする。

2 申込書類は次の各号のとおりとする。

- (1) 私費留学申込書
- (2) 留学先大学の入学許可証
- (3) そのほか本学が指定した書類

(留学の選考内容)

第 134 条 申込者に対しては留学の選考を行い、合格者に対して留学を許可する。

2 申込時までの学内成績の審査等にもとづき判定を行う。

(単位の認定科目)

第 135 条 本規程第 25 条にもとづき単位を認定する科目は、原則として本学で専攻する学科のコア必修科目、コース科目 (他コース科目含む)、関西外大流グローバル人材育成プログラムおよびコース全学共通教育科目とする。

(認定単位の上限)

第 136 条 本学の卒業単位として留学先大学において修得した単位を認定する上限数は 30 単位とする。

第 4 章 英語国際学部

第 1 節 総 則

(目的)

第 137 条 1 年次の本学における集中的な英語・中国語の学修を基盤に、2 年次に海外の大学において両言語の実用的・実践的運用能力をさらに発展させることを目的とする。加えて、多様な文化・価値観に柔軟に対応できる「異文化理解力」、広く世界の動向を読み解くことのできる「国際理解力」、主体性や積極性、チームワーク力、課題解決能力を発揮できる「グローバル・キャリア基礎力」からなる 3 つの国際力を実践の場で身につけさせるとともに、上位年次での留学においては、3 つの国際力を、海外の大学における学際的かつ発展的な学修を通して、さらに強化する。

(留学の種類)

第 138 条 英語国際学部の教育課程上の留学の種類は語学留学とする。原則として英語圏へ 1 学期間留学し、さらに中国語圏へ 1 学期間留学することにより、英語と中国語の言語運用能力の向上を図ることを目的とした制度である。

2 英語国際学部の学生に申込資格のある留学の種類は、次の各号のとおりとする。

- (1) ダブル・ディグリー留学
- (2) 2 カ国留学
- (3) リベラルアーツ留学
- (4) 英語&リベラルアーツ留学
- (5) 語学&インターンシップ留学
- (6) 語学留学
- (7) 中国インターンシップ(日本語 TA)
- (8) 私費留学

3 前項第 1 号に定める学位留学の種類は、次の各号のとおりとする。

- (1) 中国ダブル・ディグリー留学
- (2) ダブル・ディグリー留学(アメリカ、オーストラリア、カナダ、スウェーデン)

4 本条第 2 項第 3 号に定めるリベラルアーツ留学の種類については、次の各号のとおりとする。

- (1) リベラルアーツ留学
- (2) カリフォルニア大学留学&インターンシッププログラム@グラントティトン国立公園

5 本条第 2 項第 5 号に定める語学&インターンシップ留学の種類は、次のとおりとする。

- (1) カリフォルニア大学留学&インターンシッププログラム@ディズニーマウンテンリゾート

6 本条第 2 項第 6 号に定める語学留学の種類は、次の各号のとおりとする。

- (1) 英語留学
- (2) 中国語留学
- (3) フランス語留学
- (4) ドイツ語留学
- (5) 夏季英語留学
- (6) 夏季中国語留学
- (7) 春季英語留学

(8) 春季中国語留学

- 7 教育課程上特に有益であると本学が認めた場合は、本規程第 72 条に定める外国語学部の留学制度を準用する。

(留学資格審査および留学選考試験)

- 第 139 条 前条第 1 項に定める留学については留学資格審査を行う。審査内容については別に定める。
- 2 前条第 2 項に定める留学については留学選考試験を行う。選考内容については別に定める。
- 3 留学資格審査の時期および期間、留学選考試験の申込時期および選考期間については掲示にて公示する。

(3 年次編入学生の取扱)

- 第 140 条 本学短期大学部 2 年次生で本学部 3 年次編入学内定者および編入学生の留学に関する申込資格、申込時期、派遣時期等については、別途掲示にて公示する。

第 2 節 教育課程上の語学留学

(留学派遣時期)

- 第 141 条 派遣時期は 2 年次の春派遣を原則とする。

(留学資格審査の意義)

- 第 142 条 留学資格審査は、派遣の可否、派遣先、派遣時期、派遣期間等を決定するために行う。

(留学資格審査の内容等)

- 第 143 条 留学の判定は留学資格審査にもとづき総合的に行い、審査基準を満たした者に対して留学を許可する。
- 2 審査基準を満たした者は留学準備に関する手続対象者となり、当該対象者を特に留学候補生と称する。
- 3 留学資格審査の内容については別に定める。

(単位の認定科目)

- 第 144 条 本規程第 25 条にもとづき単位を認定する科目は、原則として表 12 に定める。表以外の科目における単位認定については別途所轄委員会が定める。
- 2 前項の単位認定対象科目は春学期の留学の場合は当該年度春学期、秋学期の留学の場合は当該年度秋学期の履修科目として認定する。単位認定の取扱は春学期の留学の場合は、履修規程第 4 条第 4 項第 1 号の規定を、秋学期の留学の場合は履修規程第 4 条第 4 項第 2 号の規定を適用する。

表 12 語学留学参加者単位認定対象科目

英語留学	中国語留学
Global Issues A・B 英語コミュニケーション研究 A～F 国際コミュニケーション研究 A～F	中級中国語 中国語研究 A～F 国際コミュニケーション研究 A～F

(認定単位の上限)

- 第 145 条 本学の卒業単位として留学先大学において修得した単位を認定する上限数は各学期 20 単位とする。

第 3 節 ダブル・ディグリー留学

第 1 款 中国ダブル・ディグリー留学

(趣旨)

第 146 条 中国への留学を推進し、より一層中国語の語学運用能力を身につけ中国の大学の学士号を取得するために、特に本学部に中国学位留学制度を設ける。

(留学派遣時期)

第 147 条 派遣時期は 3 年次または 4 年次の秋派遣を原則とする。

(申込資格)

第 148 条 次の各号の条件をすべて充足している者(中国国籍を有する者を除く)に申込資格を与える。

- (1) 教育課程上の語学留学において 2 年次の 1 学期間の中国語留学を終了または終了見込みの者。ただし、3 年次編入学生においては、この限りではない。
- (2) 3 年次生または 4 年次生である者。
- (3) 派遣時期までに専門必修科目、専門選択科目および全学共通教育科目に配置している指定科目をすべて修得済あるいは修得見込みである者。また全学共通教育科目については、12 単位以上を修得済あるいは修得見込みである者。
- (4) 十分な中国語能力を有する者。
- (5) 学内成績および出席状況が良好である者。

(留学選考試験の内容等)

第 149 条 留学の判定は留学選考試験にもとづき総合的に行い、選考基準を満たした者に対して留学を許可する。

- 2 選考基準を満たした者は留学準備に関する手続対象者となり、当該対象者を特に留学候補生と称する。
- 3 留学選考試験の内容については別に定める。

(単位の認定科目)

第 150 条 本規程第 25 条にもとづき単位を認定する科目は、原則として本学で専攻する学科の専門必修科目、専門選択科目および全学共通教育科目とする。

(認定単位の上限)

第 151 条 本学の卒業単位として留学先大学において修得した単位を認定する上限数は 60 単位とする。

第 2 款 ダブル・ディグリー留学(アメリカ・オーストラリア・カナダ・スウェーデン)

(留学派遣時期)

第 152 条 派遣時期は 3 年次または 4 年次の秋派遣を原則とする。

(申込資格)

第 153 条 次の各号の条件をすべて充足している者に申込資格を与える。

- (1) 教育課程上の語学留学における第 1 次審査の所定の基準を満たし、教育課程上の語学留学を放棄した者。
- (2) 2 年次生から 3 年次生である者。
- (3) 学内成績および出席状況が良好である者。
- (4) 所定の TOEFL において高位得点が 550 点以上の者。

(5) 所定の TOEIC 平均点において 640 点以上かつリーディング平均点 270 点以上を取得している者。

(6) 原則として「留学概論」を修得済または修得見込みの者。

(留学選考試験の内容等)

第 154 条 留学の判定は留学選考試験にもとづき総合的に行い、選考基準を満たした者に対して留学を許可する。

2 選考基準を満たした者のうち、留学先大学の入学基準を満たす者を留学内定者と、留学先大学の入学基準を満たす見込みのある者を留学候補生と称する。

3 留学選考試験の内容については別に定める。

(単位の認定科目)

第 155 条 本規程第 25 条にもとづき単位を認定する科目は、原則として本学で専攻する学科の専門必修科目、専門選択科目、および全学共通教育科目とする。

(認定単位の上限)

第 156 条 本学の卒業単位として留学先大学において修得した単位を認定する上限数は 60 単位とする。

第 4 節 2 力国留学

(留学派遣時期)

第 157 条 派遣時期は 2 年次から 4 年次の秋派遣を原則とする。

(申込資格)

第 158 条 次の各号の条件をすべて充足している者に申込資格を与える。

(1) 教育課程上の語学留学における第 1 次審査の所定の基準を満たし、教育課程上の語学留学を放棄した者。

(2) 2 年次生から 3 年次生である者。

(3) 学内成績および出席状況が良好である者。

(4) 所定の TOEFL において高位得点が 550 点以上の者。

(5) 所定の TOEIC 平均点において 640 点以上かつリーディング平均点 270 点以上を取得している者。

(6) 原則として「留学概論」を修得済または修得見込みの者。

(留学選考試験の内容等)

第 159 条 留学の判定は留学選考試験にもとづき総合的に行い、選考基準を満たした者に対して留学を許可する。

2 選考基準を満たした者のうち、留学先大学の入学基準を満たす者を留学内定者と、留学先大学の入学基準を満たす見込みのある者を留学候補生と称する。

3 留学選考試験の内容については別に定める。

(単位の認定科目)

第 160 条 本規程第 25 条にもとづき単位を認定する科目は、原則として本学で専攻する学科の専門必修科目、専門選択科目、および全学共通教育科目とする。

(認定単位の上限)

第 161 条 本学の卒業単位として留学先大学において修得した単位を認定する上限数は 60 単位とする。

第 5 節 リベラルアーツ留学

(留学派遣時期)

第 162 条 派遣時期は次の各号のとおりとする。

- (1) 秋派遣については3年次または4年次を原則とする。
- (2) 春派遣については4年次を原則とする。

(申込資格)

第 163 条 次の各号の条件をすべて充足している者に申込資格を与える。

- (1) 教育課程上の語学留学における第1次審査の所定の基準を満たし、教育課程上の語学留学を放棄した者、または原則として教育課程上の語学留学を終了または終了見込みの者。ただし、3年次編入学生においては、この限りではない。
- (2) 秋派遣に申込み場合、2年次生または3年次生である者。春派遣に申込み場合、3年次生である者。
- (3) 学内成績および出席状況が良好である者。
- (4) 所定の TOEFL 平均点において 480 点以上を取得し、かつ候補生最終判定までに所定の TOEFL 平均点において 500 点以上取得見込みの者。
- (5) 所定の TOEIC 平均点において 640 点以上かつリーディング平均点 270 点以上を取得している者。
- (6) 留学先大学より定めのある場合は、これを満たす者。

(留学選考試験の内容等)

第 164 条 留学の判定は留学選考試験にもとづき総合的に行い、選考基準を満たした者に対して留学を許可する。

- 2 選考基準を満たした者のうち、留学先大学の入学基準を満たす者を留学内定者と、留学先大学の入学基準を満たす見込みのある者を留学候補生と称する。
- 3 留学選考試験の内容については別に定める。

(単位の認定科目)

第 165 条 本規程第 25 条にもとづき単位を認定する科目は、原則として本学で専攻する学科の専門必修科目、専門選択科目および全学共通教育科目とする。

(認定単位の上限)

第 166 条 本学の卒業単位として留学先大学において修得した単位を認定する上限数は 30 単位とする。

第 6 節 英語&リベラルアーツ留学

(留学派遣時期)

第 167 条 派遣時期は次の各号のとおりとする。

- (1) 秋派遣については3年次または4年次を原則とする。
- (2) 春派遣については4年次を原則とする。

(申込資格)

第 168 条 次の各号の条件をすべて充足している者に申込資格を与える。

- (1) 教育課程上の語学留学における第1次審査の所定の基準を満たし、教育課程上の語学留学を放棄した者、または原則として教育課程上の語学留学を終了または終了見込みの者。ただし、3年次編入学生においては、この限りではない。
- (2) 秋派遣に申込み場合、2年次生または3年次生である者。春派遣に申込み場合、3年次生である者。

- (3) 学内成績および出席状況が良好である者。
- (4) 所定の TOEFL 平均点において 480 点以上を取得し、かつ候補生最終判定までに所定の TOEFL 平均点において 490 点以上取得見込みの者。
- (5) 所定の TOEIC 平均点において 600 点以上かつリーディング平均点 250 点以上を取得している者。

(留学選考試験の内容等)

第 169 条 留学の判定は留学選考試験にもとづき総合的に行い、選考基準を満たした者に対して留学を許可する。

2 選考基準を満たした者のうち、留学先大学の入学基準を満たす者を留学内定者と、留学先大学の入学基準を満たす見込みのある者を留学候補生と称する。

3 留学選考試験の内容については別に定める。

(単位の認定科目)

第 170 条 本規程第 25 条にもとづき単位を認定する科目は、原則として本学で専攻する学科の専門必修科目、専門選択科目、および全学共通教育科目とする。

(認定単位の上限)

第 171 条 本学の卒業単位として留学先大学において修得した単位を認定する上限数は 30 単位とする。

第 7 節 語学&インターンシップ留学

第 1 款 カリフォルニア大学留学&インターンシッププログラム@ディズニーワールドリゾート

(留学派遣時期)

第 172 条 派遣時期については秋派遣を原則とする。

(申込資格)

第 173 条 次の各号の条件をすべて充足している者に申込資格を与える。

- (1) 2 年次または 3 年次生である者。
- (2) 学内成績および出席状況が良好である者。
- (3) 所定の TOEFL を 1 回以上受験し、高位得点が 500 点以上の者。

(留学選考試験の内容等)

第 174 条 留学の判定は留学選考試験にもとづき総合的に行い、選考基準を満たした者に対して留学を許可する。

2 選考基準を満たした者のうち、留学先大学の入学基準を満たす者を留学内定者と、留学先大学の入学基準を満たす見込みのある者を留学候補生と称する。

3 留学選考試験の内容については別に定める。

(単位の認定科目)

第 175 条 本規程第 25 条にもとづき単位を認定する科目は、原則として本学で専攻する学科の専門必修科目、専門選択科目および全学共通教育科目とする。

(認定単位の上限)

第 176 条 本学の卒業単位として留学先大学において修得した単位を認定する上限数は 30 単位とする。

第 8 節 語学留学

第 1 款 英語留学

(留学派遣時期・期間)

第 177 条 派遣時期は 8 月から 10 月の秋派遣を原則とする。

2 留学期間は 1 学期とする。

(申込資格)

第 178 条 次の各号の条件をすべて充足している者に申込資格を与える。

- (1) 3 年次編入学した者。
- (2) 単位認定科目の単位修得のみで進級・卒業要件を充足見込みの者。
- (3) 学内成績および出席状況が良好である者。
- (4) 所定の TOEFL を 1 回以上受験している者。

(単位認定)

第 179 条 本規程第 25 条にもとづき単位を認定する科目は、原則として表 13 に定める。表以外の科目における単位認定については別途所轄委員会が定める。

2 前項の単位認定対象科目は当該年度秋学期の履修科目として認定する。単位認定の取扱は履修規程第 4 条第 4 項第 2 号の規定を適用する。

3 専門必修科目については先修条件を充足していない場合は、単位認定の対象にはならない。

表 13 語学留学参加者単位認定対象科目

学年	単位認定対象科目
3・4 年次	AES : Reading and Translation II AES : Grammar in Use II AES : Critical Writing II AES : Presentation , Discussion , and Debate AES : English for Specific Purposes II Global Issues A・B 英語コミュニケーション I A～II B 英語コミュニケーション研究 A～F 国際コミュニケーション研究 A～F

(認定単位の上限)

第 180 条 本学の卒業単位として留学先大学において修得した単位を認定する上限数は 20 単位とする。

第 2 款 中国語留学、フランス語留学、ドイツ語留学

(留学派遣時期)

第 181 条 派遣時期は 8 月から 10 月の秋派遣を原則とする。

(申込資格)

第 182 条 次の各号の条件をすべて充足している者に申込資格を与える。

- (1) 原則として教育課程上の語学留学を終了または終了見込みの者。
- (2) 入学時に選択した言語の指定科目をすべて修得している 3 年次生または 4 年次生である者。ただし、3 年次編入学生においては、この限りではない。
- (3) 学内成績および出席状況が良好である者。
- (4) 単位認定対象科目の単位修得のみで進級・卒業要件を充足できる者。
- (5) 所定の TOEFL を 1 回以上受験している者。

(単位認定)

第 183 条 本規程第 25 条にもとづき単位を認定する科目は、原則として表 14 に定める。表以外の科目における単位認定については別途所轄委員会が指示する。

- 2 前項表 14 の「中国語研究 A から F」「フランス語研究 A から D」「ドイツ語研究 A から D」および「国際コミュニケーション研究 A から F」の単位認定は、原則として「中国語研究 A から F」「フランス語研究 A から D」「ドイツ語研究 A から D」および「国際コミュニケーション研究 A から F」を優先する。
- 3 本条第 1 項の単位認定対象科目は当該年度秋学期の履修科目として認定する。単位認定の取扱は履修規程第 4 条第 4 項第 2 号の規定を適用する。

表 14 語学留学参加者単位認定対象科目

学年	単位認定対象科目		
	中国	フランス	ドイツ
3・4 年次	初級中国語 中国語会話Ⅱ 中級中国語 地域研究 B (アジア) 中国語研究 A～F 国際コミュニケーション研究 A～F	フランス語Ⅱ 地域研究 C (ヨーロッパ) フランス語研究 A～D 国際コミュニケーション研究 A～F	ドイツ語Ⅱ 地域研究 C (ヨーロッパ) ドイツ語研究 A～D 国際コミュニケーション研究 A～F

(認定単位の上限)

第 184 条 本学の卒業単位として留学先大学において修得した単位を認定する上限数は 20 単位とする。

第 3 款 夏季英語留学、夏季中国語留学

(留学派遣時期)

第 185 条 派遣時期は 7 月から 8 月の夏派遣を原則とする。

(申込資格)

第 186 条 次の各号の条件をすべて充足している者に申込資格を与える。

- (1) 申込および選考時期に留学中でない者。
- (2) 学内成績および出席状況が良好である者。
- (3) 所定の TOEFL を 1 回以上受験している者。

(単位認定)

第 187 条 本規程第 25 条にもとづき単位を認定する科目は、原則として表 15 に定める。表以外の科目における単位認定は別途所轄委員会が定める。

- 2 前項の単位認定対象科目は当該年度秋学期の履修科目として認定する。単位認定の取扱は履修規程第 4 条第 4 項第 2 号の規定を適用する。

表 15 夏季語学留学参加者単位認定対象科目

学年	単位認定対象科目
全学年	英語コミュニケーション研究 A～F (英語留学のみ) 中国語研究 A～F (中国語留学のみ) 国際コミュニケーション研究 A～F

(認定単位の上限)

第 188 条 留学先大学において修得した単位を本学の卒業単位として認定する上限数は 8 単位とする。

第 4 款 春季英語留学、春季中国語留学

(留学派遣時期)

第 189 条 派遣時期は 2 月から 3 月の春派遣を原則とする。

(申込資格)

第 190 条 次の各号の条件をすべて充足している者に申込資格を与える。

- (1) 申込および選考時期に留学中でない者。
- (2) 1 年次生から 3 年次生である者。
- (3) 学内成績および出席状況が良好である者。
- (4) 所定の TOEFL を 1 回以上受験している者。

(単位認定)

第 191 条 本規程第 25 条にもとづき単位を認定する科目は、原則として表 16 に定める。表以外の科目における単位認定は別途所轄委員会が指示する。

- 2 前項の単位認定対象科目は当該年度春学期の履修科目として認定する。単位認定の取扱は履修規程第 4 条第 4 項第 1 号の規定を適用する。

表 16 春季語学留学参加者単位認定対象科目

学年	単位認定対象科目
1～3 年次	英語コミュニケーション研究 A～F (英語留学のみ) 中国語研究 A～F (中国語留学のみ) 国際コミュニケーション研究 A～F

(認定単位の上限)

第 192 条 本学の卒業単位として留学先大学において修得した単位を認定する上限数は 8 単位とする。

第 9 節 中国インターンシップ(日本語 TA)

(留学派遣時期)

第 193 条 派遣時期は 3 年次の秋派遣、4 年次の春派遣または秋派遣を原則とする。

(申込資格)

第 194 条 次の各号の条件をすべて充足している者に申込資格を与える。

- (1) 派遣時が 3 年次生の場合に単位認定のみで進級要件を充足できる者、および派遣時が 4 年次生の場合に単位認定のみで卒業要件を充足できる者。
- (2) 学内成績および出席状況が良好である者。

(留学選考試験の内容等)

第 195 条 留学の判定は留学選考試験にもとづき総合的に行い、選考基準を満たした者に対して留学を許可する。

- 2 選考基準を満たした者は留学準備に関する手続対象者となり、当該対象者を特に留学候補生と称する。
- 3 留学選考試験の内容については別に定める。

(単位認定)

第 196 条 実習時間数、実習報告書、実習先からの報告書等にもとづき、単位認定を行う。単位認定の取扱は、春派遣の場合は履修規程第 4 条第 4 項第 1 号、秋派遣の場合は履修規程第 4 条第 4 項第 2 号の規定を適用する。

(単位認定対象科目および単位数)

第 197 条 前条にもとづき単位を認定する科目は原則として履修規程第 75 条表 9 に定める。単位を認定する上限は 20 単位とする。

第 10 節 私費留学

(留学派遣時期)

第 198 条 派遣時期は 3 年次の秋派遣、4 年次の春派遣または秋派遣を原則とする。

(申込資格)

第 199 条 次の各号の条件をすべて充足している者に申込資格を与える。

- (1) 秋派遣に申込み場合、3 年次生または 4 年次生である者。春派遣に申込み場合、3 年次生である者。
- (2) 学内成績が一定の基準に達している者。

(申込手続)

第 200 条 申込期限は秋派遣の場合は 4 月末業務日、春派遣の場合は 11 月末業務日とする。

2 申込書類は次の各号のとおりとする。

- (1) 私費留学申込書
- (2) 留学先大学の入学許可証
- (3) そのほか本学が指定した書類

(留学の選考内容)

第 201 条 申込者に対しては留学の選考を行い、合格者に対して留学を許可する。

2 申込時までの学内成績の審査等にもとづく判定を行う。

(単位の認定科目)

第 202 条 本規程第 25 条にもとづき単位を認定する科目は、原則として専門必修科目、専門選択科目および全学共通教育科目とする。

(認定単位の上限)

第 203 条 本学の卒業単位として留学先大学において修得した単位を認定する上限数は 30 単位とする。

第 5 章 短期大学部

第 1 節 総 則

(目的)

第 204 条 海外の大学における英語の集中的な学修を通じて、言語運用能力を高めるとともに、豊かな国際感覚を身につけ、社会人としての基礎的人間力をも涵養する。

(留学の種類)

第 205 条 短期大学部に申込資格のある留学の種類は、次の各号のとおりとする。

- (1) 短期大学部ダブル・ディグリー留学
- (2) リベラルアーツ留学
- (3) 英語&リベラルアーツ留学
- (4) 語学&インターンシップ留学
- (5) 語学留学
- (6) 私費留学

2 前項第5号に定める語学留学の種類は、次の各号のとおりとする。

- (1) 英語留学、中国留学
- (2) 夏季英語留学
- (3) 夏季中国語留学
- (4) 春季英語留学
- (5) 春季スペイン語留学
- (6) 春季中国語留学

3 本条第1項第2号に定めるリベラルアーツ留学の種類は、次のとおりとする。

- (1) リベラルアーツ留学

4 本条第1項第4号に定める語学&インターンシップ留学の種類は、次のとおりとする。

- (1) カリフォルニア大学留学&インターンシッププログラム@ディズニースタジオ

第 206 条 本学外国語学部に3年次編入学見込みまたは内定している短期大学部の学生に申込資格のある留学の種類は、次の各号のとおりとする。

- (1) ダブル・ディグリー留学
- (2) 大学・大学院学位留学
- (3) 2カ国留学
- (4) リベラルアーツ留学
- (5) 英語&リベラルアーツ留学
- (6) 語学&インターンシップ留学
- (7) 語学留学
- (8) 私費留学

2 前項第1号に定めるダブル・ディグリー留学の種類は、次のとおりとする。

- (1) ダブル・ディグリー留学(アメリカ・オーストラリア・カナダ・スウェーデン)

3 本条第1項第4号に定めるリベラルアーツ留学は、次の各号のとおりとする。

- (1) リベラルアーツ留学

- (2) イベロアメリカリベラルアーツ留学
- (3) カリフォルニア大学留学&インターンシッププログラム@グランドティトン国立公園
- 4 本条第1項第6号に定める語学&インターンシップ留学の種類は次のとおりとする。
 - (1) カリフォルニア大学留学&インターンシッププログラム@ディズニーワールドリゾート
- 5 本条第1項第7号に定める語学留学の種類は、次の各号のとおりとする。
 - (1) 春季英語留学
 - (2) 春季スペイン語留学
 - (3) 春季中国語留学

第 207 条 本学英語国際学部3年次編入学見込みまたは内定している短期大学部の学生に申込資格のある留学の種類は、次の各号のとおりとする。

- (1) リベラルアーツ留学
- (2) 英語&リベラルアーツ留学
- (3) 語学&インターンシップ留学
- (4) 語学留学
- (5) 私費留学
- 2 前項第1号に定めるリベラルアーツ留学の種類は、次のとおりとする。
 - (1) リベラルアーツ留学
- 3 本条第1項第3号に定める語学&インターンシップ留学の種類は、次の各号のとおりとする。
 - (1) カリフォルニア大学留学&インターンシッププログラム@ディズニーワールドリゾート
- 4 本条第1項第4号に定める語学留学の種類は、次の各号のとおりとする。
 - (1) 春季英語留学
 - (2) 春季中国語留学

(留学選考試験)

第 208 条 本規程第205条から第207条に定める留学については選考試験を行う。選考内容については別に定める。

- 2 申込時期および選考期間については掲示にて公示する。

第 2 節 短期大学部ダブル・ディグリー留学

(留学派遣時期)

第 209 条 派遣時期は短期大学部2年次の秋派遣を原則とする。

(申込資格)

第 210 条 次の各号の条件をすべて充足している者に申込資格を与える。

- (1) 短期大学部1年次生である者。
- (2) 学内成績および出席状況が良好である者。
- (3) 所定の TOEFL において高位得点450点以上を取得した者。
- (4) 原則として「留学概論」を修得済または修得見込みの者。

(留学選考試験の内容等)

第 211 条 留学の判定は留学選考試験にもとづき総合的に行い、選考基準を満たした者に対して留学を許可する。

- 2 選考基準を満たした者のうち、留学先大学の入学基準を満たす者を留学内定者と、留学先大学の入学基準を満たす見込みのある者を留学候補生と称する。
- 3 留学選考試験の内容については別に定める。

(単位の認定科目)

第 212 条 本規程第 25 条にもとづき単位を認定する科目は、原則として専門必修科目、専門選択科目および共通教育科目とする。

(認定単位の上限)

第 213 条 本学の卒業単位として留学先大学において修得した単位を認定する上限数は 30 単位とする。

第 3 節 リベラルアーツ留学

(留学派遣時期)

第 214 条 派遣時期は次の各号のとおりとする。

- (1) 秋派遣については短期大学部 2 年次または本学学部編入学後の学部 3 年次を原則とする。
- (2) 春派遣については本学学部編入学後の学部 3 年次を原則とする。

(申込資格)

第 215 条 次の各号の条件をすべて充足している者に申込資格を与える。

- (1) 秋派遣に申込み場合、短期大学部 1 年次生または 2 年次生である者。春派遣に申込み場合、短期大学部 2 年次生である者。ただし、短期大学部 2 年次生については 3 年次編入学見込みである学部の当該留学における申込資格を満たす者。
- (2) 学内成績および出席状況が良好である者。
- (3) 所定の TOEFL 平均点において 480 点以上を取得し、かつ候補生最終判定までに所定の TOEFL 平均点において 500 点以上取得見込みの者。
- (4) 所定の TOEIC 平均点において 640 点以上かつリーディング平均点 270 点以上を取得している者。
- (5) 原則として「留学概論」を修得済または修得見込みの者。
- (6) 留学先大学より定めのある場合は、これを満たす者。

(留学選考試験の内容等)

第 216 条 留学の判定は留学選考試験にもとづき総合的に行い、選考基準を満たした者に対して留学を許可する。

- 2 選考基準を満たした者のうち、留学先大学の入学基準を満たす者を留学内定者と、留学先大学の入学基準を満たす見込みのある者を留学候補生と称する。
- 3 留学選考試験の内容については別に定める。

(単位の認定科目)

第 217 条 短期大学部 2 年次生については、本規程第 25 条にもとづき単位を認定する科目は、原則として専門必修科目、専門選択科目および共通教育科目とする。

- 2 学部 3 年次編入学生の単位認定科目は本規程第 27 条に従う。

(認定単位の上限)

第 218 条 本学の卒業単位として留学先大学において修得した単位を認定する上限数は 30 単位とする。

第 4 節 英語&リベラルアーツ留学

(留学派遣時期)

第 219 条 派遣時期は次の各号のとおりとする。

- (1) 秋派遣については短期大学部 2 年次または学部 3 年次を原則とする。
- (2) 春派遣については学部 3 年次を原則とする。

(申込資格)

第 220 条 次の各号の条件をすべて充足している者に申込資格を与える。

- (1) 秋派遣に申込み場合、短期大学部 1 年次生または 2 年次生である者。春派遣に申込み場合、短期大学部 2 年次生である者。ただし、短期大学部 2 年次生については 3 年次編入学見込みである学部の当該留学における申込資格を満たす者。
- (2) 学内成績および出席状況が良好である者。
- (3) 所定の TOEFL 平均点において 480 点以上を取得し、かつ候補生最終判定までに所定の TOEFL 平均点において 490 点以上取得見込みの者。
- (4) 所定の TOEIC 平均点において 600 点以上かつリーディング平均点 250 点以上を取得している者。
- (5) 原則として「留学概論」を修得済または修得見込みの者。

(留学選考試験の内容等)

第 221 条 留学の判定は留学選考試験にもとづき総合的に行い、選考基準を満たした者に対して留学を許可する。

- 2 選考基準を満たした者のうち、留学先大学の入学基準を満たす者を留学内定者と、留学先大学の入学基準を満たす見込みのある者を留学候補生と称する。
- 3 留学選考試験の内容については別に定める。

(単位の認定科目)

第 222 条 短期大学部 2 年次生については、本規程第 25 条にもとづき単位を認定する科目は、原則として専門必修科目、専門選択科目および共通教育科目とする。

- 2 学部 3 年次編入学生の単位認定科目は本規程第 27 条に従う。

(認定単位の上限)

第 223 条 本学の卒業単位として留学先大学において修得した単位を認定する上限数は 30 単位とする。

第 5 節 語学&インターンシップ留学

第 1 款 カリフォルニア大学留学&インターンシッププログラム@ディズニーワールドリゾート

(留学派遣時期)

第 224 条 派遣時期については秋派遣を原則とする。

(申込資格)

第 225 条 次の各号の条件をすべて充足している者に申込資格を与える。

- (1) 短期大学部 1 年次または 2 年次生である者。ただし、短期大学部 2 年次生については 3 年次編入学見込みである学部の当該留学における申込資格を満たす者。
- (2) 学内成績および出席状況が良好である者。
- (3) 所定の TOEFL を 1 回以上受験し、高位得点が 500 点以上の者。
- (4) 原則として「留学概論」を修得済または修得見込みの者。

(留学選考試験の内容等)

第 226 条 留学の判定は留学選考試験にもとづき総合的に行い、選考基準を満たした者に対して留学を許可する。

2 選考基準を満たした者のうち、留学先大学の入学基準を満たす者を留学内定者と、留学先大学の入学基準を満たす見込みのある者を留学候補生と称する。

3 留学選考試験の内容については別に定める。

(単位の認定科目)

第 227 条 本規程第 25 条にもとづき単位を認定する科目は、原則として専門必修科目、専門選択科目および共通教育科目とする。

2 学部 3 年次編入学生の単位認定は本規程第 27 条に従う。

(認定単位の上限)

第 228 条 本学の卒業単位として留学先大学において修得した単位を認定する上限数は 30 単位とする。

第 6 節 語学留学

第 1 款 英語留学、中国留学

(留学派遣時期・期間)

第 229 条 派遣時期は 8 月から 10 月の秋派遣、または 3 月から 5 月の春派遣を原則とする。

ただし、中国留学は春派遣のみとする。

2 留学期間は 1 学期を原則とする。ただし、秋派遣の場合のみ、所轄委員会が教育課程上有益と認めた場合は 1 カ年の留学を許可することがある。

(申込資格)

第 230 条 次の各号の条件をすべて充足している者に申込資格を与える。

(1) 秋派遣に申込み場合、短期大学部 1 年次生または 2 年次生である者。春派遣に申込み場合、短期大学部 1 年次生である者。

(2) 単位認定対象科目の単位修得のみで進級・卒業要件を充足見込みの者。

(3) 学内成績および出席状況が良好である者。

(4) 所定の TOEFL を 1 回以上受験している者。

(単位認定)

第 231 条 本規程第 25 条にもとづき単位を認定する科目は、原則として表 17 から 20 に定める。表以外の科目における単位認定については別途所轄委員会が定める。

2 前項の単位認定対象科目は春派遣 (1 学期) の場合は当該年度春学期、秋派遣 (1 学期) の場合は当該年度秋学期の履修科目として、秋派遣 (1 カ年) の場合は次年度春学期履修科目として認定する。単位認定の取扱は、春派遣 (1 学期) の場合は履修規程第 4 条第 4 項第 1 号の規定を、秋派遣 (1 学期) の場合は履修規程第 4 条第 4 項第 2 号の規定を、秋派遣 (1 カ年) の場合は履修規程第 4 条第 4 項第 1 号の規定を適用する。

表 17 英語留学参加者単位認定対象科目【秋派遣(1学期)】

学年	単位認定対象科目
1年次	Integrated English C : Reading & Discussion of Social Issues Integrated English D : Writing & Presentations about Social Issues 海外事情研究 A ~ J 海外留学特別実践 A ~ F
2年次	Academic English for Global Issues 1年次単位認定対象科目

表 18 英語留学参加者単位認定対象科目【秋派遣(1カ年)】

学年	単位認定対象科目
1年次秋学期～ 2年次春学期	Integrated English C : Reading & Discussion of Social Issues Integrated English D : Writing & Presentations about Social Issues Academic English A : Reading & Critical Approach Academic English B : Writing & Critical Approach 海外事情研究 A ~ J 海外留学特別実践 A ~ F

表 19 英語留学参加者単位認定対象科目【春派遣(1学期)】

学年	単位認定対象科目
2年次	Academic English A : Reading & Critical Approach Academic English B : Writing & Critical Approach 海外事情研究 A ~ J 海外留学特別実践 A ~ F

表 20 中国留学参加者単位認定対象科目【春派遣(1学期)】

学年	単位認定対象科目
2年次	海外事情研究 A ~ J 海外留学特別実践 A ~ F

(認定単位の上限)

第 232 条 留学期間が1学期の場合、本学の卒業単位として留学先大学において修得した単位を認定する上限数は20単位とする。

2 留学期間が1カ年の場合、本学の卒業単位として留学先大学において修得した単位を認定する上限数は30単位とする。

第 2 款 夏季英語留学、夏季中国語留学

(留学派遣時期)

第 233 条 派遣時期は7月から8月の夏派遣を原則とする。

(申込資格)

第 234 条 次の各号の条件をすべて充足している者に申込資格を与える。

- (1) 学内成績および出席状況が良好である者。
- (2) 所定の TOEFL を1回以上受験している者。

(単位認定)

第 235 条 本規程第 25 条にもとづき単位を認定する科目は、原則として表 21 に定める。表以外の科目における単位認定については別途所轄委員会が定める。

- 2 前項の単位認定対象科目は当該年度秋学期の履修科目として認定する。単位認定の取扱は履修規程第 4 条第 4 項第 2 号の規定を適用する。

表 21 夏季語学留学参加者単位認定対象科目

学年	単位認定対象科目
全学年	海外事情研究 A～J 海外留学特別実践 A～F

(認定単位の上限)

第 236 条 本学の卒業単位として留学先において修得した単位を認定する上限数は 8 単位とする。

第 3 款 春季英語留学、春季スペイン語留学、春季中国語留学

(留学派遣時期)

第 237 条 派遣時期は 2 月から 3 月の春派遣を原則とする。

(申込資格)

第 238 条 次の各号の条件をすべて充足している者に申込資格を与える。

- (1) 短期大学部 2 年次生については 3 年次編入学が内定している学部 of 当該留学における申込資格を満たす者。
- (2) 学内成績および出席状況が良好である者。
- (3) 所定の TOEFL を 1 回以上受験している者。

(単位認定)

第 239 条 本規程第 25 条にもとづき単位を認定する科目は、原則として表 22 に定める。表以外の科目における単位認定については別途所轄委員会が定める。

- 2 前項の単位認定対象科目は次年度春学期の履修科目とし認定する。単位認定の取扱は履修規程第 4 条第 4 項第 1 号の規定を適用する。
- 3 学部 3 年次編入学生の単位認定科目は本規程第 27 条に従う。

表 22 春季語学留学参加者単位認定対象科目

学年	単位認定対象科目
1 年次	海外事情研究 A～J 海外留学特別実践 A～F

(認定単位の上限)

第 240 条 本学の卒業単位として留学先において修得した単位を認定する上限数は 8 単位とする。

第 7 節 私費留学

(留学派遣時期)

第 241 条 派遣時期は次の各号のとおりとする。

- (1) 秋派遣については短期大学部 2 年次を原則とする。
- (2) 春派遣については短期大学部 2 年次または本学学部編入学後の学部 3 年次を原則とする。

(申込資格)

第 242 条 次の各号の条件をすべて充足している者に申込資格を与える。

- (1) 秋派遣に申込み場合、短期大学部 2 年次生である者。春派遣に申込み場合、短期大学部 1 年次生または 2 年次生である者。短期大学部 2 年次生については、本学学部にて 3 年次編入学見込みかつ、編入学予定学部の当該留学の申込資格を満たす者。
- (2) 学内成績が一定の基準に達している者。

(申込手続)

第 243 条 申込期限は秋派遣の場合は 4 月末業務日、春派遣の場合は 11 月末業務日とする。

2 申込書類は次の各号のとおりとする。

- (1) 私費留学申込書
- (2) 留学先大学の入学許可証
- (3) そのほか本学が指定した書類

(留学の選考内容)

第 244 条 申込者に対しては留学の選考を行い、合格者に対して留学を許可する。

2 申込時までの学内成績の審査等にもとづく判定を行う。

(単位の認定科目)

第 245 条 本規程第 25 条にもとづき単位を認定する科目は、原則として専門必修科目、専門選択科目および共通教育科目とする。

2 学部 3 年次編入学学生の単位認定科目は本規程第 27 条に従う。

(認定単位の上限)

第 246 条 本学の卒業単位として留学先大学において修得した単位を認定する上限数は 30 単位とする。

第 8 節 ダブル・ディグリー留学

(留学派遣時期)

第 247 条 派遣時期は本学学部編入学後の学部 3 年次の秋派遣を原則とする。

(申込資格)

第 248 条 次の各号の条件をすべて充足している者に申込資格を与える。

- (1) 短期大学部 2 年次生であり、3 年次編入学見込みである学部の当該留学における申込資格を満たす者。
- (2) 学内成績および出席状況が良好である者。
- (3) 所定の TOEFL において高位得点が 550 点以上の者。
- (4) 所定の TOEIC 平均点において 640 点以上かつリーディング平均点 270 点以上を取得している者。
- (5) 原則として「留学概論」を修得済または修得見込みの者。

(留学選考試験の内容等)

第 249 条 留学の判定は留学選考試験にもとづき総合的に行い、選考基準を満たした者に対して留学を許可する。

- 2 選考基準を満たした者のうち、留学先大学の入学基準を満たす者を留学内定者と、留学先大学の入学基準を満たす見込みのある者を留学候補生と称する。
- 3 留学選考試験の内容については別に定める。

(単位認定)

第 250 条 単位認定は本規程第 27 条に従う。

(認定単位の上限)

第 251 条 3 年次編入学後の卒業単位として留学先大学において修得した単位を認定する上限数は 60 単位とする。

第 9 節 大学・大学院学位留学

(留学派遣時期)

第 252 条 派遣時期は本学学部編入学後の学部 3 年次または 4 年次の秋派遣を原則とする。

(申込資格)

第 253 条 次の各号の条件をすべて充足している者に申込資格を与える。

- (1) 短期大学部 2 年次生であり、3 年次編入学見込みである学部の当該留学における申込資格を満たす者。
- (2) 学内成績および出席状況が良好である者。
- (3) 所定の TOEFL において高位得点が 550 点以上の者。
- (4) 所定の TOEIC 平均点において 640 点以上かつリーディング平均点 270 点以上を取得している者。
- (5) 原則として「留学概論」を修得済または修得見込みの者。

(留学選考試験の内容等)

第 254 条 留学の判定は留学選考試験にもとづき総合的に行い、選考基準を満たした者に対して留学を許可する。

- 2 選考基準を満たした者のうち、留学先大学の入学基準を満たす者を留学内定者、留学先大学の入学基準を満たす見込みのある者を留学候補生と称する。
- 3 留学選考試験の内容については別に定める。

(単位認定)

第 255 条 単位認定は本規程第 27 条に従う。

(認定単位の上限)

第 256 条 3 年次編入学後の卒業単位として留学先大学において修得した単位を認定する上限数は 60 単位とする。

第 10 節 2 カ国留学

(留学派遣時期)

第 257 条 派遣時期は本学学部編入学後の学部 3 年次の秋派遣を原則とする。

(申込資格)

第 258 条 次の各号の条件をすべて充足している者に申込資格を与える。

- (1) 短期大学部 2 年次生であり、3 年次編入学見込みである学部の当該留学における申込資格を満たす者。
- (2) 学内成績および出席状況が良好である者。
- (3) 所定の TOEFL において高位得点が 550 点以上の者。
- (4) 所定の TOEIC 平均点において 640 点以上かつリーディング平均点 270 点以上を取得している者。

(5) 原則として「留学概論」を修得済または修得見込みの者。

(留学選考試験の内容等)

第 259 条 留学の判定は留学選考試験にもとづき総合的に行い、選考基準を満たした者に対して留学を許可する。

2 選考基準を満たした者のうち、留学先大学の入学基準を満たす者を留学内定者と、留学先大学の入学基準を満たす見込みのある者を留学候補生と称する。

3 留学選考試験の内容については別に定める。

(単位認定)

第 260 条 単位認定は本規程第 27 条に従う。

(認定単位の上限)

第 261 条 3 年次編入学後の卒業単位として留学先大学において修得した単位を認定する上限数は 60 単位とする。

第 11 節 イベロアメリカリベラルアーツ留学

(留学派遣時期)

第 262 条 派遣時期は本学学部編入学後の学部 3 年次の秋派遣を原則とする。

(申込資格)

第 263 条 次の各号の条件をすべて充足している者に申込資格を与える。

(1) 短期大学部 2 年次生であり、3 年次編入学見込みである学部の当該留学における申込資格を満たす者。

(2) 学内成績および出席状況が良好である者。

(留学選考試験の内容等)

第 264 条 留学の判定は留学選考試験にもとづき総合的に行い、選考基準を満たした者に対して留学を許可する。

2 選考基準を満たした者のうち、留学先大学の入学基準を満たす者を留学内定者、留学先大学の入学基準を満たす見込みのある者を留学候補生と称する。

3 留学選考試験の内容については別に定める。

(単位認定)

第 265 条 単位認定は本規程第 27 条に従う。

(認定単位の上限)

第 266 条 3 年次編入学後の卒業単位として留学先大学において修得した単位を認定する上限数は 30 単位とする。

第 6 章 改 廃

(改 廃)

第 267 条 本規程の改廃は理事会が行う。

附 則

本規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

改 正 平成 28 年 4 月 1 日

改 正 平成 29 年 4 月 1 日

改 正 平成 30 年 4 月 1 日

改 正 2019 年 4 月 1 日

改 正 2020 年 4 月 1 日

附 則

本規程は、2020 年 4 月 1 日から施行する。

学 生 細 則

関西外国語大学・関西外国語大学短期大学部 学生細則

第 1 章 総 則

(趣旨)

第 1 条 この細則は、関西外国語大学(以下「学部」という)、関西外国語大学大学院(以下「大学院」という)、関西外国語大学短期大学部(以下「短期大学部」という)、関西外国語大学留学生別科(以下「別科」という)の学生が遵守すべき事項について定める。

(遵守事項および心得)

第 2 条 学生は、法令および社会規範を遵守しなければならない。また、学生は常に良識ある行動を取らなければならない。

2 学生は、学部、大学院、短期大学部、別科(以下総称して「本学」という)の設置目的に則り、各学則(以下それぞれ「大学学則」、「大学院学則」、「短期大学部学則」、「別科規程」という)および本学が定める諸規程を遵守し、学業の精励に努めなければならない。

3 学生は、自立心や集団における協力精神を養うため、学友会活動や課外活動に積極的に参加するよう努めなければならない。

第 2 章 学習環境および秩序の維持等

(学習環境および秩序の維持)

第 3 条 学生は、教育と研究の場にふさわしい学習環境および秩序の維持に努めなければならない。

(禁止事項)

第 4 条 学生は、次の各号に該当する行為をしてはならない。

- (1) 他人の行動を妨害する行為
- (2) 拡声器や音響機器等を使用し、騒音を発する行為
- (3) 施設を占拠する行為、または立ち入り禁止場所に侵入する行為
- (4) 施設、設備や備品を破壊、汚損や撤去する行為
- (5) 学内での喫煙行為
- (6) 大学入口付近、およびキャンパス隣接路上での喫煙行為
- (7) 指定された場所以外での飲酒行為
- (8) 特定の政党の主張や宗教上の教義を広める行為、またはそれらに反対する行為
- (9) 連鎖販売取引(マルチ商法、ネットワークビジネス等)を広める行為
- (10) スケートボード、キックボード、ローラースケート等による通学、およびそれらの学内持込または使用
- (11) 本学の教育活動と研究活動を妨害する行為、または本学が教育と研究の場にふさわしくないと判断する行為
- (12) その他前各号に準ずる行為

2 次の各号に該当する行為を行う場合、事前に本学の許可を得なければならない。

- (1) アンケート、署名活動または募金活動を行う行為
- (2) 掲示、看板の設置またはビラ等を配布する行為
- (3) 物品等を販売する行為

- 3 本条第1項の各号に規定した禁止行為を行った場合、および前項において規定した各号の行為を事前に本学の許可を得ずに行った場合は、懲戒を含めた処分を行うことがある。懲戒に関し必要な事項は学生懲戒規程に定める。

(本学構内への立ち入り)

- 第5条 午後9時30分から午前7時30分までの間、本学構内に立ち入ることを禁止する。
 - 2 日曜日および授業を行わない国民の祝日は、原則として本学構内に立ち入ることを禁止する。
 - 3 前項以外に本学構内に立ち入ることを禁止する場合は、当該日時等を掲示板等により公示する。

(施設、設備および備品等の使用上の注意)

- 第6条 本学の施設および設備を使用するには、本学の許可を得なければならない。
 - 2 学生は、本学の施設、設備および備品等を大切に扱わなければならない。
 - 3 学生による本学での電熱器具、ガス器具、石油ストーブ等の使用を原則として禁止する。大学祭等においてそれらを使用する場合は、事前に事務局学生部の許可を得なければならない。
 - 4 学生が故意または不注意により、本学の施設、設備および備品等を毀損した場合には、相当額の弁償の責任を負う。
 - 5 その他各使用規程を準用する。

第3章 証明書

(学生証の交付および携帯)

- 第7条 学生証は、入学時に交付する。本証は、本学学生としての身分を公に証明するもので、在籍期間中は1枚の発行を原則とする。
 - 2 学生証を他人に貸与や譲渡してはならない。
 - 3 学生証の複写または複写物の使用をしてはならない。
 - 4 学生証は常に携帯し、本学の教育職員、事務職員ならびに関係者の要求があるとき、または授業の出欠確認、学内試験、図書館入館・図書貸し出し、各種証明書交付申請等の際は呈示しなければならない。
 - 5 学生証を携帯していない者、本学の教育職員、事務職員ならびに関係者の呈示要求に応じない者に対しては、学外退出を求めることがある。
 - 6 学生証の記載事項に変更が生じた場合、学生は速やかに事務局学生部に届け出て、発行者の訂正を受けなければならない。

(学生証の有効期間)

- 第8条 学生証の有効期間は、学部は4年間(編入学は2年間)、大学院博士前期課程は2年間、大学院博士後期課程は3年間、短期大学部は2年間、別科は1年間とする。

(学生証の再交付)

- 第9条 次の各号に該当する場合、学生は事務局学生部に学生証の再交付願を提出しなければならない。当該担当部署は、次の第3号を除き再交付手続から2日後(本学休業日を除く)に交付する。
 - (1) 学生証の盗難または紛失の場合
 - (2) 著しい汚損またはやむを得ない事情がある場合
 - (3) 留年または休学による学生証の有効期間の延長の場合
 - 2 前項第1号における盗難または紛失の場合、学生は直ちに最寄りの警察署に届け出なければならない。

(学生証の返還)

第 10 条 卒業、修了、退学または除籍により学生の身分を失ったときは、直ちに学生証を本学に返還しなければならない。

(通学定期乗車券購入証明書の交付)

第 11 条 通学定期乗車券購入証明書は、公共交通機関の通学定期乗車券を購入する者に交付する。

2 当該証明書を他人に貸与や譲渡してはならない。

3 当該証明書の複写または複写物の使用をしてはならない。

4 当該証明書の盗難、紛失のときは、学生は事務局学生部で再交付手続をとらなければならない。

(通学定期乗車券購入証明書の有効期間)

第 12 条 通学定期乗車券購入証明書の有効期間は、卒業・修了年次生を除き、交付した年度の3月31日までとする。ただし、別科学生(以下「別科生」という)については、当該証明書の有効期間を入学時から1年間とする。

(学校学生生徒旅客運賃割引証の交付)

第 13 条 学校学生生徒旅客運賃割引証(学割証)は、JRの各旅客鉄道会社等において学割運賃の適用を希望する者に交付する。学割証を他人に貸与や譲渡してはならない。

2 学割証の複写または複写物の使用をしてはならない。

(各種証明書)

第 14 条 在籍証明書等本学が発行する各種証明書を他人に貸与や譲渡してはならない。

2 各種証明書の複写または複写物の使用をしてはならない。

3 証明書自動発行機(即日交付)以外の各種証明書の申込時間は、午後5時(土曜日は午後4時)までとする。

第 4 章 入学誓約書、保証書、同意書の提出および学籍情報の登録、変更

(入学誓約書、保証書および同意書の提出)

第 15 条 学生は、入学時に保証人または親権者連署のうえ、入学誓約書、保証書、および同意書を提出しなければならない。ただし、別科生については、保証人または親権者の連署を必要としない。

(学籍情報の登録)

第 16 条 学生は、教育研究活動等を遂行するうえで最低限必要な学籍情報を、本学が指定する期日までに定められた方法により登録しなければならない。

(学籍情報の変更)

第 17 条 学生は、本人の氏名や住所、および保証人または親権者の氏名や住所、その他登録内容に変更が生じたときは、速やかに事務局学生部(別科生は国際交流部)に届け出なければならない。

第 5 章 学籍異動の手続

(退学)

第 18 条 病気その他やむを得ない理由等自己都合により退学しようとする者は、所定の退学願および当該理由を証する書類等を提出し、学長の許可を得なければならない。

2 12月授業終了日の翌日以降に退学を申し出た場合の退学許可日は、当該年度の3月31日とする。ただし、9月入学者および別科生はこの限りでない。

- 3 9月入学者が7月授業終了日の翌日以降に退学を申し出た場合の退学許可日は、翌月の8月31日とする。
- 4 除籍となる者は、退学を願い出ることはいできない。

(再入学)

- 第 19 条 本学への再入学を志願する者があるときは、選考のうえ、学長が学年の始めにおいて相当年次に入学を許可することがある。
- 2 前項により再入学することのできる者は、大学学則第 48 条、大学院学則第 44 条、短期大学部学則第 44 条により本学を退学し2年以内の者とする。
 - 3 再入学を希望する者は、再入学年度の前年度1月末日までに所定の再入学願を提出しなければならない。
 - 4 9月入学者の再入学は9月とする。再入学を希望する前年度の6月末日までに当該願を提出しなければならない。
 - 5 大学学則第 49 条、大学院学則第 45 条、短期大学部学則第 45 条にもとづき除籍となった者は、再入学できない。
 - 6 懲戒により退学となった者は、再入学できない。
 - 7 特許入学試験(S方式・A方式・B方式)で入学し、退学した者が再入学を認められた場合は、退学前に活動していた同一クラブに加入し、在学期間中継続して当該クラブの活動を行わなければならない。
 - 8 再入学については、退学時の理由解消の確認を事前に行う。

(休学)

- 第 20 条 病気その他のやむを得ない理由により長期にわたって学修することができない者は、所定の休学願および当該理由を証する書類等を提出し、学長の許可を得て休学することができる。
- 2 休学願の提出期限は、次の各号に定める。
 - (1) 当該願を提出する年度の休学を希望する場合は、当該年度の12月授業終了日までに当該願を提出しなければならない。
 - (2) 9月入学者が当該願を提出する年度の休学を希望する場合は、当該年度の7月授業終了日までに当該願を提出しなければならない。
 - (3) 大学院生が1学期間の休学を希望する場合は、当該学期の授業終了日までに当該願を提出しなければならない。
 - (4) 別科生が休学を希望する場合は、当該学期の授業終了日までに当該願を提出しなければならない。
 - 3 休学期間は、次の各号に定める。
 - (1) 学部の休学期間は、休学許可日から当該年度の3月末日までの1年以内とし、通算して2年以内とする。ただし、9月入学者の休学期間は、休学許可日から当該年度の8月末日までの1年以内とする。
 - (2) 大学院の休学の期間は、1学期または1学年を区分とし、博士前期課程は2年、博士後期課程は3年を超えることができない。
 - (3) 短期大学の休学期間は、休学許可日から当該年度の3月末日までの1年以内とし、通算して2年以内とする。
 - (4) 別科の休学期間は、休学許可日から当該学期の終わりまでとする。
 - 4 休学期間は在学期間に算入しない。

(復学)

- 第 21 条 大学学則第 46 条、大学院学則第 42 条、短期大学部学則第 42 条、別科規程第 24 条にもとづき休学した者が休学理由の解消により復学を願い出た場合、学長がこれを許可することができる。ただし、年度途中および学期途中での復学は許可しない。
- 2 復学を希望する者は、休学年度の 2 月末日までに所定の復学願を提出しなければならない。
 - 3 9 月入学者が復学を希望する場合は、休学年度の 6 月末日までに当該願を提出しなければならない。
 - 4 大学院生が 1 学期間休学をして復学を希望する場合は、休学学期終了日の 1 カ月前までに所定の復学願を提出しなければならない。
 - 5 別科生が復学を希望する場合は、休学学期終了日の 1 カ月前までに所定の復学願を提出しなければならない。

第 6 章 授業料その他納付金

(納付方法)

- 第 22 条 別に定める授業料その他納付金は、期日までに納入しなければならない。ただし、授業料その他納付金は学期ごとに分納することができる。

第 7 章 公示および諸伝達

(公示および諸伝達方法)

- 第 23 条 本学からの学生に対する重要事項の伝達は、所定の掲示板等に公示する方法によって行う。
- 2 学生は自己の責任において、掲示板等にて公示内容の確認をしなければならない。

(奨学金の紹介)

- 第 24 条 奨学金(日本学生支援機構等)に関することは、奨学金専用掲示板等に掲示する。

第 8 章 集会・行事および団体の設立等

(集会および行事の手続)

- 第 25 条 本学内(以下「学内」という)における集会および行事を行うすべての場合、事前に当該責任者が当該集会および行事内容を書面にて事務局学生部に提出し、学生部長の許可を受けなければならない。諸般の事情により、当該集会および行事を許可しない場合もある。
- 2 集会または行事が、許可を得た内容と異なる場合や学内の秩序を乱す恐れがあると判断される場合は、学生部長(不在の場合は学生部委員または事務職員、これに準じる者として守衛等)が集会または行事の中止や解散を命じる。

(大学公認学生団体の設立)

- 第 26 条 学内において、大学公認学生団体を設立しようとするときは、当該責任者は所定の書式により役員・部員名簿および設立趣旨等を学友会へ申請したうえで、学生部委員会の承認を受けなければならない。
- 2 本学公認学生団体は、毎年所定の期日までに役員・部員名簿を学友会へ提出しなければならない。学友会は同名簿を事務局学生部に届けなければならない。
 - 3 本学公認学生団体のみが、学内外において本学名を使用することができる。本学公認学生団体以外の団体等は、本学名を使用してはならない。

(掲示の手続および期間)

第 27 条 学内における掲示は、当該掲示にかかる責任者あるいは団体を明確にしたうえで、事務局学生部の承認を受け、所定の掲示板等に掲示しなければならない。ただし、諸般の事情により、当該掲示を認めない場合がある。

- 2 掲示期間は、10 日間を限度とする。掲示期間を超えたものは、当該責任者あるいは団体が、速やかに撤去しなければならない。ただし、学友会行事に関する掲示については、諸般の事情を考慮し延長することがある。

第 9 章 学習・生活支援

(クラスアドバイザー等)

第 28 条 学生の学習面と生活面を支援・指導するために、各学部および別科においては各クラスに教育職員等によるアドバイザーを配置する。

- 2 学生の学習面と生活面の他、就職・大学編入学等の支援・指導をするために、短期大学部においては各クラスに教育職員によるクラス担任を配置する。

(学生相談室)

第 29 条 学生相談室は、学生の生活面の悩みなどについて個別に相談に応じるとともに、必要に応じて各クラスのアドバイザー等と協力し、その解決に努める。

第 10 章 保健衛生

(保健衛生)

第 30 条 学校保健安全法第 5 条にもとづき、学生は定期健康診断を毎年受診しなければならない。

- 2 所定の定期健康診断を受診できなかった場合は、1 週間以内に他の医療機関で検査を受け、健康診断書を保健管理センターに提出しなければならない。
- 3 学生の健康相談や救急処置等は、保健管理センターが行う。

第 11 章 通学時の遵守事項、通学方法と通学車両の登録

(車両による通学許可)

第 31 条 学生は、原則として徒歩および公共交通機関の利用により通学しなければならない。自動車等による通学は禁止する。

- 2 自動二輪車、原付自転車または自転車で通学する場合は、事前に許可を得なければならない。許可を得ることなく通学した場合は、懲戒を含めた処分を行うことがある。懲戒に関し必要な事項は学生懲戒規程に定める。
- 3 別科生については、自動二輪車または原付自転車での通学を禁止する。

(自動二輪車、原付自転車通学または自転車通学手続)

第 32 条 前条第 2 項において許可された自動二輪車、原付自転車または自転車による通学の場合は、事務局学生部に許可申請しなければならない。

- 2 前項において許可を得た場合の有効期間は、当該年度中とする。
- 3 学生は、通学目的で許可された当該車両の確認しやすい部分に登録シールを貼付しなければならない。

- 4 学生としての身分を失ったときは、直ちに登録シールを破棄しなければならない。
- 5 所有者や車両に変更が生じた場合は、登録シールを破棄のうえ、改めて許可申請しなければならない。

(自動車の学内乗入手続)

第 33 条 特別な事情により学内に自動車を乗り入れる場合は、事務局学生部の許可を得なければならない。

(遵守事項および車両による通学与学内乗入許可の取消)

第 34 条 第 31 条第 2 項、第 33 条において許可を得た学生は、次の各号に定める事項を遵守するとともに、安全運転を心がけなければならない。

- (1) 交通法規等を遵守し、本学の指導に従うこと
 - (2) 指定された場所に、駐車または駐輪すること
 - (3) 車両運転者としてふさわしくない行為をしないこと
- 2 前項に定める事項を遵守しない場合、本学は当該学生に許可した車両による通学および学内乗入許可を取り消すことがある。

(放置車両の廃棄)

第 35 条 学内に車両を長期間放置してはならない。

- 2 本学が放置通告を行った日から起算して 30 日を超過した放置車両については、本人が当該車両の所有権を放棄したものとする。
- 3 前項の車両については、本学が処分する。

第 12 章 公欠および気象警報発表時等の授業の取扱

(公欠)

第 36 条 公欠とは、当該授業への不参加を欠席として扱わないことをいい、当該授業における教授内容(中間テストないし小テスト等各種の試験やレポートの提出を含む)まで免除するものではない。

- 2 次の各号のいずれかに該当する欠席は、公欠とする。公欠届は原則として事後 2 週間以内に別に指示する部署で手続を終えた後、速やかに担当教員に提出しなければならない。ただし、学期末の授業終了間近の時期は当該届を事後速やかに所定の部署で手続し、担当教員に提出しなければならない。

- (1) 教育実習および介護等体験
- (2) 就職試験、内定式、内定会社での研修会および進学のための入学試験
- (3) 体育系競技会、文化系コンテストおよび演奏会等
- (4) 気象警報(特別警報または暴風警報)の発表
- (5) 駐日外国公館の面接
- (6) 感染症
- (7) 忌引
- (8) その他学生部長が特に必要と認めたとき

- 3 前項第 2 号に規定する内定式および研修会による公欠は、原則として各 1 日を限度とする。

- 4 第 2 項第 3 号に規定する競技会やコンテスト等による公欠は、本学公認学生団体(学生会に所属する団体を除く)に所属する学生を対象とし、原則として同一科目において 2 回を限度とする。ただし、諸般の事情を考慮し、さらに 2 回を限度として認めることがある。競技会やコンテスト等の

主催団体は、文部科学省、地方公共団体、私立短期大学協会、日本体育協会、学生連盟または新聞社等に限る。

- 5 第2項第4号に規定する気象警報による公欠は、第37条第2項および第38条第2項に定める。
- 6 第2項第5号に規定する駐日外国公館の面接による公欠は、本学の留学制度で留学するために必要なビザ(査証)取得のための面接に限る。
- 7 第2項第6号に定める感染症による公欠は、学校保健安全法施行規則第18条に定める感染症と診断された場合に限る。その場合医師の通学許可が出るまで登校できないこととし、医師の診断書にもとづき発病から通学許可が出るまでの期間を公欠とする。通学許可が出次第、医療機関の証明書を提出しなければならない。
- 8 第2項第7号に定める忌引による公欠は、次の区分によるものとする。

区 分	血 族	姻 族	区 分	血 族	姻 族
父 母	5 日	3 日	兄弟姉妹	3 日	1 日
祖父母	3 日	1 日	伯叔父母	1 日	—

ただし、葬儀等のため遠隔地に赴く必要がある場合は、その往復に要する日数を加えることができる。忌引休暇中に含まれる大学学則第21条、大学院学則第20条、短大学則第20条、別科規程第10条に規定する学生の休業日は、忌引休暇日数に算入する。

(大阪府下に特別警報または暴風警報発表時の授業等の取扱)

第 37 条 特別警報(本条および次条において、大雨特別警報、大雪特別警報、暴風特別警報、暴風雪特別警報、波浪特別警報、高潮特別警報をいう)または暴風警報が大阪府下のいずれかの市町村に発表された場合、本学は、授業および各学期末試験の措置等を決定する。

- 2 前項の警報(以下本条において「当該警報」という)が解除された場合の取扱については、次の各号に定める。
 - (1) 午前7時までに当該警報が解除されたときは、第1限目から授業を行う。
 - (2) 午前11時までに当該警報が解除されたときは、第1・2限目は休講とし、第3限目から授業を行う。
 - (3) 午前11時を過ぎて当該警報が解除されたときは、終日休講とする。
 - (4) 学期末試験の取扱については、試験規程に定める。
- 3 当該警報以外の気象警報であっても、本学が必要と判断した場合は、授業および各学期末試験の措置等を講じることがある。

(大阪府下以外に特別警報または暴風警報発表時の授業等の取扱)

第 38 条 特別警報または暴風警報が大阪府下以外に発表され、発表された市町村(以下「当該地域」という)に学生自身が居住する場合、対象学生の授業は公欠とする。

- 2 前項の警報(以下本条において「当該警報」という)が解除された場合の取扱については、次の各号に定める。
 - (1) 午前7時までに当該警報が解除されたときは、当該地域に居住する学生の授業は公欠としない。
 - (2) 午前11時までに当該警報が解除されたときは、当該地域に居住する学生の授業は第1限目・第2限目を公欠とする。
 - (3) 午前11時を過ぎて当該警報が解除されたときは、当該地域に居住する学生の授業は終日公欠とする。

(4) 学期末試験の取扱については、試験規程に定める。

(台風の接近等により公共交通機関が運休した場合の授業等の取扱)

第 39 条 台風の接近、自然災害または事故等により公共交通機関が運休した場合、本学は、授業および各学期末試験の措置等を決定する。

2 前項の運休(以下本条において「当該運休」という。)が解除された場合の取扱については、次の各号に定める。

(1) 午前7時までに当該運休が解除されたときは、第1限目から授業を行う。

(2) 午前11時までに当該運休が解除されたときは、第1・2限目は休講とし、第3限目から授業を行う。

(3) 午前11時を過ぎても当該運休が解除されないときは、終日休講とする。

(4) 学期末試験の取扱については、試験規程に定める。

3 第1項の公共交通機関は、次の各号のいずれかを対象とする。

(1) 京阪電鉄(本線)

(2) JR西日本(大阪環状線)および大阪市高速電気軌道「大阪メトロ」(同時運休)

4 台風の接近等により公共交通機関の運休が予定されている場合、またはそれに準じる場合は、その都度判断する。

5 第3項に掲げる公共交通機関の運休は、一部の区間のみの運休等は該当しない。

(ストライキにより京阪電鉄が運休した場合の授業等の取扱)

第 40 条 ストライキにより京阪電鉄が運休した場合、本学は、授業および各学期末試験の措置等を決定する。

2 前項の運休(以下本条において「当該運休」という)が解除された場合の取扱については次の各号に定める。

(1) 午前7時までに当該運休が解除されたときは、第1限目から授業を行う。

(2) 午前11時までに当該運休が解除されたときは、第1・2限目は休講とし、第3限目から授業を行う。

(3) 午前11時を過ぎても当該運休が解除されないときは、終日休講とする。

(4) 学期末試験の取扱については、試験規程に定める。

第 13 章 進路・就職指導および職業紹介等

(進路・就職指導および職業紹介等)

第 41 条 キャリアセンター委員会は、大学院および学部の学生を対象に各種ガイダンス、講座、講演会、企業セミナー等を開催するとともに、個別指導により就職の指導・職業紹介を行う。学生は、これらのガイダンス等に出席するよう努めなければならない。

2 進路指導委員会は、短期大学部の学生を対象に各種ガイダンス、講座、講演会、企業セミナー等を開催するとともに、個別指導により大学編入学の指導および就職の指導・職業紹介を行う。学生は、これらのガイダンス等に出席するよう努めなければならない。

3 大学院、学部および短期大学部の学生は進学、就職等に拘らず、キャリアセンターが指定する期日までに進路希望を所定の方法により届出なければならない。学生は修了または卒業後の進路が決定した時点で、速やかに進路状況をキャリアセンター所定の方法により届出なければならない。

4 進路、就職指導および第36条第2項第2号にかかる公欠届の承認は、進路希望の届出者を対象に行う。

第 14 章 表 彰

(表彰)

第 42 条 大学学則第 52 条、大学院学則第 61 条、短期大学部学則第 48 条、別科規程第 28 条の規定にもとづき、学生でよくその本分を尽くし、学力優秀、品行方正で他の学生の模範となる者は表彰する。

2 前項のほか、他の模範と認められる善行のあった者に対し、表彰を行うことがある。

第 15 章 その他

(拾得物)

第 43 条 学内において遺失物を拾得した場合は、事務局学生部に届け出なければならない。事務局学生部は、届出のあった日から原則として3か月間保管し、所有者が申し出ない場合には処分する。

(各種の問い合わせ)

第 44 条 各種の問い合わせは、事務局の当該担当部署に出向いて、これを行わなければならない。事務局は、緊急時を除き電話による問い合わせに応じない。

2 事務局は、学生の連絡先等の個人情報に関する問い合わせに応じない。

(改 廃)

第 45 条 この細則の改廃は理事会が行う。

附 則

1. この細則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

2. この細則の施行に伴い、従前の学生細則は廃止する。

改 正	平成 9 年 4 月 1 日	平成 23 年 4 月 1 日
	平成 11 年 4 月 1 日	平成 23 年 12 月 8 日
	平成 12 年 4 月 1 日	平成 24 年 4 月 1 日
	平成 13 年 4 月 1 日	平成 25 年 4 月 1 日
	平成 14 年 4 月 1 日	平成 26 年 4 月 1 日
	平成 15 年 4 月 1 日	平成 27 年 4 月 1 日
	平成 18 年 4 月 1 日	平成 28 年 4 月 1 日
	平成 19 年 4 月 1 日	平成 29 年 4 月 1 日
	平成 20 年 4 月 1 日	平成 30 年 4 月 1 日
	平成 21 年 4 月 1 日	平成 30 年 10 月 1 日
	平成 22 年 4 月 1 日	

附 則

この細則の改正は、2020 年 4 月 1 日から施行する。(2020 年 2 月 28 日改正)

學生懲戒規程

関西外国語大学・関西外国語大学短期大学部 学生懲戒規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、関西外国語大学学則第 53 条第 4 項、関西外国語大学大学院学則第 62 条第 4 項、関西外国語大学短期大学部学則第 49 条第 4 項および関西外国語大学留学生別科規程第 29 条第 4 項にもとづき、学生の懲戒について定める。

(懲戒の種類等)

第 2 条 懲戒の種類は、次の各項のとおり定める。

- 2 退学は、学生としての身分を剥奪するものである。この場合、再入学は認めない。
- 3 停学は、本学が特に認めた場合を除き、登校および本学の学生としての活動(教育課程の履修、課外活動への参加を含む)を禁止するものである。
 - (1) 停学は有期停学または無期停学とし、有期停学の停学期間は 6 か月以下とする。
 - (2) 停学の期間は、在学年限に算入し、修業年限に算入しないものとする。ただし、停学期間が 3 か月を超えない場合には、修業年限に算入することができる。停学期間中も所定の授業料その他納付金を納入しなければならない。
- 4 譴責は、学生の行った行為を咎め、戒めるものである。

(懲戒の事由)

第 3 条 懲戒の対象となる事由は、次の各号の行為をいう。

- (1) 犯罪行為等、各種法令に違反する行為
- (2) 暴力またはハラスメント等、他人の人権を侵害する行為
- (3) 迷惑行為等、社会の秩序を乱す行為
- (4) 危険ドラッグ等の保持または使用行為
- (5) 情報倫理に反する行為
- (6) 学外における課外活動中の飲酒行為
- (7) 指定された場所以外での喫煙または吸殻を捨てる行為
- (8) 論文執筆等における学問的倫理に反する行為
- (9) 未成年者の飲酒行為
- (10) 授業の出席や試験における不正行為
- (11) 正当な理由なく長期間に亘り授業を欠席し、成業の見込みがないと認められる行為
- (12) 学生の本分にそむき、本学の名誉を汚す行為
- (13) 本学の学則、学生細則およびその他の規程に違反する行為
- (14) その他前各号に準ずる行為

(懲戒の手続)

第 4 条 学生部長は、懲戒の対象となり得る前条に該当する行為があったとき、またはその疑いが生じたときは速やかに学長にその旨を報告する。

- 2 学生部委員会(以下「委員会」という)は、当該事案に係る調査を行い事実を確認するとともに、懲戒の可否および処分の内容を審議し、学長に対し原案を提出する。

- 3 委員会は、処分の原案を作成する前に該当する行為を行った学生(以下「当該学生」という)に弁明の機会を与えなければならない。ただし、当該学生が弁明の機会を放棄したときは、この限りではない。

(懲戒処分の決定)

- 第 5 条 委員会の懲戒処分にかかる原案が退学または無期停学の場合は、学長は事前に教授会(大学院は大学院委員会)の意見を聴き、懲戒を決定する。当該学生が留学生別科の学生の場合は、外国語学部教授会で意見を聴くこととする。
- 2 懲戒は学長が行う。
 - 3 懲戒の発効日は、学長が当該学生に対し懲戒を通知する日とする。

(懲戒処分の公示)

- 第 6 条 学長は、懲戒処分を受けた学生の所属、学年、学籍番号、氏名、処分内容、処分理由、その他必要な事項を所定の掲示板に1か月間公示する。ただし、公示事項については事案の性質に鑑みて弾力的に取り扱う。

(無期停学の解除)

- 第 7 条 学長は、無期停学を解除することが適当と判断したときは、当該学生に解除を通知する。

(自宅謹慎)

- 第 8 条 学生部長が、第4条第1項において当該学生の行為が停学以上の懲戒処分に該当すると判断する場合、委員会の議を経て、学生部長は当該学生に対し、懲戒処分が決定されるまでの相当な期間を定め、登校を停止し自宅謹慎を命じることができる。
- 2 謹慎期間は、停学期間の範囲で停学期間に算入することができる。

(本学公認学生団体の処分)

- 第 9 条 本学公認学生団体を対象に処分を行う場合は、第1条から第8条を準用し、学長がこれを行う。
- 2 前項の処分は、廃部、活動停止および譴責とする。
 - 3 第4条第2項にもとづき、学生部長が当該学生団体の行為が活動停止以上の処分に該当すると判断する場合、委員会の議を経て、学生部長は当該学生団体に対し、処分が決定されるまでの相当な期間を定め、活動の自粛を命じることができる。

(改廃)

- 第 10 条 この規程の改廃は理事会が行う。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。(平成27年2月7日改定)

附 則

1. この規程は、平成28年4月1日から施行する。(平成28年2月26日改定)
2. 留学生別科学生に対しては、平成28年度秋学期入学生から適用する。

授業料その他納付金規程

関西外国語大学・関西外国語大学短期大学部 授業料その他納付金規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、関西外国語大学学則(以下「大学学則」という)第 10 章および関西外国語大学短期大学部学則(以下「短大学則」という)第 11 章にもとづき、学生の入学金、授業料その他納付金の納入期日および納入方法等について定める。

(授業料その他納付金等の種類)

第 2 条 この規程において、前条の授業料その他納付金とは授業料、教育充実費、諸会費をいう。

2 入学金、授業料、教育充実費の金額は、大学学則別表第 10 および短大学則別表第 6 に定める。

3 この規程において、諸会費とは学友会費、学生教育研究災害傷害保険加入料、同窓会費をいい、それらの金額は別表第 1 に定める。

(分納)

第 3 条 授業料その他納付金は、諸会費を除き、納付者の希望により全納または学期ごとに分納することができる。

(納付期日)

第 4 条 前条の納入期日は、次に掲げる期日とする。

在 学 生	全 納		3 月 31 日まで(4 月入学) 8 月 31 日まで(9 月入学)
	分 納	春学期	3 月 31 日まで
		秋学期	8 月 31 日まで

2 新入生の納入期日は、入学手続時とする。

(延納手続)

第 5 条 授業料その他納付金の納入の延期は、正当な事由がある場合に学長が許可する。

2 前項における延納を希望する者は、原則として所定の書面にて保証人または親権者と連署のうえ、納入期日までに学長に願い出なければならない。

3 休学者が延納を希望する場合も、前項の取扱のとおりとする。

4 原則として、入学手続時の入学金、授業料その他納付金の延納を願い出ることはいできない。

5 延納を許可された者の納入期日は、春学期は 7 月 15 日、秋学期は 12 月 15 日までとする。

(未納者の取扱)

第 6 条 授業料その他納付金未納者は、これを納めなければ当該学期に履修した授業科目の単位を与えられない。

2 前条第 5 項に規定する期間内に授業料その他納付金を完納しない者は、除籍する。

(休学者の授業料その他納付金)

第 7 条 4 月 1 日付けで休学の許可を得る者は、年間授業料の半額を納めなければならない。また、春学期開始以降 9 月 1 日付けまでに休学の許可を得る者は、春学期所定の授業料その他納付金のほか、秋学期授業料の半額を納めなければならない。

- 2 9月入学者が9月1日付で休学の許可を得る場合は、年間授業料の半額を納めなければならない。
また、9月入学者が秋学期開始以降4月1日付けまでに休学の許可を得る場合は、秋学期所定の授業料その他納付金のほか、春学期授業料の半額を納めなければならない。

(留年者、復学者の授業料その他納付金)

第 8 条 留年者または休学者が復学した場合は、当該年度の学年の授業料その他納付金を納めなければならない。

- 2 留学により留年する場合についても、前項の規定を適用する。

(退学者の授業料その他納付金)

第 9 条 中途退学を申し出た場合、在籍する学期の授業料その他納付金を完納していなければ、原則として許可しない。ただし、第5条第1項に定める延納手続を許可された者が、同条第5項に定める期間内に退学願を提出した場合、特別に退学を許可する場合がある。

(再入学者の授業料その他納付金)

第 10 条 大学学則第28条または短大学則第26条の規定により再入学を許可された者は、再入学する年度の学年の授業料その他納付金に加えて、再入学の諸手続に必要な経費として大学学則別表第10または短大学則別表第6に定める入学金を納めなければならない。

(返還願出期日および返還金)

第 11 条 既納の授業料その他納付金の返還願出期日および返還金額は、次の各号に定める。

- (1) 4月入学の場合

	返還願出期日	返 還 金 額
入学辞退者	入学前の 3月31日	入学金を除き、既納の授業料その他納付金全額を返還する。 (指定校推薦入試および特技入試による入学辞退者には返還しない)
退 学 者	3月31日	既納の次年度授業料その他納付金全額を返還する。
	8月31日	既納の秋学期授業料その他納付金を返還する。 (諸会費は分納としないため返還しない。)
	願出期日にかかわらず、入学時に徴収した学生教育研究災害傷害保険加入料の在学年数にもとづいた徴収不要金額、および同窓会費を返還する。	
休 学 者	3月31日	既納した次年度授業料その他納付金のうち、その年度の年間授業料の半額を除いた授業料その他納付金全額を返還する。
	8月31日	既納した秋学期授業料その他納付金のうち、秋学期授業料の半額および秋学期教育充実費を返還する。 (諸会費は分納としないため返還しない。)

(2) 9月入学の場合

	返還願出期日	返 還 金 額
入学辞退者	入学前の 8月31日	入学金を除き、既納の授業料その他納付金全額を返還する。
退 学 者	8月31日	既納の次年度授業料その他納付金全額を返還する。
	3月31日	既納の春学期授業料その他納付金を返還する。 (諸会費は分納としないため返還しない。)
	願出期日にかかわらず、入学時に徴収した学生教育研究災害傷害保険加入料の在学年数にもとづいた徴収不要金額、および同窓会費を返還する。	
休 学 者	8月31日	既納した次年度授業料その他納付金のうち、その年度の年間授業料の半額を除いた授業料その他納付金全額を返還する。
	3月31日	既納した秋学期授業料その他納付金のうち、春学期授業料の半額および春学期教育充実費を返還する。 (諸会費は分納としないため返還しない。)

(返還手続)

第 12 条 既納の授業料その他納付金の返還を希望する者は、所定の書面にて前条に定める期日までに学長に願い出なければならない。

(改 廃)

第 13 条 この規程の改廃は理事会が行う。

附 則

1. この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
2. この規程の施行に伴い、学費納入規程は廃止する。
3. この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は 2020 年 4 月 1 日から施行する。(2020 年 2 月 28 日改正)

別表第 1 諸会費

	学友会費	学生教育研究災害 傷害保険加入料 (入学または編入学時)	同窓会費 (入学または編入学時)
大 学	7,000 円 (入学時) 4,000 円 (2 年次以降)	3,300 円 (4 年分)	10,000 円
大学 (編入学)	7,000 円 (編入学時) 4,000 円 (4 年次)	1,750 円 (2 年分)	10,000 円 (本学大学・短大 以外出身者のみ)
短 大	7,000 円 (入学時) 4,000 円 (2 年次)	1,750 円 (2 年分)	10,000 円

